

地域少子化対策検討のための手引き

— 働き方改革を中心に —

(第1版)

平成28年 2月

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局

目 次

はじめに —この手引きについて—	1
1. 出生率に影響を及ぼす諸要因	2
2. 「地域アプローチ」の基本構造	4
3. 要因分析と対応策の考え方 —分析事例—	8
分析事例 1：秋田県	12
分析事例 2：神奈川県	27
分析事例 3：福井県	42
分析事例 4：滋賀県	57
分析事例 5：奈良県	71
分析事例 6：島根県	86
分析事例 7：宮崎県	101
分析事例 8：沖縄県	117
分析事例 9：札幌市	132
4. 地域における施策の取組事例集	144

はじめに 一この手引きについて一

- 現在、我が国全体の出生率は非常に低い状況にあるが、この出生率は地域によって大きく異なっている。また、出生率低下の要因である「晩婚化・晩産化」の状況や、その背景にある「働き方」などの状況にも地域差がある。
他方で、これまでの少子化対策は、国全体にわたる画一的な政策が中心となっており、地域性が乏しい面もあった。
- こうしたことから、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」^(※1)では、「出産・子育ての現場である地域の実情に即した働き方改革の推進」が「希望出生率1.8」に直結する緊急対策としてあげられている。
そして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」^(※2)では、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、少子化対策における「地域アプローチ」の推進として、地域指標の公表と充実、少子化対策の先駆的・優良な取組の横展開、地域の実情に即した「働き方改革」の推進を図ることとされている。
(※1) 平成27年11月26日 一億総活躍国民会議
(※2) 平成27年12月24日 閣議決定
- 少子化対策については、国全体にわたる取組をより一層進めるとともに、「地域アプローチ」による各地域の実情に即した取組を進めることが重要である。
- この手引きは、少子化対策における「地域アプローチ」検討のために有識者の参加を得て開催された「地域少子化対策検証プロジェクト」^(※3)の議論を踏まえ、各地域において、「地域少子化・働き方指標」^(※4)や「地域事例」^(※5)を活用して、どのように地域の少子化の分析や対策の検討を進めることができるかについて、具体例を示し、まとめたものである。
(※3) 平成27年9月30日から開催。（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/>）
(※4) 同プロジェクトの議論を経て、平成27年10月22日に、出生率に関する各指標や、これらに大きな影響を与える「働き方」に関する実態を地域別に分析した「地域少子化・働き方指標（第1版）」を公表。（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/>）
(※5) 同プロジェクトにおいても、有識者やヒアリングを行った地方公共団体から地域における様々な取組事例が報告されている。
- 出生率に影響を及ぼす諸要因のなかで「働き方」に関するものは大きな部分を占めており、この手引きも働き方改革を中心としたものとなっている。各地域における、地方公共団体や労使等からなる会議などにおいて、幅広く活用されることが期待される。
- なお、本手引きは、地方公共団体での議論の進み方などを踏まえて、必要に応じて改訂していくものである。

1. 出生率に影響を及ぼす諸要因

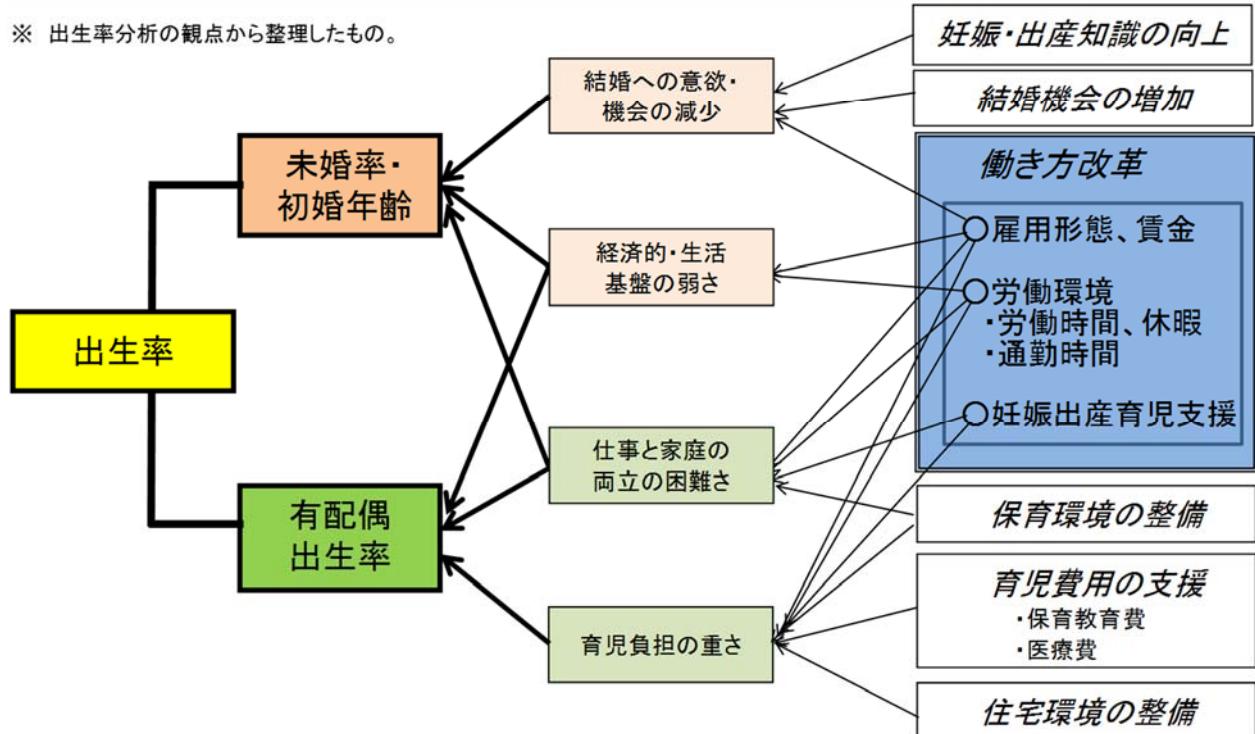
- 出生率は、大きくは「未婚率・初婚年齢」と「有配偶出生率」により分析することができる^(※)。それぞれが「結婚への意欲・機会の減少」「経済的・生活基盤の弱さ」「仕事と家庭の両立の困難さ」「育児負担の重さ」などの要因の影響を受けていると考えられる。

(※) 総務省「国勢調査」及び厚生労働省「人口動態調査」を用いた分析となる。なお、国勢調査の有配偶には届出をしていなくても事実上結婚している場合も含まれ（未婚には離死別は含まれていない）、人口動態調査の出生には法的婚姻関係がない状態での出生も含まれる。具体的な施策を検討する際には、多様な家族の形があることを踏まえて、きめ細かく対応する必要がある。
- これらの要因は、さらに、「妊娠・出産知識」「結婚機会」「働き方」「保育環境」「育児費用」「住宅環境」などの要因の影響を受けていると考えられる。各要因は、様々に絡み合って影響しており、各種対策を総合的に進めることができが少子化対策の基本となるが、中でも、「働き方改革」は、若い世代の結婚意欲や機会、生活基盤、仕事と家庭の両立、育児負担など、少子化をめぐる多くの要因に関わっており、大きな部分を占めていると考えられる。
- そして、出生率の状況、未婚率や初婚年齢の状況、有配偶出生率の状況、これらに影響すると考えられる各種要因は、地域によって大きく異なっている。働き方についても、雇用形態や賃金、労働時間や通勤時間、妊娠・出産・育児支援など、地域によって様々である。まず、全国の状況との比較等を行いながら、各地域の特徴を把握することが重要である。

図1. 出生率に影響を及ぼす諸要因－分析の観点－

- 出生率は、大きく「未婚率・初婚年齢」と「有配偶出生率」とに分けて分析される。
- それぞれが様々な要因の影響を受けているが、その中で「働き方」は大きな部分を占めていると考えられる。

※ 出生率分析の観点から整理したもの。



2. 「地域アプローチ」の基本構造

(1) 「地域アプローチ」の基本構造

- 少子化の状況や要因は地域によって異なるため、地域ごとに、要因分析を行い、課題を設定し、対策を検討する必要がある。
 - 他方、
 - ・ 少子化の状況や要因には全国に共通するものもあること、
 - ・ ある地域の特徴を把握するためには全国の中でどのような位置にあるかを見ることが有効と考えられること、
 - ・ 分析から課題設定までの進め方は一定の方法が考えられること、
 - ・ 対策についても各地の取組事例がヒントになり得ること、
- から、国においては、必要な地域指標等を作成・公表するとともに、分析の考え方・事例の提示等を行って、各地域の取組を支援することとしている。

(2) 「地域アプローチ」に用いるデータ

- 少子化について「地域アプローチ」（地域の実情を踏まえた現状分析、対策の検討）を進めるためには、出生率の分析に用いる「未婚率・平均初婚年齢」や「有配偶出生率」、これらに影響を及ぼす各種要因に関するデータを収集し、整理する必要がある。
- 「地域少子化・働き方指標（第1版）」では、主に合計特殊出生率との相関関係に着目しつつ、「未婚率・初婚年齢」「有配偶出生率」など結婚や出産の状況等を示す「少子化関係指標」と、結婚や出産に影響を及ぼすと考えられる働き方をはじめとした各種要因の状況を表す「働き方関係等指標」をとりまとめた。
- また、「地域少子化・働き方指標（第2版）」では、各地域の第1版に加えて、地域アプローチを進めるために必要と考えられる指標を追加し、改めて全体としてとりまとめを行っている。各地域の少子化を取り巻く状況は多様と考えられることから、必ずしも合計特殊出生率との相関はみられなくても、地域によって違いがあり各地域の実情の分析に資すると考えられること、公的統計であり市町村等の状況もある程度把握できること等を考慮して指標の追加を行っている。

- この手引の「3. 要因分析と対応策の考え方 一分析事例一」では、9つの地方公共団体についての分析事例を示しているが、そこで用いたデータは全て、「地域少子化・働き方指標（第2版）」に含まれている。
- さらに、実際に各地域において分析を進める際には、「地域少子化・働き方指標（第2版）」には含まれていなくても、その地域の少子化やその要因に大きな影響を及ぼしていると考えられる事項もあり得ると考えられる。
地域の状況を掘り下げていくためには、「地域少子化・働き方指標（第2版）」を手がかりにして、それに含まれていない少子化関係指標および働き方関係等指標をはじめ幅広い観点から資料を収集・整理し、時系列での観察、全国や他地域との比較、関係者との議論等を行って、考察を深めることが重要である。

（3）「地域アプローチ」の手順

S T E P 1：指標から課題の所在を考察する

- 各地域においては、まず、少子化関係指標を活用して、当地域の少子化の特徴を把握し、課題の所在を考察する必要がある。
- 例えば、未婚率は全国平均なみだが、有配偶出生率が全国平均より低いということであれば、結婚した場合にも子供をもちにくい可能性、あるいは、第2子以降をもちにくい可能性が考えられ、仕事と家庭の両立を難しくする働き方の課題（長時間労働、通勤時間の長さ等）がないか、効果的な子育て支援に課題がないか等の課題の所在が考えられる。
- ただし、現在の全国の出生率が、国民の希望がかなったとした場合の出生率の水準を下回っている状況を踏まえれば、少子化関係指標が全国平均なみであったとしても、課題がないということではなく、地域住民の結婚や出産に関する希望と実際との間に乖離が生じている可能性があること、引き続き地域住民の希望をかなえるための取組が求められることに留意が必要である。

S T E P 2：要因を分析する

- 次に、様々な要因について分析を深め、課題を設定する。
- 例えば、「地域少子化・働き方指標（第2版）」で公表された働き方関係等指

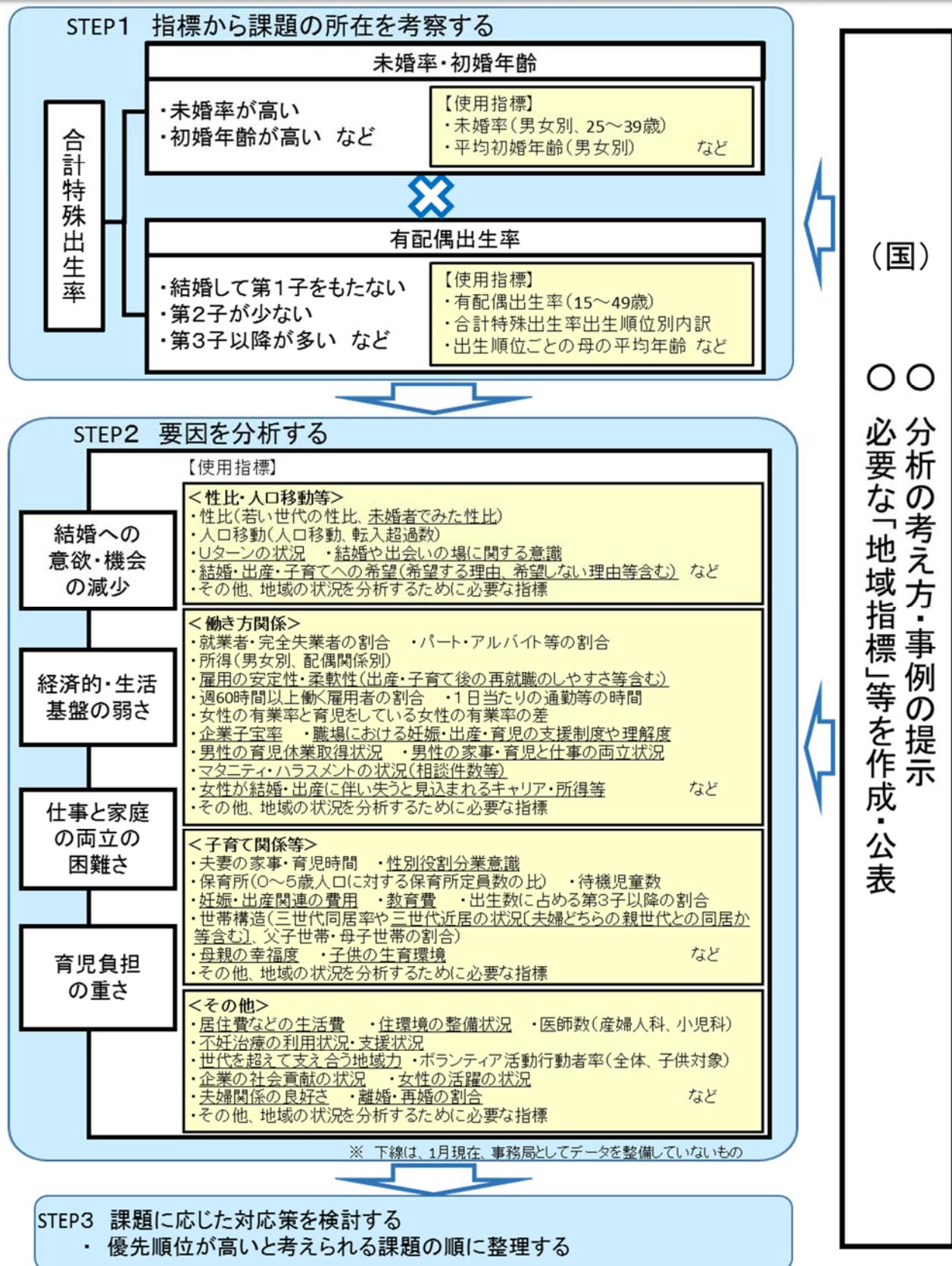
標をみると、出生率と、女性の有業率と育児をしている女性の有業率との間には、都道府県別にみた場合にかなりの相関がみられる。育児をしている女性の有業率がかなり低いことは、結婚や出産にともなって就業を継続することが難しく、働き方の課題、仕事と家庭の両立支援や子育て支援の課題等が示唆されている可能性がある。

- 特に、働き方に関しては、大きく、就業環境の安定や所得等が十分に得られるかといった経済的観点と、通勤・通学、仕事、家事・育児、その他の時間がバランス良く余裕を持って確保できるかといった時間的観点があり、両面からの分析が重要と考えられる。

S T E P 3 : 課題に応じた対応策を検討する

- そして、設定した課題に応じて、対応策を検討する。
- このとき、各地域の取組事例も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた対応策を検討することが重要である。取り組むこととした施策は、地方版総合戦略の改訂の際に反映し、業績評価指標（KPI）を設定して、評価・改善していくことが求められる。

図2. 少子化対策における「地域アプローチ」の基本構造



3. 要因分析と対応策の考え方 一分析事例一

(1) 分析事例について

- ここでは、それぞれ出生率や地域の状況に特徴があると考えられる9つの地方公共団体についての具体的な分析事例を示すことで、地域アプローチにおける要因分析と対応の考え方を示す。
- なお、この分析事例は、各地方公共団体の了解を得て、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において、分析事例として作成したものであり、各地域において実際に分析を行うと、これとは異なるものとなり得る。
- また、市町村によっては、公的統計から働き方関係等指標が得にくい場合があり得る。そうした場合には、都道府県の指標を活用する方法、独自にアンケート等の調査を実施して類似のデータを得る方法が考えられる。

(2) 留意事項等

<分析・検討の進め方に関する事項>

(分析は地域の健康診断)

- 分析は、順位や全国平均との差に着目した成績表をつくるのではなく、結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかないやすい地域づくりのためにどこに課題があるかを探り、各地域の若い世代が将来に夢をもてるようになるためにどのように改善すべきかを考えるヒントを得るための、健康診断のようなものと受け止めることが重要である。

(関係者間での議論の深化と協力)

- 少子化の背景となる要因は様々であり、中でも大きな部分を占めていると考えられる「働き方」についても様々な関係者が関わっていると考えられる。各地域で検討する際には、関係者間で、様々な観点から議論を深め、協力して対策を検討していくことが期待される。

(働き方を考える際は、職場と家庭と両方のことを考えることが重要)

- 働き方改革について、職場での働き方をどうするかという観点からの議論に偏ることなく、若い世代が職場での働き方と家庭での働き方（家事、育児、その他）の調和をどのようにとるかという広い観点から議論がなされるよう留意する必要がある。

(地方公共団体間の連携)

- 実際に各地域で検討する際には、例えば、出産・子育て期にある者が郊外居住を選択することで、ある地方公共団体に居住しつつ、近隣の他の地方公共団体で働く者がみられる場合がある。従って、対応策を検討する際には、地方公共団体間の連携の必要性等についても、考慮に入れる必要があると考えられる。

<分析・検討の際に留意すべき事項や考察を深めるべき事項>

(出生率の動向等の正確な把握)

- 出生率の水準や動向については、一般に、毎年の合計特殊出生率でみるとが多いが、これは、毎年の15~49歳の女性の年齢別出生率を足し上げたものであり、例えば「ひのうえま」の年のように、各世代が最終的にもつ子供の数に大きな変化がなくても、出産タイミングをずらすことによって一時的にかなりの変動が生じ得るという性質がある。出生率の水準や動向をみると、数値の動きが、人々が希望する結婚や出産ができるようになったことを反映したものであるかどうか等について考えつつ、みていく必要があると考えられる。

(地域の産業構造、就業形態の特徴を踏まえた分析)

- 例えば、自営業と雇用者とでは、通勤時間、労働時間、休暇、所得水準など働き方に関連する状況にかなりの違いがあることが考えられる。分析に際しては、地域の産業構造や就業形態などの特徴も踏まえて、現状把握、課題の検討を進めることが重要と考えられる。

(家事・育児時間等の生活時間の統計について)

- 家事・育児時間やボランティア参加率等の統計については、地域によって回答者の生活時間のとらえ方やボランティアのとらえ方等に相違がある可能性もある。家事・育児時間は少なくとも、地域の子供のスポーツ活動等を支援する活動が盛んに行われているケース等もあるなど、単純な統計による地域間比較だけでなく、地域の特性等を踏まえた考察が行われるよう留意が必要と考えられる。

(意識・価値観、夫婦関係の良好さ、男女共同参画や女性の活躍の状況等)

- 結婚、妊娠・出産、子育てに影響を及ぼす要因として、仕事と家事・育児等に関する性別役割分業意識や価値観、夫婦間で良好な関係を築くことができているか、男女共同参画や女性の活躍の状況等も考えられる。分析に際しては、こうした事項についても可能な限り考察を深める必要があると考えられる。

(離死別、子供の生育環境等の状況)

- 各地域には、離別や死別、子供の貧困等の状況にある世帯が一定程度存在すると考えられる。きめ細かい分析を深めるためには、各地域におけるこうした世帯の実態やニーズの把握も必要と考えられる。

(結婚、妊娠・出産、子育ての希望について)

- 少子化対策の基本は、若い世代の結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえることと考えられる。ただし、結婚意向のない者でも、良い出会いの機会があれば結婚を検討する可能性が示唆される調査結果があり^(※1)、また、夫婦の理想子ども数は予定子ども数よりも高い^(※2)。結婚、妊娠・出産、子育てがしやすい環境が整い、そうした環境を人々が実感できるようになることは、若い世代の結婚、妊娠・出産、子育ての希望にも明るい影響を及ぼす可能性があると考えられる。各地域における若い世代の男女が、どのようなことを考え、希望しているかについて考察を深めることが重要と考えられる。

(※1) インターネットを活用した意識調査（地域少子化対策検証プロジェクト（第2回）資料8参照）によると、「一生結婚するつもりはない」と考える者でも、独身でいる理由として「適当な相手にまだめぐりあわないから」をあげる割合が一定程度ある。

(※2) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」等

(不妊治療の状況等)

- インターネットを活用した意識調査（第2回地域少子化対策検証プロジェクト資料8参照）によると、夫婦の子ども数について、持つつもりの子どもの数が0人で、理想より少ない理由として、「欲しいけれどもできないから」とする割合が最も高くなっている。不妊治療の状況等についても留意が必要と考えられる。

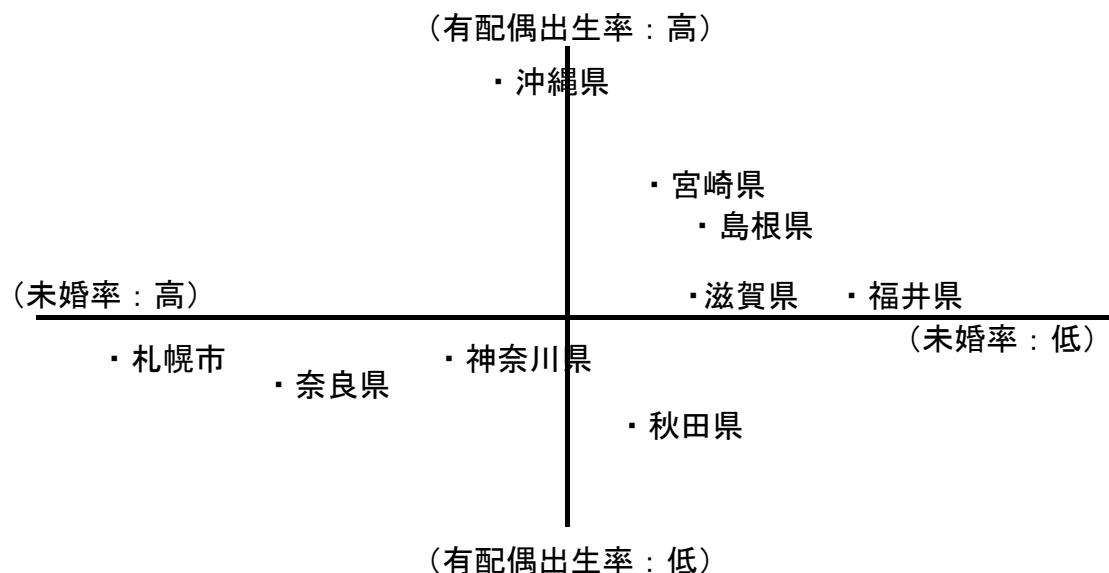
(統計数値の安定性について)

- 地域別に集計した統計数値は、対象者が少ないと理由で不安定になることもありますので、隣接する地域の情報や他の統計数値も参考にする等により多面的に検討を進めることが重要と考えられる。

【対象とした地域】

地 域	概 要
秋田県	・有配偶出生率が低く、出生率が低い
神奈川県	・未婚率が高く、有配偶出生率が低く、出生率が低い
福井県	・未婚率が比較的低く、出生率が比較的高い
滋賀県	・未婚率が比較的低く、出生率が比較的高い
奈良県	・未婚率が高く、有配偶出生率が低く、出生率が低い
島根県	・未婚率が比較的低く、有配偶出生率が比較的高く、出生率が比較的高い
宮崎県	・有配偶出生率が比較的高く、出生率が比較的高い
沖縄県	・有配偶出生率が高く、出生率が高い
札幌市	・未婚率が高く、政令市の中でも出生率が低い

【各地域のイメージ】



分析事例 1：秋田県

STEP 1：指標から課題の所在を考察する

合計特殊 出生率	H26 1. 3 4 (38 位) (全国 1. 42)		未婚率 (女性、25~39 歳)	H22 3 4. 4 % (18 位) (全国 37. 7%)
			有配偶出生率 (15~49 歳)	H22 6 7. 2 /千人 (47 位) (全国 79. 4/千人)

- ・ 合計特殊出生率は、全国を下回る。女性の未婚率は全国よりやや低い程度であるが、有配偶出生率が全国で最も低く、特に、妊娠・出産をとりまく環境に課題があると考えられる。
- ・ また、男性の 25~39 歳未婚率は 48. 5% で全国 (49. 8%) をやや下回る程度であり、平均初婚年齢 (H26) は男性が 31. 0 歳、女性が 29. 2 歳でいずれも全国 (男性 31. 1 歳、女性 29. 4 歳) とほぼ同水準である。全国と同様に、結婚を取り巻く環境にも課題があると考えられる。
- ・ 出生順位別合計特殊出生率をみると、第 1 子 0. 62、第 2 子 0. 51、第 3 子以降 0. 21 となっており、全国 (第 1 子 0. 67、第 2 子 0. 52、第 3 子以降 0. 23) と比べて、第 1 子 (全国で 43 位)、第 3 子以降 (全国で 41 位) と低くなっている。第 1 子、第 3 子以降が生まれにくい状況にあると考えられる。
- ・ 出生順位ごとの母の平均年齢は、晩婚化の影響を受けて、第 1 子 30. 0 歳、第 2 子 32. 0 歳、第 3 子 33. 3 歳となっており、全国 (第 1 子 30. 6 歳、第 2 子 32. 4 歳、第 3 子 33. 4 歳) と大きな離はなく、第 1 子及び第 2 子が 21 位、第 3 子が 25 位となっている。全国と同様に晩婚化・晩産化が進んでいる状況にあると考えられる。
- ・ なお、出生数は減少を続けており、平成 22 年から 26 年の 5 年間に 6, 688 人から 5, 998 人へ 690 人、10. 3% の減少がみられ、全国の減少幅 (マイナス 6. 3%) より大きく減少している。若い女性の顕著な転出超過傾向 (定着率の低下、後述) がみられることと合わせて考えると、秋田県においては、長期的な出生数の減少が、将来の労働力不足など社会経済にも影響を及ぼす、大きな課題であると考えられる。

STEP 2：要因を分析する

(1) 結婚への意欲・機会に関する分析

①性比 (H22)

- 30～34 歳の性比（女性人口 100 人当たりの男性人口）は 105.4 で全国の 103.0 を上回り、都道府県別にみて高い方から 14 位である。男性にとっては、同世代の女性が少ない状況にある。

②人口移動

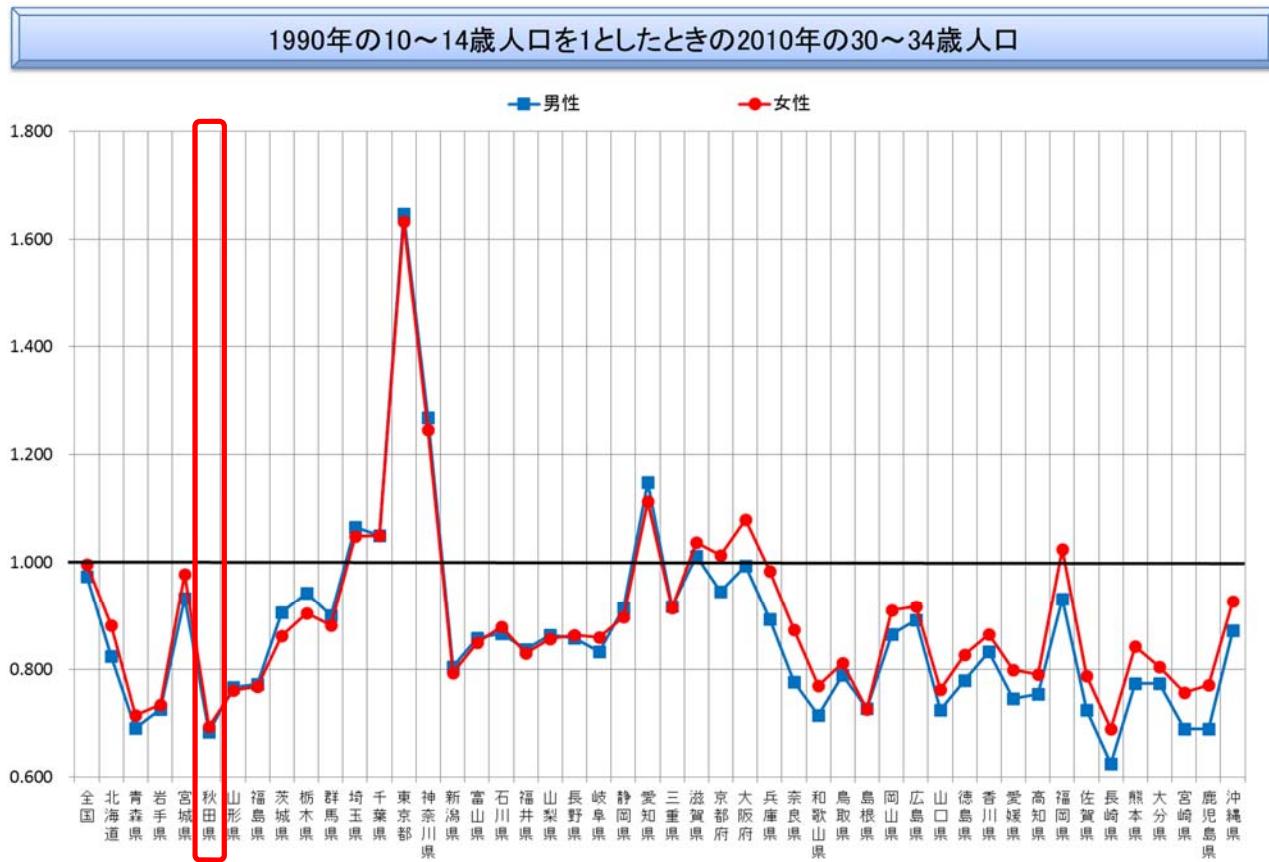
- 1990 年の 10～14 歳人口と 2010 年の 30～34 歳人口の比をみると、男性が 0.684、女性が 0.694 であり（全国では男性が 0.975、女性が 0.996）、男女とも長崎県に次いで 2 番目に低い値である。高校卒業後の人口流出が起こりやすく、地元に残って生活することを選択しづらい状況があるものと考えられる。
- 平成 26 年の転入超過数はマイナス 4,423 人となっており、15～24 歳の若い世代を中心に、転出超過となっている。



秋田県では、若い世代における男性の比率が高くなっている。また、進学や就職の時期に若い世代が大幅に流出してなかなか戻ってこないことにより、同世代の規模が大きく縮小する状況となっている。

さらに、全国的にはこの 10 年ほどの間に合計特殊出生率が上昇しているが、秋田県では、最近の合計特殊出生率の上昇率が全国で最も低くなっている。最近のこうした傾向についてさらに分析が必要と考えられる。

図3－1－1 1990年の10～14歳人口を1としたときの2010年の30～34歳人口



資料出所：総務省統計局「国勢調査」(平成22年)

※1 「国勢調査」(平成2年)については既知の男女別・国籍別・年齢別人口の分布に応じて年齢・国籍不詳人口を按分し、「国勢調査」(平成22年)については総務省統計局が年齢・国籍不詳を按分した値 (<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/9.htm>) を用いた。

(2) 経済的状況・生活基盤に関する分析

③就業者・完全失業者の割合（H22）

（就業者の状況）

- ・ 30～34歳の未婚者のうち就業者の割合は、男性が81.1%、女性が82.7%で、全国（男性83.5%、女性83.9%）と比べると、男女ともに全国より低くなっている。
- ・ 30～34歳の有配偶者のうち就業者の割合は、男性が97.5%、女性が68.5%で、全国（男性97.5%、女性53.1%）と比べると、男性は全国と同程度の水準であるが、女性は全国よりかなり高くなっている。

（完全失業者の状況）

- ・ 30～34歳の未婚者のうち完全失業者の割合は、男性が14.4%、女性が8.3%となっており、全国（男性11.9%、女性8.1%）と比べると、男女ともに高くなっているとくに男性で顕著である。
- ・ また、有配偶者の完全失業者の割合は、男性が2.1%、女性が2.5%となっており、全国（男性1.9%、女性1.9%）と比べると、男女ともに高くなっている。
- ・ 未婚者と有配偶者の完全失業者の割合を比べると、男女ともに未婚者の方がかなり高くなっている。



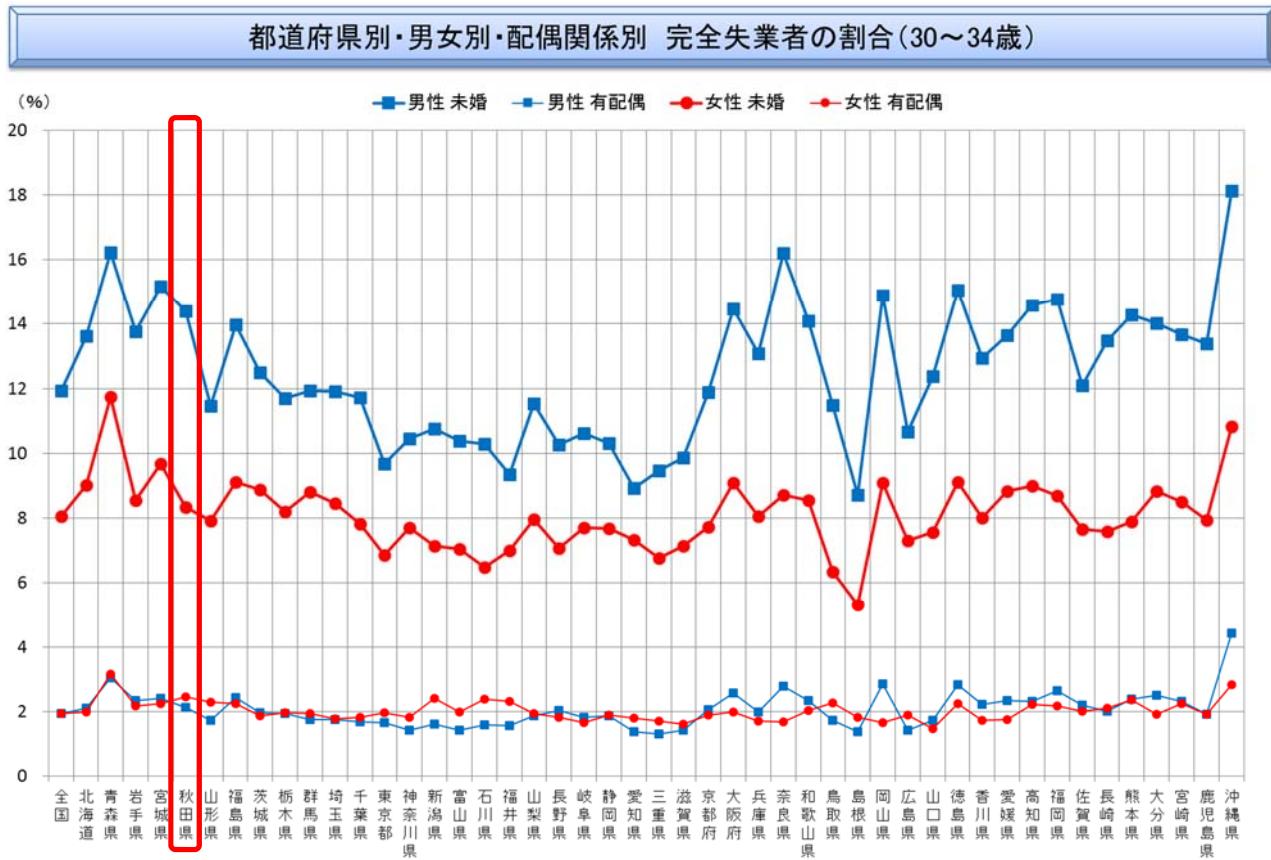
秋田県では、男女ともに完全失業者の割合が高く、特に男性未婚者の完全失業者の割合が高くなっています、結婚への意欲や機会にも影響している可能性が考えられる。

また、有配偶女性では、就業者の割合が高いと同時に完全失業者の割合も高い。夫婦ともに就労への希望又は必要性が強いものの、ニーズに比べて仕事が少ない状況にある可能性が考えられる。

なお、

・ 未婚者における完全失業者の割合が有配偶者に比べて高いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

図3－1－2 都道府県別・男女別・配偶関係別 完全失業者の割合（30～34歳）



資料出所：総務省統計局「国勢調査」(平成22年)

※1 完全失業者の割合とは人口に占める完全失業者の割合であり、労働力状態不詳や年齢・国籍不詳は除いて算出した。

④パート・アルバイト等の割合

(パート・アルバイトの割合（男性、H24))

- 25～39歳の男性について、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合は5.6%となっており、全国(6.7%)より低く、全国で25位となっている。

(派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合(H22))

- さらに、30～34歳の未婚の就業者について、労働者派遣事業所の派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合をみると、男性が17.9%、女性が32.4%となっており、これは、全国(男性17.8%、女性33.2%)とほぼ同じ水準である。
- 30～34歳の有配偶の就業者について、同じ割合をみると、男性が5.1%、女性が41.4%となっており、全国(男性4.4%、女性47.0%)と比べると、男性はほぼ同じ水準だが、女性は低い。



秋田県では、不安定就労の割合は全国とそれほど大きな違いはみられないが、男性の場合、有配偶者に比べて未婚者においてその割合が高く、不安定就労が結婚への意欲や機会にも影響している可能性が考えられる。女性の場合、そもそも男性に比べて相対的に不安定就労の割合が高いが、有配偶の方がその割合が高いことは、結婚や出産によって正規の職員・従業員から外れる傾向を反映している可能性が考えられる。

なお、

- 未婚者における不安定就労の割合が有配偶者に比べて高いこと
 - 女性における不安定就労の割合が男性に比べて高いこと
- は全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

⑤所得（H24）

（所得 200 万円未満の割合）

- ・ 30～39 歳の未婚者の所得分布をみると、所得 200 万円未満の割合は、男性が 47.5%、女性が 58.3% となっており、いずれも全国（男性 29.7%、女性 41.4%）より相当程度高い割合となっている。
- ・ 30～39 歳の有配偶者の所得分布をみると、所得が 200 万円未満の割合は、男性が 13.4%、女性が 74.6% となっており、全国（男性 7.6%、女性 75.6%）と比べて、男性は全国より高い割合、女性は全国と同程度の水準となっている。

（所得 500 万円以上の割合）

- ・ 30～39 歳の未婚者で所得 500 万円以上の割合は、男性が 4.0%、女性が 2.3% となっており、全国（男性 10.1%、女性 4.8%）に比べて、男女ともに低く、特に男性で相当程度低くなっている。
- ・ 30～39 歳の有配偶者で所得 500 万円以上の割合は、男性が 12.1%、女性が 0.6% となっており、全国（男性 26.2%、女性 2.3%）に比べて、男女ともに相当程度低くなっている。



秋田県では、30 歳代でみた場合、未婚の男女及び有配偶男性の所得水準が全国に比べて低くなっています、結婚への意欲や機会にも影響している可能性が考えられる。

有配偶男性の所得水準が低いことから、夫婦共働きであっても世帯として十分な所得を得ることが容易でない可能性が考えられる。秋田県では有配偶出生率が低く、大学進学等の子育て費用の負担感が相対的に大きなものとなっている可能性について、さらに分析が必要と考えられる。

また、未婚男性の所得は、有配偶男性に比べて低く、未婚率に影響している可能性が考えられる。

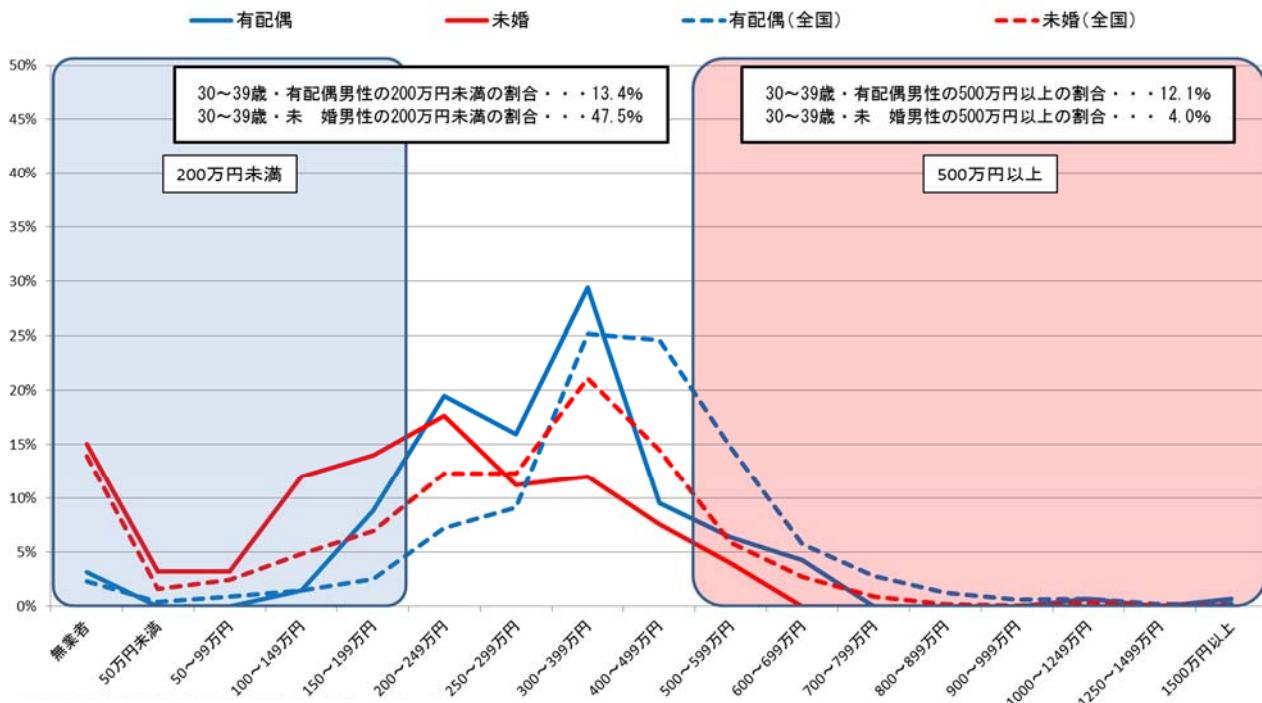
なお、

・ 未婚男性の所得が有配偶男性に比べて低いこと
は全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

図3－1－3 都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況（30～39歳）

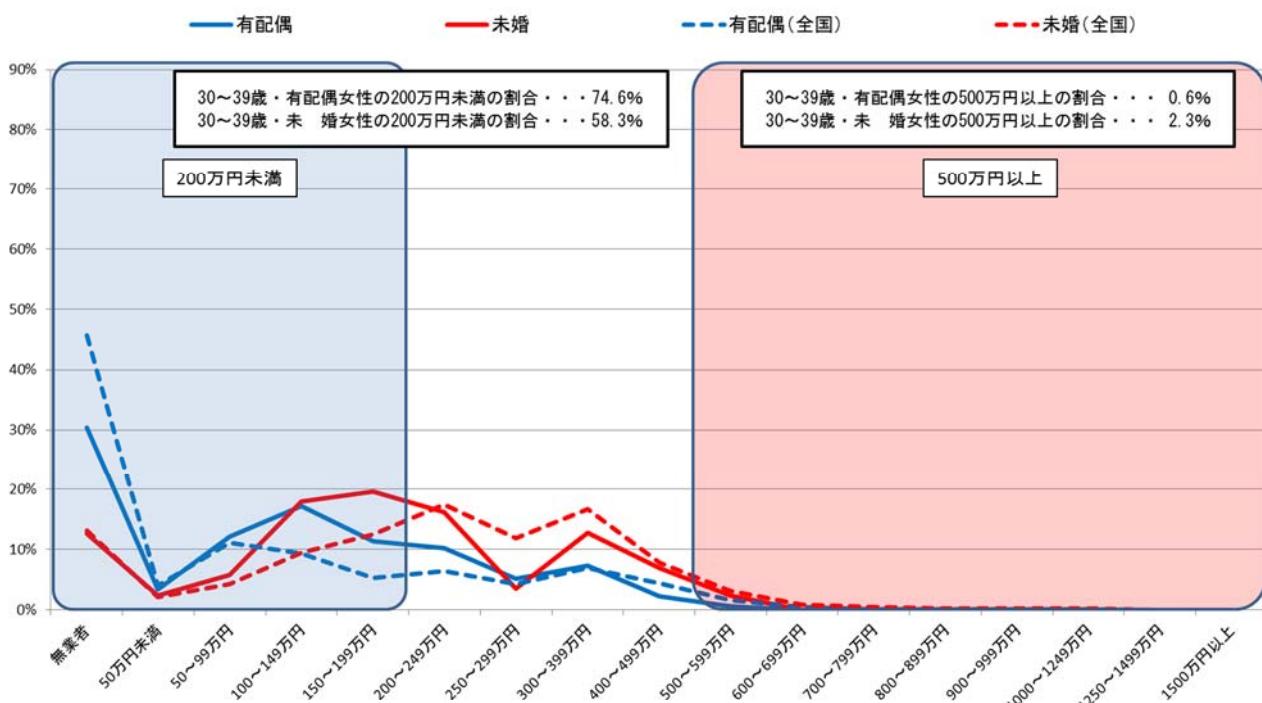
都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況（30～39歳）

秋田県男



都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況（30～39歳）

秋田県女



(3) 仕事と家庭の両立の困難さに関する分析

⑥週 60 時間以上働く雇用者の割合 (H24)

- ・ 週 60 時間以上働く雇用者の割合は 6.9% となっており、全国 (9.6%) より低く、全国で 2 番目に低い水準となっている。

⑦1 日当たりの通勤等の時間 (H23)

- ・ 1 日当たりの通勤等の時間（平日における通勤者でみた時間）は 56 分となっており、全国 (75 分) より短く、全国で 13 番目に短くなっている。

⑧女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差 (H24)

- ・ 25~44 歳の女性について、女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差をみると、マイナス 10.6% となっており、全国 (マイナス 17.6%) より小さく、全国で 11 番目に小さくなっている。



秋田県では、週 60 時間以上働く雇用者の割合は全国で 2 番目に少なく、1 日当たりの通勤時間も 56 分で全国 13 位と長いわけではない。労働時間・通勤時間の長さという課題は、他の都道府県に比べると小さいものと考えられる。

⑨夫妻の家事・育児時間（H23）

- ・ 6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯で、夫妻ともに働いている場合、平日の家事時間は夫が29分/日、妻が163分/日となっており、全国（夫11分/日、妻180分/日）と比べると、夫の家事時間は全国より長く、妻の家事時間は全国より短い。しかし、全国と同様、夫の家事時間は、妻の家事時間に比べて極めて短い状況にある。
- ・ 平日の育児時間については、夫が43分/日、妻が133分/日となっており、全国（夫28分/日、妻153分/日）と比べると、夫の育児時間は長く、妻の育児時間は短くなっている。しかし、全国と同様、夫の育児時間は、妻の育児時間に比べて極めて短い状況にある。
- ・ 平日の通勤時間と就業時間の合計については、夫が590分/日、妻が354分/日となっている。これに家事時間と育児時間を加えると、夫が662分/日、妻が650分/日とほぼ同程度の水準となり、平日、妻が働き方を調整することで家事・育児を担う形となっている。



秋田県では、夫の家事・育児時間は他の地域に比べると比較的長いものの、夫婦共働きであっても、夫の家事・育児時間は妻に比べると極めて短く、育児期の女性にとって仕事と家庭の両立が容易でないことを示唆している可能性がある。

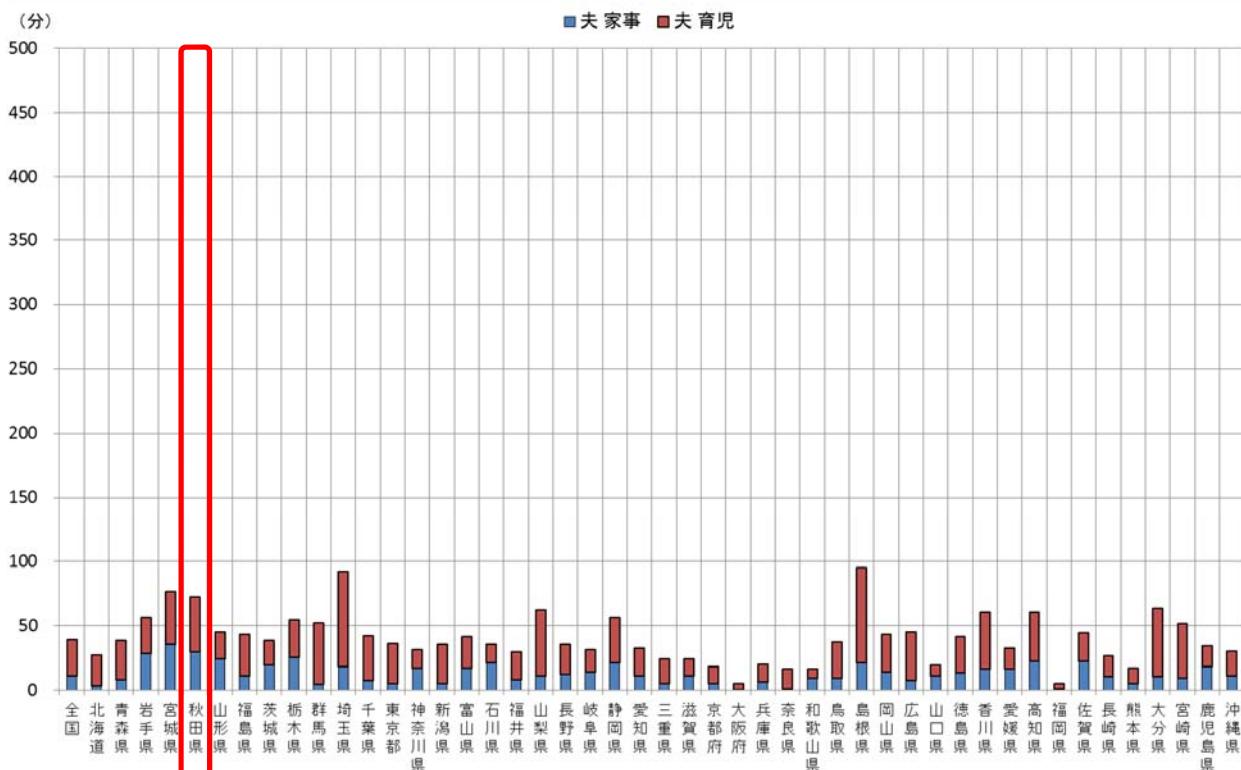
そうした状況が、結婚や子供をもつことを躊躇させる要因になっている可能性が考えられる。

なお、

・夫の家事・育児時間が妻に比べて極めて短いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

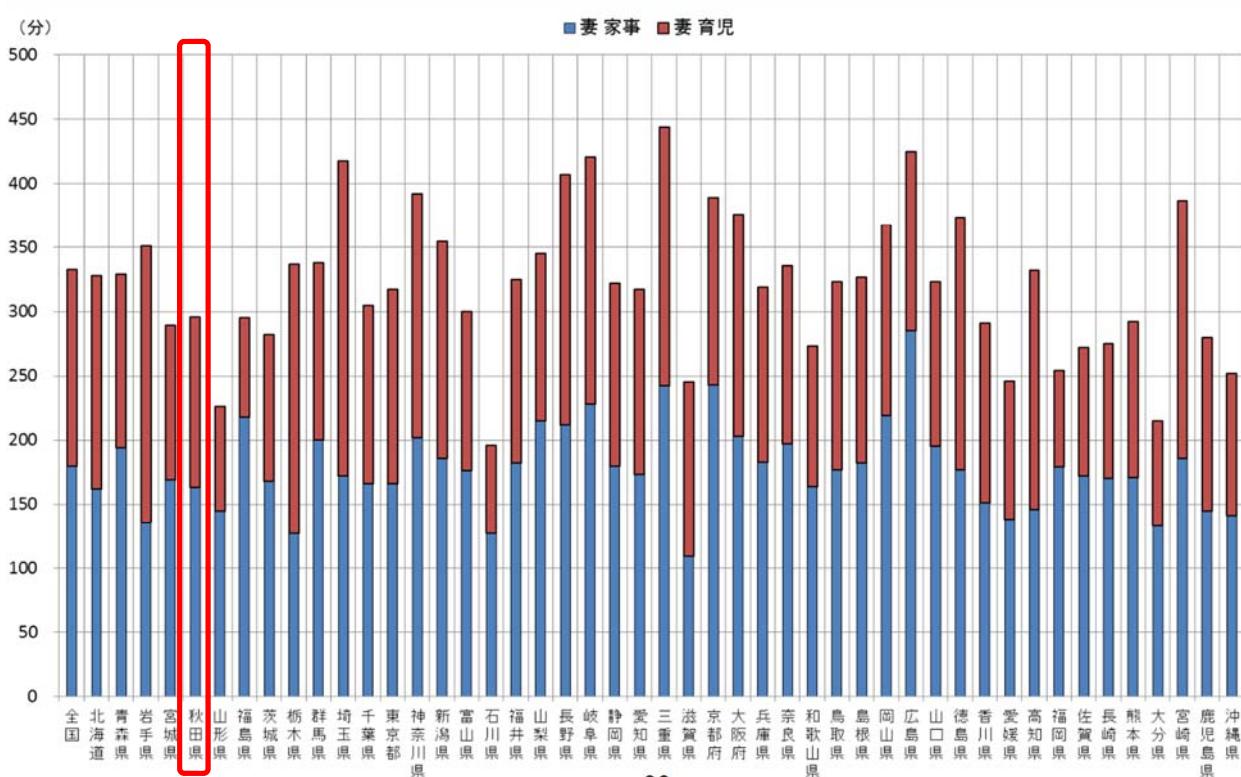
図3－1－4 都道府県別・平日の家事時間・育児時間（6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯）

都道府県別・平日の家事時間・育児時間(夫婦と子供の世帯で6歳未満の子供がおり、夫婦ともに有業である夫)



資料出所：総務省統計局「社会生活基本調査」(平成23年)

都道府県別・平日の家事時間・育児時間(夫婦と子供の世帯で6歳未満の子供がおり、夫婦ともに有業である妻)



資料出所：総務省統計局「社会生活基本調査」(平成23年)

⑩保育所（H26）

- ・ 0～5歳人口に対する保育所定員数の比は58.2%であり、全国の37.3%を上回る（全国9位）。また、保育所定員数23,519人に対し、入所者数は21,807人となっており、待機児童数は53人となっている。



秋田県では、全体としての定員数は概ね充足していると考えられるものの、待機児童の存在等を考えると、地域ごとの需要と供給にかい離が生じている可能性も考えられる。

(4) 育児負担に関する分析

⑪出生数に占める第3子以降の割合（H26）

- ・ 出生数に占める第3子以降の割合は16.0%で全国の16.6%より低くなっている。全国では高い方から数えて39番目となっている。3人以上の子を持つことを困難にしている状況が存在する可能性がある。

⑫世帯構造（H22）

- ・ 全世帯でみた三世代同居率は16.4%と、全国の7.1%を大幅に上回っており、全国で3番目に高い値となっている。
- ・ さらに、18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち三世代世帯の割合は42.5%と、全国の18.7%を大幅に上回っており、山形県に次いで2番目に高い値となっている。
- ・ 18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち母子世帯と父子世帯を合わせた割合は5.6%と、全国の6.5%に比べて低くなっている。

⑬医師数（H22）

- ・ 25～39歳女性人口千人当たりの産婦人科と産科の医師数（複数従事する診療科も含む）は1.21人となっており、全国の0.88人を上回っている。また、0～4歳人口千人当たりの小児科医師数（複数従事する診療科も含む）は5.86人であり、全国の5.72人を上回っている。全国の中では相対的に良い状態にある。

⑭ボランティア活動（H23）

- ・ 子供を対象としたボランティア活動の行動者率をみると、全体では8.5%と、全国（8.2%）より高く、全国で24位となっている。65歳以上では3.0%と、全国（3.6%）より低く、全国で36位となっている。



秋田県では、出生数に占める第3子以降の割合は低い。三世代同居率は高く、同居に伴う祖父母世代の子育てのサポートを受けやすい状況がうかがえる半面、前述の経済状況等、3人以上の子を持つことが困難な環境がある可能性が考えられる。

若年女性数に対する産婦人科、子供数に対する小児科の医師数は比較的多い。また、母子世帯や父子世帯割合は、全国より低いとはいえ、支援の必要性に留意が必要と考えられる。

STEP 3：課題に応じた対応策を検討する

※ 「対応する〇〇〇の取組」について、この手引では、現時点において、各県市の取組事例や総合戦略に記載されているもののなかから抜粋している。実際には、STEP 2 の分析結果を踏まえ、具体的な施策を関係者間で検討する必要がある。

【課題 1】有配偶男性の所得水準が全国と比べても顕著に低いことから、共働き世帯の所得水準向上、仕事と家庭の両立支援が重要。

＜対応する秋田県の取組＞

- ア. 子育てしやすい職場づくりの推進
 - ・所定外労働の削減や育児休業・年次有給休暇等の取得促進の取組の啓発
 - ・「子ども職場参観日」による子育てしやすい職場づくり
 - ・次世代育成サポートアドバイザーの派遣
 - ・テレワークの導入による働きながら子育てしやすい環境づくり

【課題 2】未婚者における失業の多さ、非正規雇用の割合の高さ、所得水準の低さから、若い世代の雇用環境の改善、地元定着率の向上が重要。

＜対応する秋田県の取組＞

- ア. 産業振興によるしごとづくり
 - ・県内企業の取引拡大とそれに必要な交渉力・技術力を高めるための人材育成
- イ. 産業人材育成
 - ・各大学・短大等の特色を生かした教育研究や地域貢献活動の充実、専門的職業人材育成の取組支援
- ウ. 若者の県内定着の促進
 - ・大学等への県内入学者の確保や卒業者の県内就職を図る取組の支援
 - ・専門的職業人材の育成
 - ・県内の高校生が県外の専門学校や大学に進学する際に、県内就職希望者登録制度を勧奨し、登録学生について、大学への働きかけやライフプランを考えるセミナーを開催
 - ・「奨学金返還助成制度」の創設

【課題 3】全国と比べて夫の家事・育児参加時間が長く、三世代同居率も高いものの、有配偶女性の就業者の割合は高いことから、結婚・出産・子育て

の支援（安心して第2子、第3子をもてる環境整備）が重要。

＜対応する秋田県の取組＞

- ア. 安心して出産・子育てできる環境づくり
 - ・妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援する「子育て世代包括支援センター」を県内に広げるため、開設準備支援やコーディネーターの養成
 - ・市町村が実施する病児保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業等の支援
 - ・認定こども園の普及拡大、就学前の教育・保育の質の向上、待機児童の解消
- イ. 子育て世帯に対する住宅支援
 - ・子育てリフォームや空き家リフォームに対する支援
- ウ. 多子世帯の負担のピークに合わせた奨学金制度の創設

分析事例2：神奈川県

STEP 1：指標から課題の所在を考察する

合計特殊 出生率	H26 1. 31 (40位) (全国 1.42)		未婚率 (女性、25～39歳)	H22 38.2% (40位) (全国 37.7%)
			有配偶出生率 (15～49歳)	H22 74.6/千人 (41位) (全国 79.4/千人)

- ・ 合計特殊出生率は、全国を下回る。未婚率は全国で高い方から8番目、有配偶出生率は全国で低い方から7番目となっており、結婚・妊娠・出産をとりまく環境に課題があると考えられる。
- ・ また、男性の25～39歳未婚率は52.8%で全国(49.8%)を上回り、全国で2番目に高い。平均初婚年齢(H26)は男性が31.8歳、女性が30.0歳でいずれも全国(男性31.1歳、女性29.4歳)を上回り全国で2番目に高い。全国と比べても、特に、結婚を取り巻く環境に課題があると考えられる。
- ・ 出生順位別合計特殊出生率をみると、第1子0.66、第2子0.48、第3子0.17となっており、全国(第1子0.67、第2子0.52、第3子以降0.23)と比べて、第2子(全国で41位)、第3子以降(全国で46位)で低くなっている。第2子、第3子以降が生まれにくい状況にあると考えられる。
- ・ 出生順位ごとの母の平均年齢は、晩婚化の影響を受けて、第1子31.5歳、第2子33.3歳、第3子34.1歳となっており、全国(第1子30.6歳、第2子32.4歳、第3子33.4歳)と比べて高く、いずれも全国で低い方から46番目となっている。全国と比べても進んでいる晩婚化が、晩産化につながっており、それが上記の第2子、第3子以降が生まれにくい状況につながっていると考えられる。
- ・ なお、出生数は減少傾向にあり、平成22年から26年の5年間に78,077人から72,996人と、5,081人、6.5%の減少となっている。神奈川県は、現在、若い世代は転入超過傾向にあるにもかかわらず、減少幅は全国の減少幅(マイナス6.3%)を上回っている。長期的な出生数の減少は、将来の高齢化率の上昇の要因になるなど、大きな課題であると考えられる。

STEP 2：要因を分析する

(1) 結婚への意欲・機会に関する分析

①性比 (H22)

- 30～34 歳の性比（女性人口 100 人当たりの男性人口）は 108.2 で全国の 103.0 を上回り、都道府県別にみて高い方から 4 位である。男性にとっては、同世代の女性が少ない状況にある。

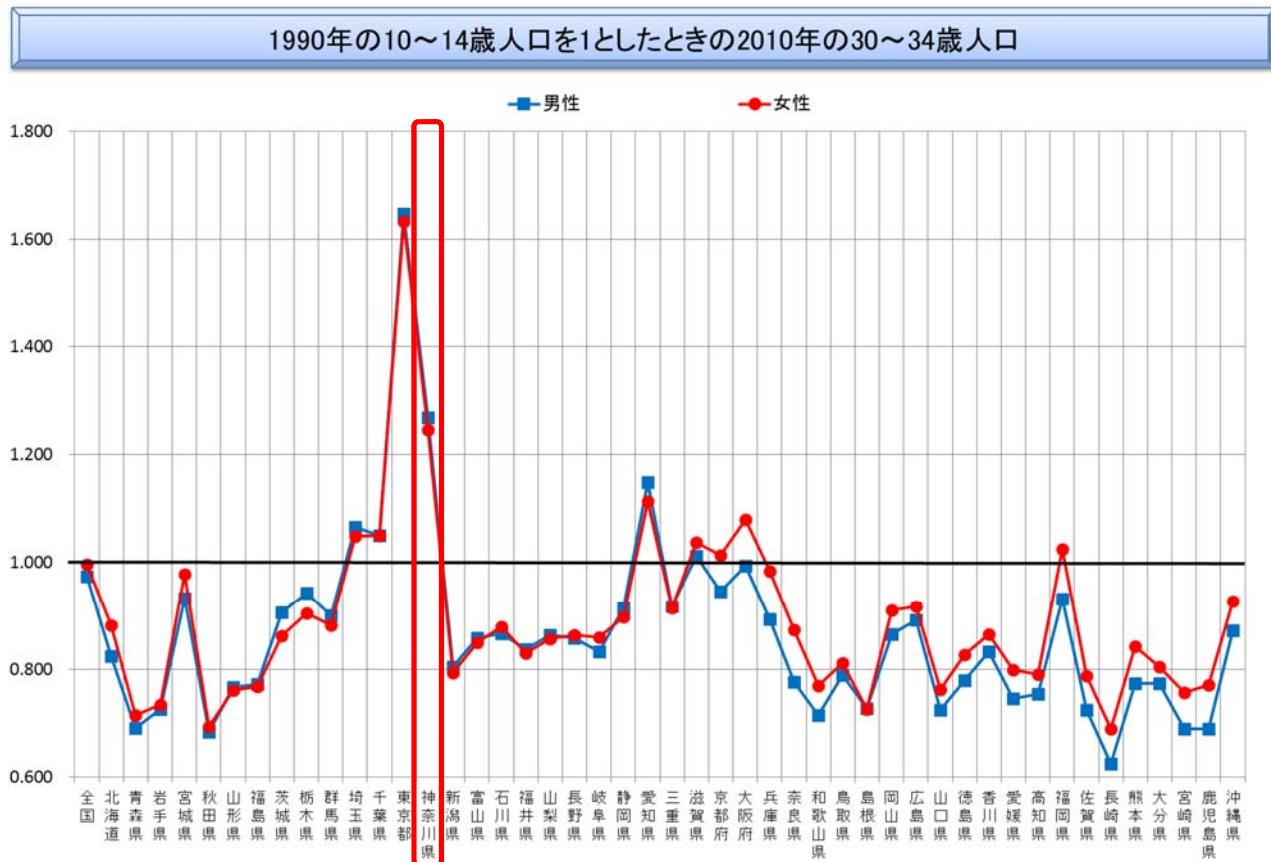
②人口移動

- 1990 年の 10～14 歳人口と 2010 年の 30～34 歳人口の比をみると、男性が 1.269、女性が 1.245 であり（全国では男性が 0.975、女性が 0.996）、男女とも東京都に次いで 2 番目に高い値である。
- 平成 26 年の転入超過数は 12,855 人となっており、東京都、埼玉県に次いで、15～29 歳の若い世代を中心に、全国から転入超過が生じている。ただし、東京都に対しては転出超過となっている。



神奈川県では、若い世代において男性の比率が高い状況にある。また、進学や就職の時期に全国から若い世代が大量に流入している。

図3－2－1 1990年の10～14歳人口を1としたときの2010年の30～34歳人口



資料出所：総務省統計局「国勢調査」(平成22年)

※1 「国勢調査」(平成2年)については既知の男女別・国籍別・年齢別人口の分布に応じて年齢・国籍不詳人口を按分し、「国勢調査」(平成22年)については総務省統計局が年齢・国籍不詳を按分した値 (<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/9.htm>) を用いた。

(2) 経済的状況・生活基盤に関する分析

③就業者・完全失業者の割合（H22）

（就業者の状況）

- ・ 30～34歳の未婚者のうち就業者の割合は、男性が85.4%、女性が84.7%で、全国（男性83.5%、女性83.9%）と比べると、男女ともに全国と同程度の水準である。
- ・ 30～34歳の有配偶者のうち就業者の割合は、男性が98.1%、女性が47.7%で、全国（男性97.5%、女性53.1%）と比べると、男性は全国と同程度の水準であるが、女性は全国よりかなり低くなっている。

（完全失業者の状況）

- ・ 30～34歳の未婚者のうち完全失業者の割合は、男性が10.4%、女性が7.7%となっており、全国（男性11.9%、女性8.1%）と比べると、男女ともに低くなっている。
- ・ また、有配偶者の完全失業者の割合は、男性が1.4%、女性が1.8%となっており、全国（男性1.9%、女性1.9%）と比べると、男女ともに低くなっている。



神奈川県では、男女ともに、未婚者の就業者の割合や完全失業者の割合は、全国とそれほど大きな違いはみられない。

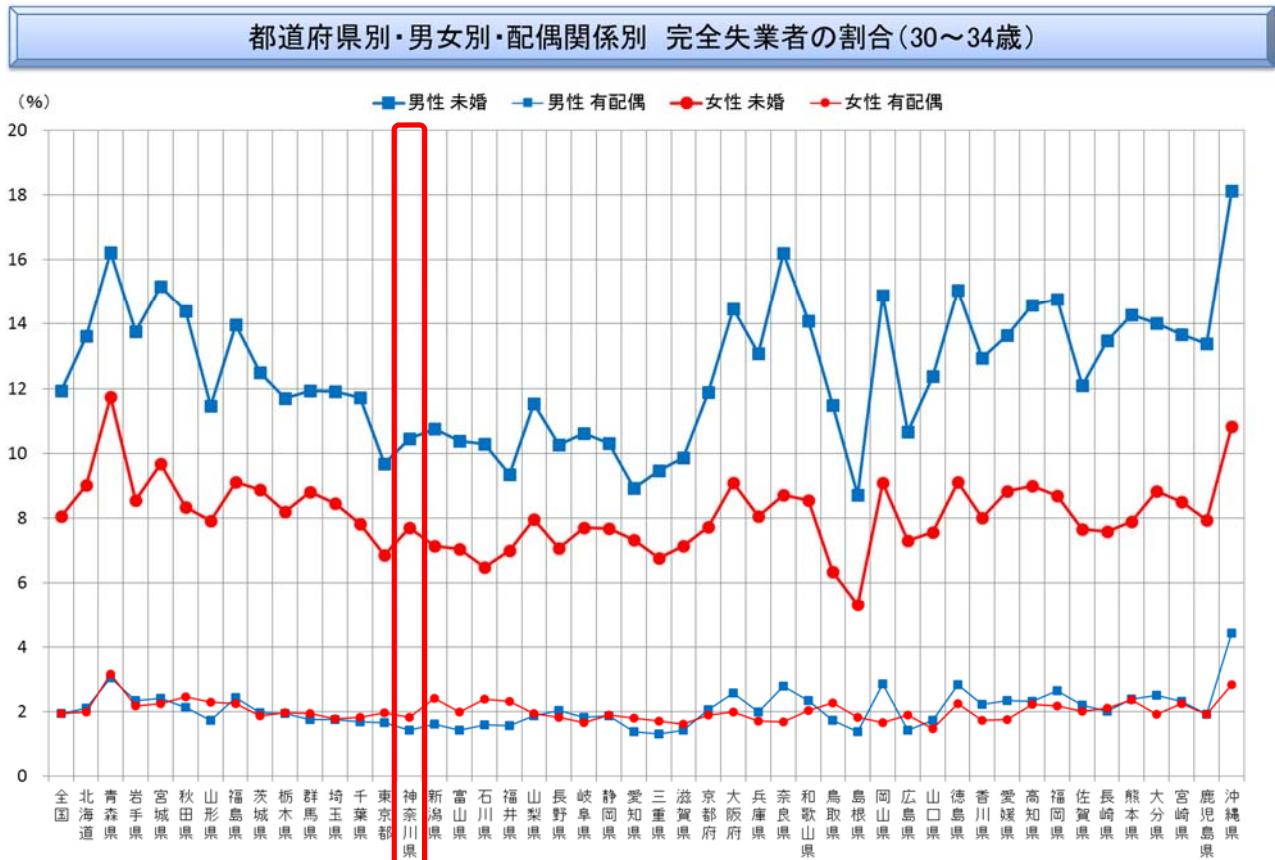
他方、有配偶者では、女性の就業者の割合がかなり低く、結婚後に専業主婦になるケースが多いことが示唆される。

未婚者、有配偶者ともに完全失業者の割合は全国より低く、相対的に希望した場合には仕事を得やすい状況が考えられるが、結婚や出産に際して、女性が就業を継続することが難しい状況にある可能性が考えられる。

なお、

・未婚者における完全失業者の割合が有配偶者に比べて高いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

図3－2－2 都道府県別・男女別・配偶関係別 完全失業者の割合（30～34歳）



資料出所：総務省統計局「国勢調査」(平成22年)

※1 完全失業者の割合とは人口に占める完全失業者の割合であり、労働力状態不詳や年齢・国籍不詳は除いて算出した。

④パート・アルバイト等の割合

(パート・アルバイトの割合 (男性、H24))

- 25～39歳の男性について、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合 (H24) は 6.7% となっており、全国 (6.7%) と同程度の水準であり、全国で 34 位となっている。

(派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合 (H22))

- さらに、30～34歳の未婚の就業者について、労働者派遣事業所の派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合をみると、男性が 18.2%、女性が 35.0% となっており、全国 (男性 17.8%、女性 33.2%) と同程度の水準となっている。
- 30～34歳の有配偶の就業者について、同じ割合をみると、男性が 3.9%、女性が 44.8% となっており、全国 (男性 4.4%、女性 47.0%) と比べると、男女ともに低い。



神奈川県では、不安定就労の割合は、全国とそれほど大きな違いはみられないが、男性の場合、不安定就労が結婚への意欲や機会にも影響している可能性が考えられる。

女性の場合、そもそも男性に比べて相対的に不安定就労の割合が高いが、有配偶の方がその割合が高いことは、結婚や出産によって正規の職員・従業員から外れる傾向を反映している可能性が考えられる。

なお、

- 未婚者における不安定就労の割合が有配偶者に比べて高いこと
- 女性における不安定就労の割合が男性に比べて高いこと
- は全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

⑤所得（H24）

（所得 200 万円未満の割合）

- ・ 30～39 歳の未婚者の所得分布をみると、所得 200 万円未満の割合は、男性が 26.9%、女性が 34.5% となっており、いずれも全国（男性 29.7%、女性 41.4%）より低い割合となっている。
- ・ 30～39 歳の有配偶者の所得分布をみると、所得が 200 万円未満の割合は、男性が 5.3%、女性が 74.1% となっており、全国（男性 7.6%、女性 75.6%）と比べて、男性は全国より低い割合となっている。

（所得 500 万円以上の割合）

- ・ 30～39 歳の未婚者で所得 500 万円以上の割合は、男性が 12.3%、女性が 10.5% となっており、全国（男性 10.1%、女性 4.8%）と比べると、男女とも高くなっている。特に女性においては相当程度高くなっている。
- ・ 30～39 歳の有配偶者で所得 500 万円以上の割合は、男性が 42.7%、女性が 3.0% となっており、全国（男性 26.2%、女性 2.3%）に比べて、男女とも高くなっている。特に男性においては相当程度高くなっている。



神奈川県では、未婚男女及び有配偶男性の所得水準が全国と比べてかなり高くなっている。前述のように、女性が結婚や出産を機に離職し専業主婦となる可能性が高いことと合わせて考えれば、女性にとって結婚や出産を機に離職した場合に得られなくなる（失う）所得が高くなっている可能性が考えられる。

また、未婚男性の所得は、全国よりは高いものの、有配偶男性と比べて低くなっている。未婚率に影響しているのではないかと考えられる。特に、女性が結婚や出産を機に離職するケースが多い状況を考えると、所得が高くないと結婚しにくい状況になっている可能性が考えられる。

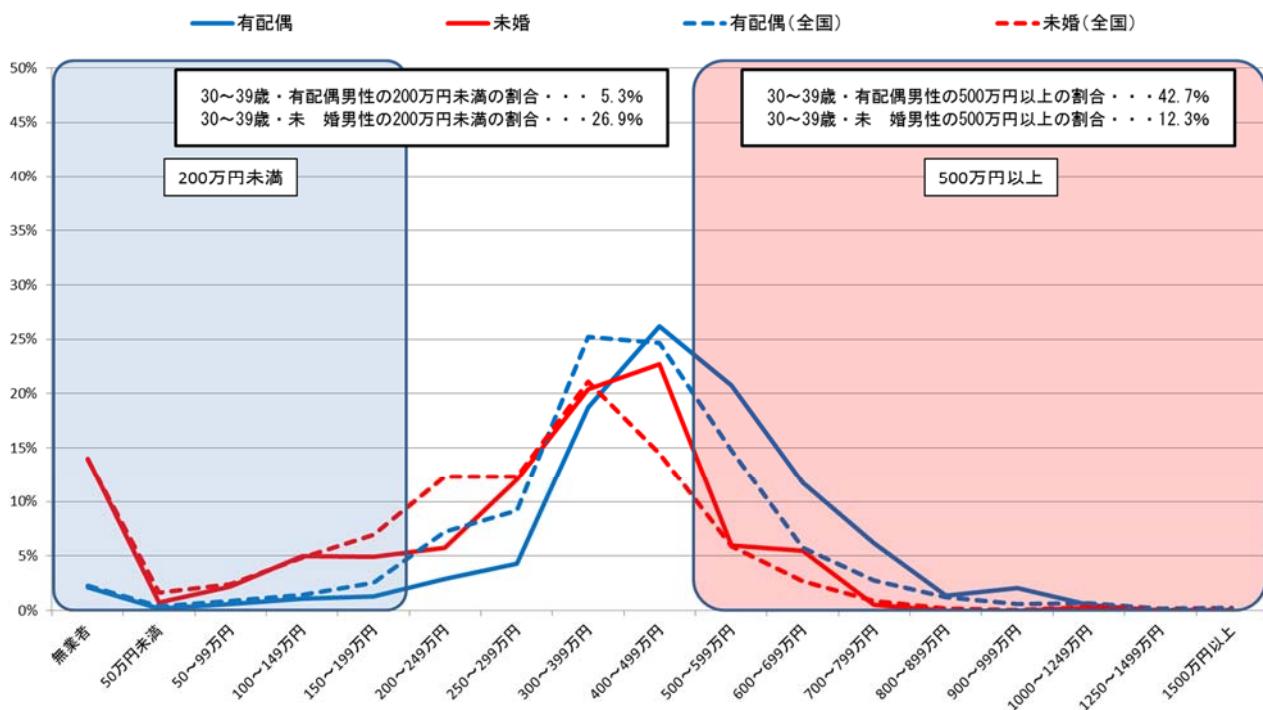
なお、

・未婚男性の所得が有配偶男性に比べて低いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

図3－2－3 都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況（30～39歳）

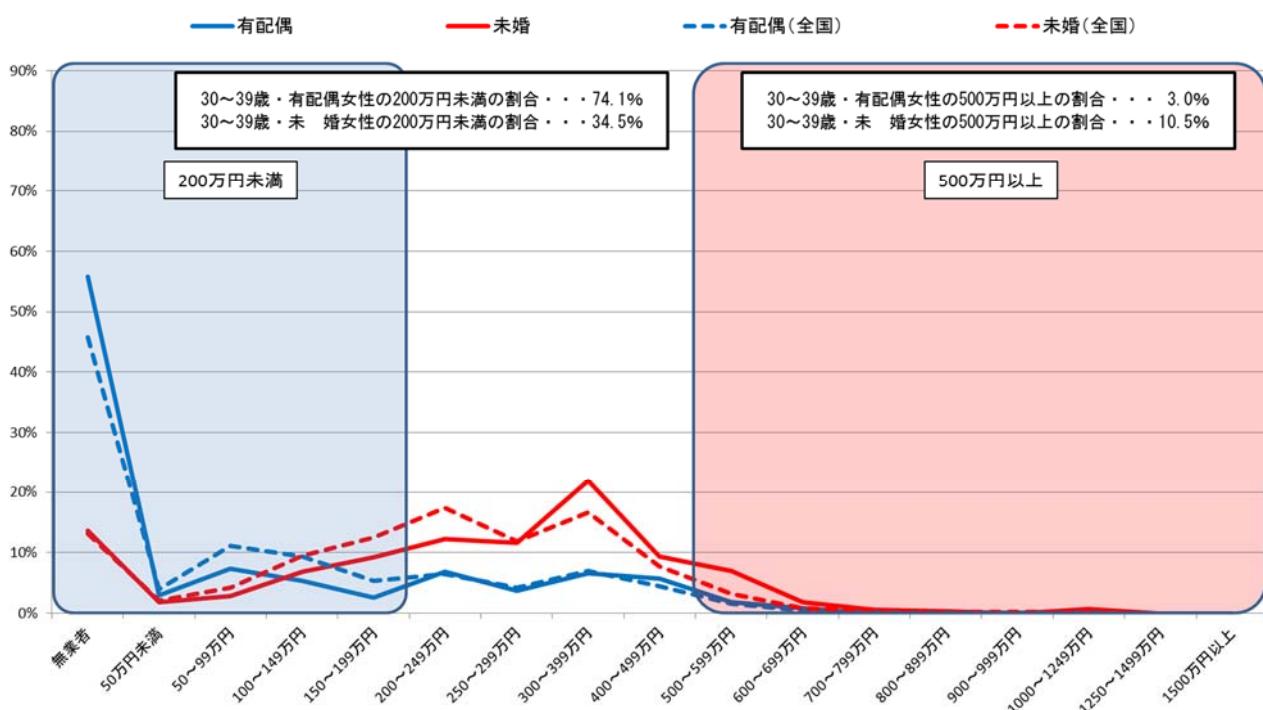
都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況（30～39歳）

神奈川県男



④都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況（30～39歳）

神奈川県女



(3) 仕事と家庭の両立の困難さに関する分析

⑥週 60 時間以上働く雇用者の割合 (H24)

- ・ 週 60 時間以上働く雇用者の割合は 10.3% となっており、全国 (9.6%) より高く、全国で 4 番目に高い水準となっている。

⑦1 日当たりの通勤等の時間 (H23)

- ・ 1 日当たりの通勤等の時間 (平日における通勤者でみた時間) は 104 分となっており、全国 (75 分) よりかなり長く、全国で最も長くなっている。

⑧女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差 (H24)

- ・ 25~44 歳の女性について、女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差をみると、マイナス 23.8% となっており、全国 (マイナス 17.6%) より大きく、全国で最も大きくなっている。



神奈川県では、週 60 時間以上働く雇用者の割合は全国で 4 番目に多く、1 日当たりの通勤時間は全国 1 位と長くなっている。長時間労働・長い通勤時間が、結婚・出産に伴う女性の就業継続を困難にし、男性が高所得でないと結婚・出産が難しい状況となっている可能性が考えられる。

⑨夫妻の家事・育児時間（H23）

- ・ 6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯で、夫妻ともに働いている場合、平日の家事時間は夫が17分/日、妻が202分/日となっており、全国（夫11分/日、妻180分/日）と比べると、夫と妻のいずれも家事時間は全国より長い。ただし、夫の家事時間は、妻の家事時間に比べて極めて短い状況にある。
- ・ 平日の育児時間については、夫が14分/日、妻が190分/日となっており、全国（夫28分/日、妻153分/日）と比べると、夫の育児時間は短いのに対し妻の育児時間は長くなっている。また、夫の育児時間は、妻の育児時間に比べて極めて短い状況にある。
- ・ 平日の通勤時間と就業時間の合計については、夫が729分/日、妻が260分/日となっている。これに家事時間と育児時間を加えると、夫が760分/日、妻が652分/日となっている。平日は、夫は仕事と通勤にかなり長い時間を使い家事・育児の時間が短く、妻が働き方を調整することで家事・育児を担う形となっている。



神奈川県では、夫の仕事と通勤時間が極めて長く、家事・育児の時間が短い。夫婦共働きであっても、妻が就業時間を調整して家事・育児を担っている状況と考えられる。このことは、子育て中の女性にとって仕事と家庭の両立が容易でないことを示唆しており、そうした状況が、結婚や子供をもつことを躊躇させる要因になっている可能性が考えられる。

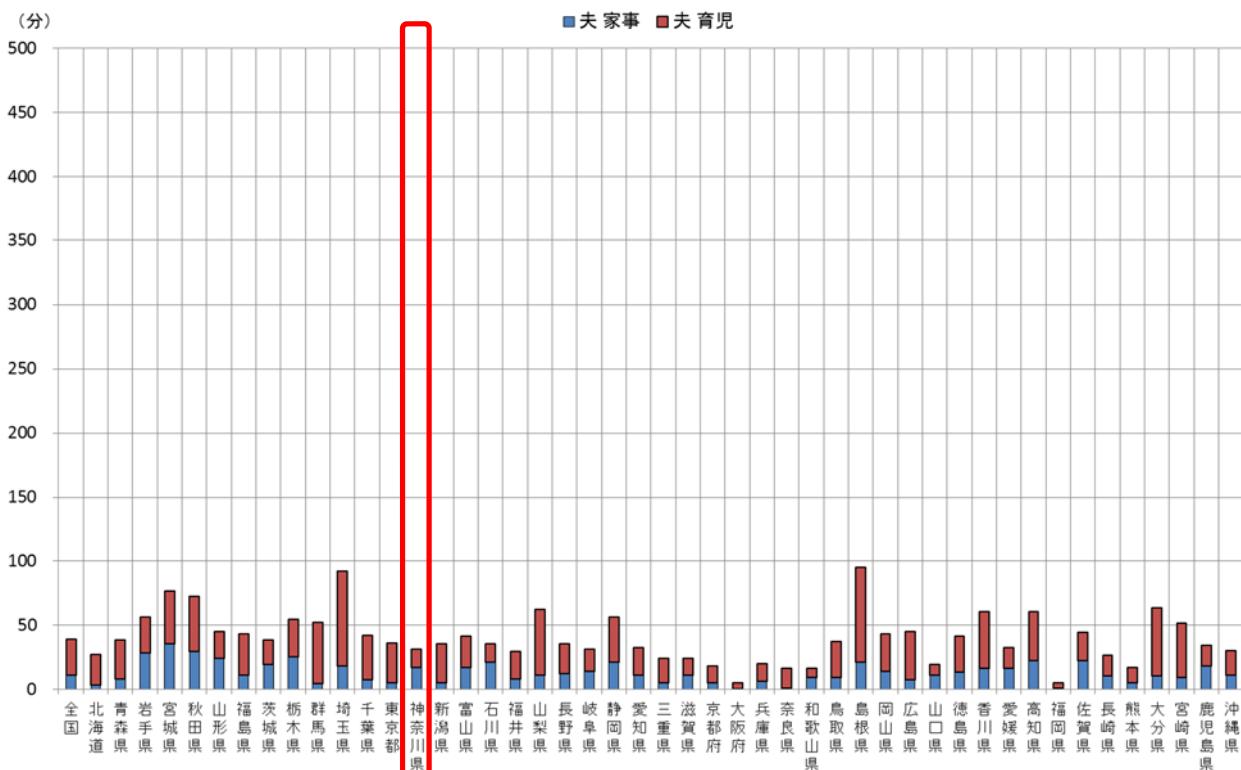
特に、男性も女性もワーク・ライフ・バランスがとりにくい働き方に大きな課題があると考えられる。

なお、

- ・ 夫の家事・育児時間が妻に比べて極めて短いこと
は全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

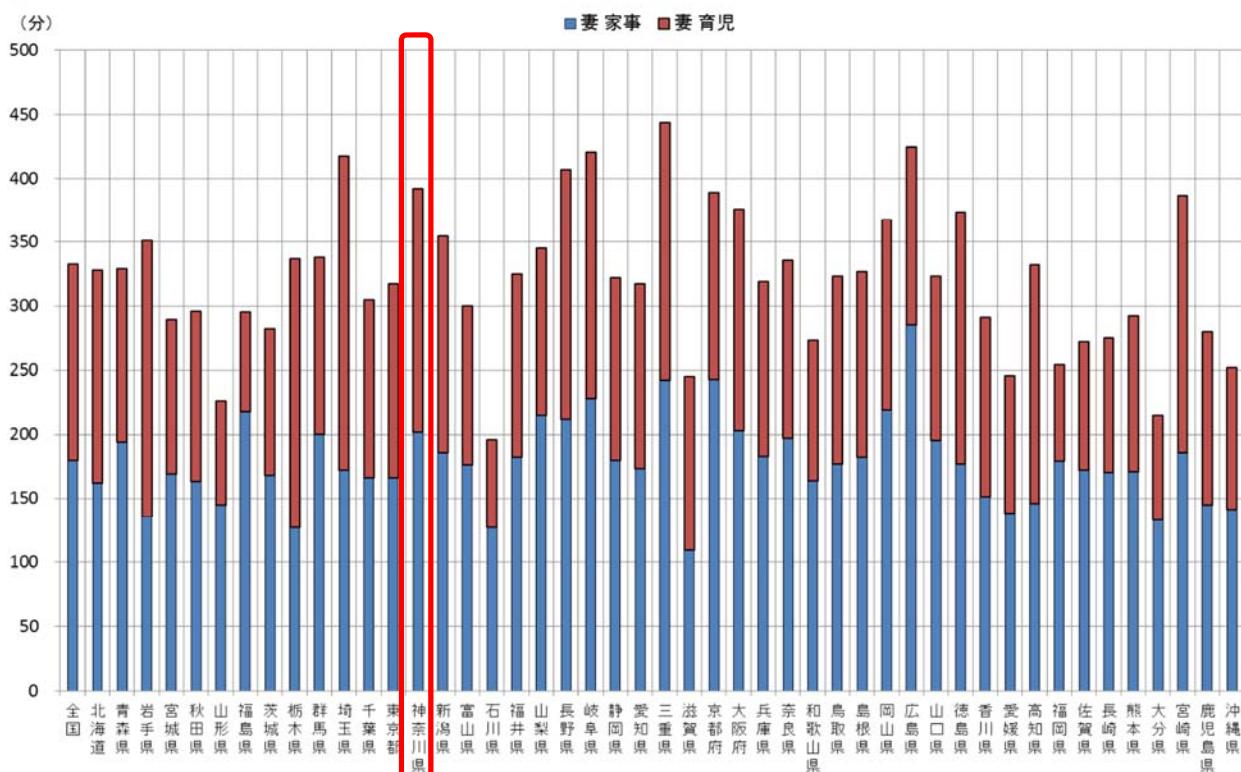
図3－2－4 都道府県別・平日の家事時間・育児時間（6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯）

都道府県別・平日の家事時間・育児時間(夫婦と子供の世帯で6歳未満の子供がおり、夫婦ともに有業である夫)



資料出所：総務省統計局「社会生活基本調査」(平成23年)

都道府県別・平日の家事時間・育児時間(夫婦と子供の世帯で6歳未満の子供がおり、夫婦ともに有業である妻)



資料出所：総務省統計局「社会生活基本調査」(平成23年)

⑩保育所（H26）

- ・ 0～5歳人口に対する保育所定員数の比は26.0%であり、全国の37.3%を下回る（全国46位）。また、保育所定員数117,745人に対し、入所者数は117,924人となっており、待機児童数は1,079人となっている。



神奈川県では、0～5歳人口に対する保育所定員数の比は低く、有配偶女性の就業割合が低いこと（結婚した場合に専業主婦になるケースが多いこと）と表裏の関係にあると考えられる。

今後、中低所得の男女が共働きで仕事と家庭生活を両立させていくことを支援する必要性を考えれば、保育サービスの拡充が大きな課題となる可能性が考えられる。

(4) 育児負担に関する分析

⑪出生数に占める第3子以降の割合（H26）

- ・ 出生数に占める第3子以降の割合は13.2%で全国の16.6%より低くなっています。全国では東京に次いで低くなっている。3人以上の子をもつことを困難にしている状況が存在する可能性がある。

⑫世帯構造（H22）

- ・ 全世帯でみた三世代同居率は3.7%と、全国（7.1%）を大幅に下回っています。全国で4番目に低い値となっています。
- ・ さらに、18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち三世代世帯の割合は9.4%と、全国（18.7%）を大幅に下回っています。東京都に次いで2番目に低い値となっています。
- ・ 18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち母子世帯と父子世帯を合わせた割合は5.3%と、全国（6.5%）に比べて低くなっています。

⑬医師数（H22）

- ・ 25～39歳女性人口千人当たりの産婦人科と産科の医師数（複数従事する診療科も含む）は0.76人となっており、全国の0.88人を下回っています。また、0～4歳人口千人当たりの小児科医師数（複数従事する診療科も含む）は4.46人であり、全国の5.72人を下回っています。

⑭ボランティア活動（H23）

- ・ 子供を対象としたボランティア活動の行動者率をみると、全体では7.8%と、全国（8.2%）より低く、全国で34位となっている。65歳以上では3.1%と、全国（3.6%）より低く、全国で33位となっている。



神奈川県では、出生数に占める第3子以降の割合が低く、三世代同居率も低い。地方からの転入者が多く、同居に伴う祖父母世代の子育てのサポートを受けにくい状況がうかがえ、3人以上の子をもつことの困難さが大きい可能性がある。若年女性数に対する産婦人科、子供数に対する小児科の医師数は比較的少ない。また、母子世帯や父子世帯の割合は全国よりも低いとはいえ、支援の必要性にも留意が必要と考えられる。

STEP 3：課題に応じた対応策を検討する

※ 「対応する〇〇〇の取組」について、この手引では、現時点において、各県市の取組事例や総合戦略に記載されているもののなかから抜粋している。実際には、STEP 2 の分析結果を踏まえ、具体的な施策を関係者間で検討する必要がある。

【課題 1】結婚や出産後の女性の継続就労が困難な環境が見受けられ、共働きの女性の負担が多いことから、長時間労働、長い通勤時間への対応が重要。

＜対応する神奈川県の取組＞

- ア. 多様な働き方ができる環境づくり
 - ・男性が育児参加できる環境づくり
 - ・子ども・子育てを支援する企業の認証
 - ・在宅勤務、サテライトオフィス、テレワークなど多様な働き方ができる環境づくり

【課題 2】不安定な就労等により結婚を躊躇している状況が想定されるため、就業支援や働き方に関する支援等が重要。

＜対応する神奈川県の取組＞

- ア. 若い世代の経済的基盤の安定、社会的自立に向けた支援
 - ・ライフキャリア教育の促進
 - ・若者の就業支援
- イ. 多様な働き方ができる環境づくり
 - ・在宅勤務、サテライトオフィス、テレワークなど多様な働き方ができる環境づくり

【課題 3】地方から若い時期に転入している者が多く、親族の支援を受けにくい状況が想定されることから、身近なところで結婚・妊娠・出産・子育ての一貫した支援が重要。

＜対応する神奈川県の取組＞

- ア. 結婚の希望をかなえる環境づくり
 - ・結婚に向けた機運を醸成
- イ. 妊娠・出産を支える社会環境の整備
 - ・妊娠期から出産まで一貫した切れ目ない支援や妊娠・出産を支える医療現場のスタッフへの支援、不妊治療などの妊娠・出産に対する支援、小児救急体制の整備

ウ. 子育てを応援する社会の実現

- ・社会全体で多様な子育てを応援する環境づくり
- ・保育環境の整備
- ・多子世帯の支援
- ・多世代近居の推進

分析事例 3：福井県

STEP 1：指標から地域の課題を考察する

合計特殊 出生率	H26 1. 55 (12位) (全国 1.42)		未婚率 (女性、25～39歳)	H22 31. 9% (1位) (全国 37.7%)
			有配偶出生率 (15～49歳)	H22 80. 9/千人 (19位) (全国 79.4/千人)

- ・ 合計特殊出生率は、全国を上回る。有配偶出生率は全国よりやや高い程度であるが、未婚率が全国で最も低い。全国と比べると、比較的、結婚・出産の希望がかないやすい環境にあると考えられる。
- ・ また、男性の25～39歳未婚率は45.5%で全国の49.8%をかなり下回り、全国で7番目に低い。平均初婚年齢(H26)は男性が30.2歳、女性が28.7歳でいずれも全国(男性31.1歳、女性29.4歳)を下回り、全国で3番目に低い。全国の中では比較的、結婚の希望がかないやすい環境にあると考えられるが、平成22年の25～39歳の女性の未婚率31.9%は、昭和60年の8.4%から大幅に上昇しており、全国と同様に、未婚率の上昇、晩婚化が進行している。
- ・ 出生順位別合計特殊出生率をみると、第1子0.70、第2子0.57、第3子以降0.28となっており、全国(第1子0.67、第2子0.52、第3子以降0.23)と比べて、第1子(全国で7位)、第2子(全国で12位)で高めとなっている。
- ・ 出生順位ごとの母の平均年齢は、第1子30.1歳、第2子32.0歳、第3子33.3歳となっており、全国(第1子30.6歳、第2子32.4歳、第3子33.4歳)と比べて、大きな違いはみられない。
- ・ なお、出生数は減少傾向にあり、平成22年から26年の5年間に6,874人から6,166人と、708人、10.3%の減少となっており、全国の減少幅(マイナス6.3%)より大きく減少している。現在、若い世代を中心に転出傾向にあることが影響していると考えられるが、長期的な出生数の減少は、将来の高齢化率の上昇の要因になるなど、大きな課題であると考えられる。

STEP 2：要因を分析する

(1) 結婚への意欲・機会に関する分析

①性比 (H22)

- 30～34 歳の性比（女性人口 100 人当たりの男性人口）は 104.5 で全国の 103.0 を上回り、男性の方が多い状況となっている。

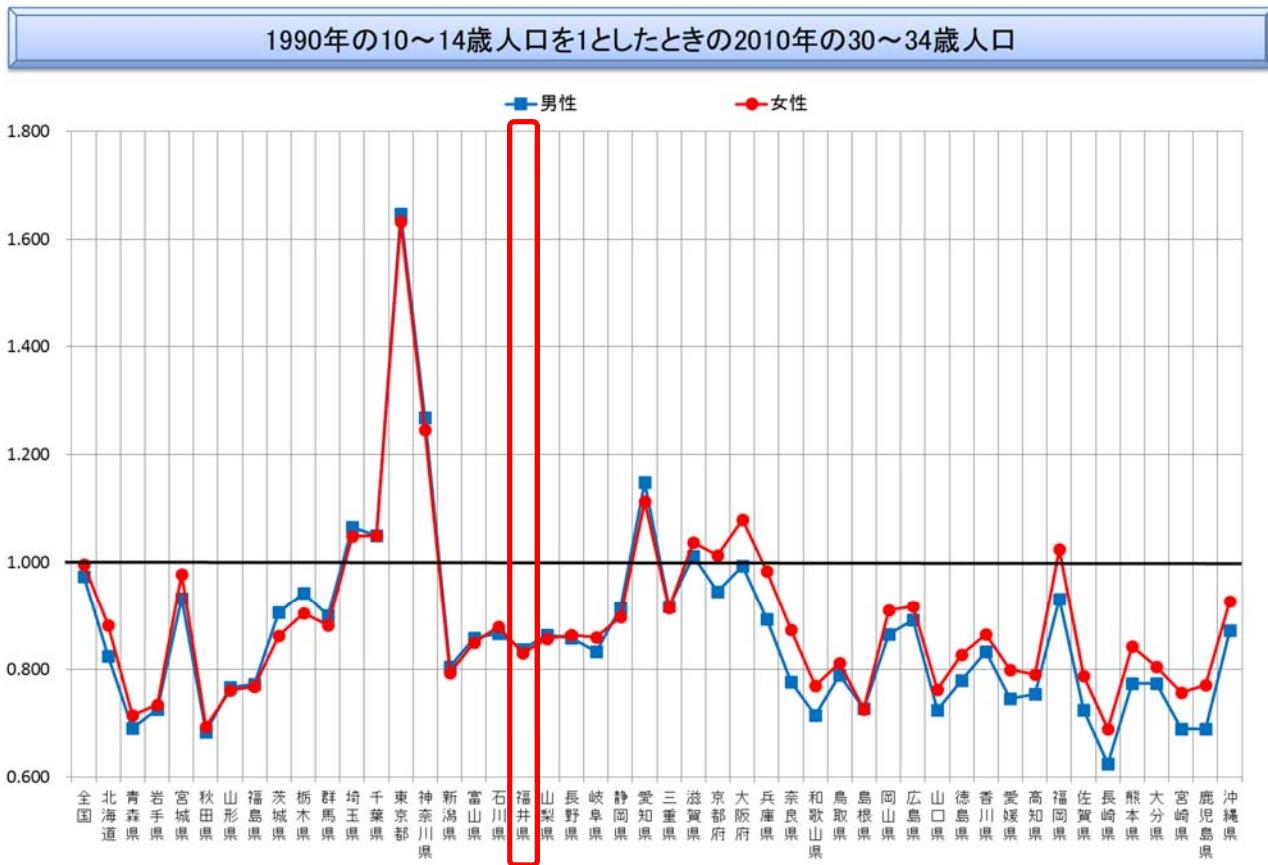
②人口移動

- 1990 年の 10～14 歳人口と 2010 年の 30～34 歳人口の比をみると、男性が 0.838、女性が 0.831 であり（全国では男性が 0.975、女性が 0.996）、男女とも全国よりも低くなっている。
- 平成 26 年の転入超過数はマイナス 2,246 人となっており、15～34 歳の若い世代を中心に、転出超過となっている。



福井県では、若い世代において、男性の比率が高い状況にある。また、進学や就職の時期に転出超過となっており、結婚機会にはマイナスの影響が生じている可能性が考えられる。

図3－3－1 1990年の10～14歳人口を1としたときの2010年の30～34歳人口



資料出所：総務省統計局「国勢調査」(平成22年)

※1 「国勢調査」(平成2年)については既知の男女別・国籍別・年齢別人口の分布に応じて年齢・国籍不詳人口を按分し、「国勢調査」(平成22年)については総務省統計局が年齢・国籍不詳を按分した値 (<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/9.htm>) を用いた。

(2) 経済的状況・生活基盤に関する分析

③就業者・完全失業者の割合（H22）

（就業者の状況）

- ・ 30～34歳の未婚者のうち就業者の割合は、男性が87.1%、女性が86.5%で、全国（男性83.5%、女性83.9%）と比べると、男女ともに高くなっている。
- ・ 30～34歳の有配偶者のうち就業者の割合は、男性が98.1%、女性が67.6%で、全国（男性97.5%、女性53.1%）と比べると、男性は全国と同程度の水準であるが、女性は全国よりかなり高くなっている。

（完全失業者の状況）

- ・ 30～34歳の未婚者のうち完全失業者の割合は、男性が9.4%、女性が7.0%となっており、全国（男性11.9%、女性8.1%）と比べると、男女ともに低くなっている。
- ・ また、有配偶者の完全失業者の割合は、男性が1.6%、女性が2.3%となっており、全国（男性1.9%、女性1.9%）と比べると、男性は低く、女性は高くなっている。
- ・ 未婚者と有配偶者の完全失業者の割合を比べると、男女ともに、未婚者の方がかなり高くなっている。



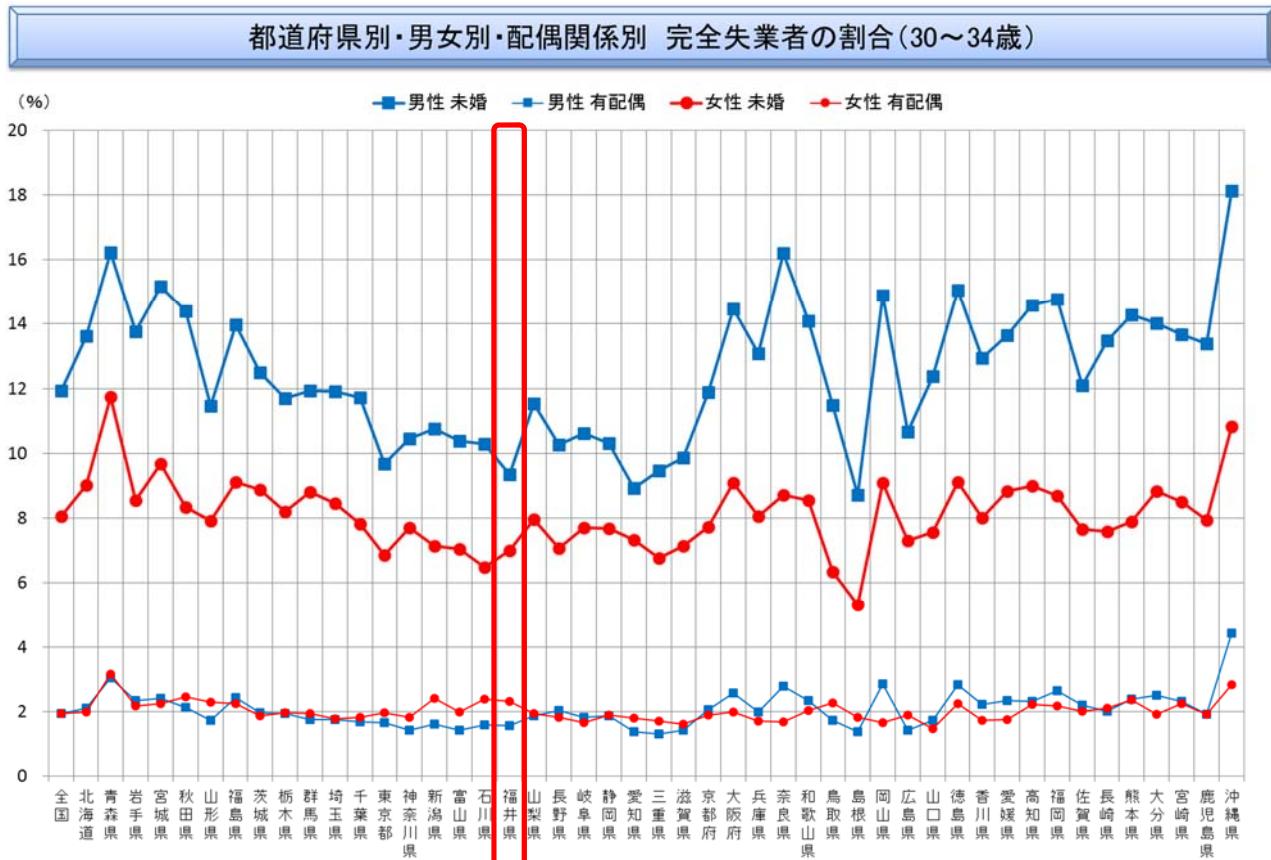
福井県では、男女ともに、未婚者も有配偶者も、就業者の割合が全国より高くなっています、特に有配偶者の女性で、かなり高い割合となっています。

未婚者の男女、有配偶者の男性の完全失業者の割合は全国より低く、希望した場合には比較的仕事を得やすい状況にあると考えられます。

なお、

・ 未婚者における完全失業者の割合が有配偶者に比べて高いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

図3－3－2 都道府県別・男女別・配偶関係別 完全失業者の割合（30～34歳）



資料出所：総務省統計局「国勢調査」(平成22年)

※1 完全失業者の割合とは人口に占める完全失業者の割合であり、労働力状態不詳や年齢・国籍不詳は除いて算出した。

④パート・アルバイト等の割合

(パート・アルバイトの割合 (男性、H24))

- 25～39 歳の男性について、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合は 3.6% となっており、全国 (6.7%) より低く、全国で 2 番目に低い水準となっている。

(派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合 (H22))

- さらに、30～34 歳の未婚の就業者について、労働者派遣事業所の派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合をみると、男性が 12.9%、女性が 25.1% となっており、全国 (男性 17.8%、女性 33.2%) と比べて、男女ともにかなり低くなっている。
- 30～34 歳の有配偶の就業者について、同じ割合をみると、男性が 3.3%、女性が 41.3% となっており、全国 (男性 4.4%、女性 47.0%) と比べると、男女ともに低い。



福井県では、男女ともに、未婚者においても有配偶者においても、不安定就労の割合が低くなっています。比較的良好的な雇用環境がある可能性が考えられる。

ただし、男性の場合、有配偶者に比べて未婚者で不安定就労の割合が高くなっています。そのことが結婚への意欲や機会にも影響している可能性が考えられる。

女性の場合、そもそも男性に比べて相対的に不安定な従業上の地位にある割合が高いが、有配偶の方が不安定な従業上の地位にある割合が高いことは、結婚や出産によって正規の職員・従業員から外れる傾向を反映している可能性が考えられる。

なお、

- 未婚者における不安定就労の割合が有配偶者に比べて高いこと
 - 女性における不安定就労の割合が男性に比べて高いこと
- は全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

⑤所得（H24）

（所得 200 万円未満の割合）

- ・ 30～39 歳の未婚者の所得分布をみると、所得 200 万円未満の割合は、男性が 22.5%、女性が 40.7% となっており、いずれも全国（男性 29.7%、女性 41.4%）より低い割合となっている。
- ・ 30～39 歳の有配偶者の所得分布をみると、所得が 200 万円未満の割合は、男性が 6.4%、女性が 64.9% となっており、全国（男性 7.6%、女性 75.6%）と比べて、男女ともに低くなっている。

（所得 500 万円以上の割合）

- ・ 30～39 歳の未婚者で所得 500 万円以上の割合は、男性が 5.2%、女性が 0.0% となっており、全国（男性 10.1%、女性 4.8%）と比べると、男女ともに相当程度低くなっている。
- ・ 30～39 歳の有配偶者で所得 500 万円以上の割合は、男性が 14.4%、女性が 0.0% となっており、全国（男性 26.2%、女性 2.3%）と比べて、男女ともに相当程度低くなっている。



福井県では、男女ともに、未婚者においても有配偶者においても、全国と比べて低所得の割合及び高所得の割合が低くなっている、中間程度の所得層が多い状況となっている。

前述のように比較的良好な雇用が、高所得層は少ないものの、比較的安定した所得層の多さにつながっている可能性が考えられる。

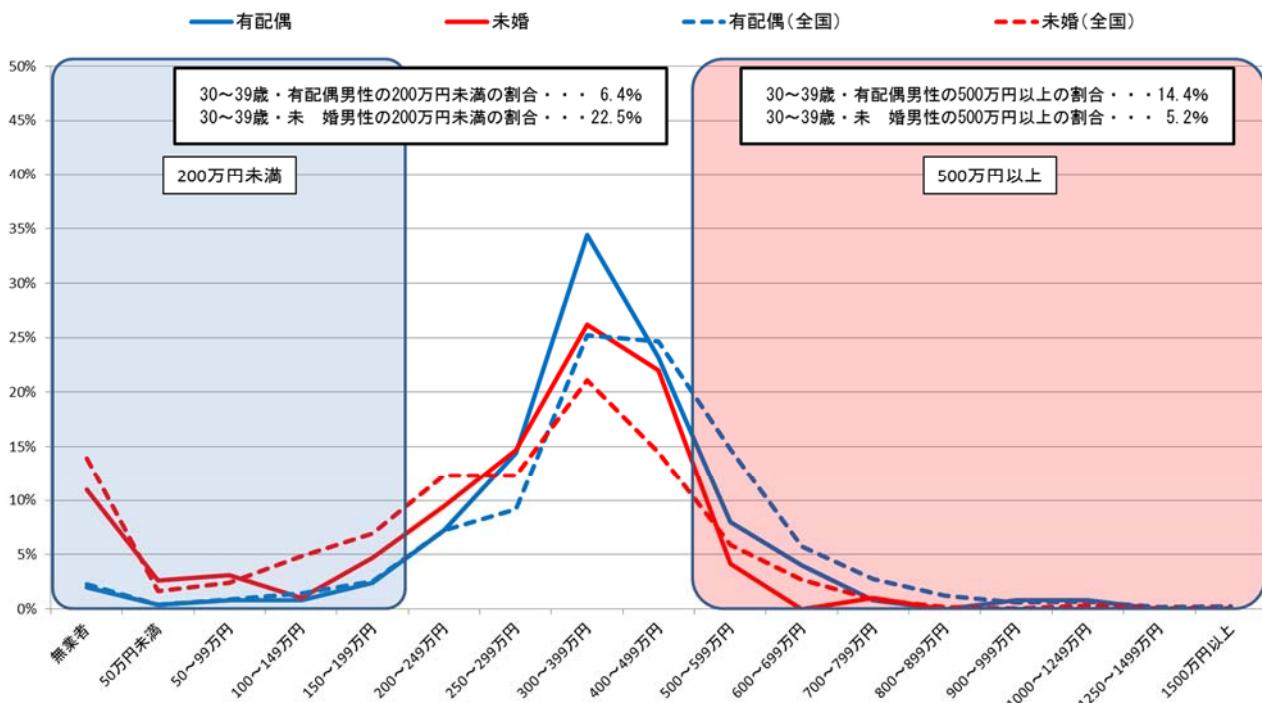
なお、

- ・ 未婚男性の所得が有配偶男性に比べて低いこと
は全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

図3－3－3 都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況(30～39歳)

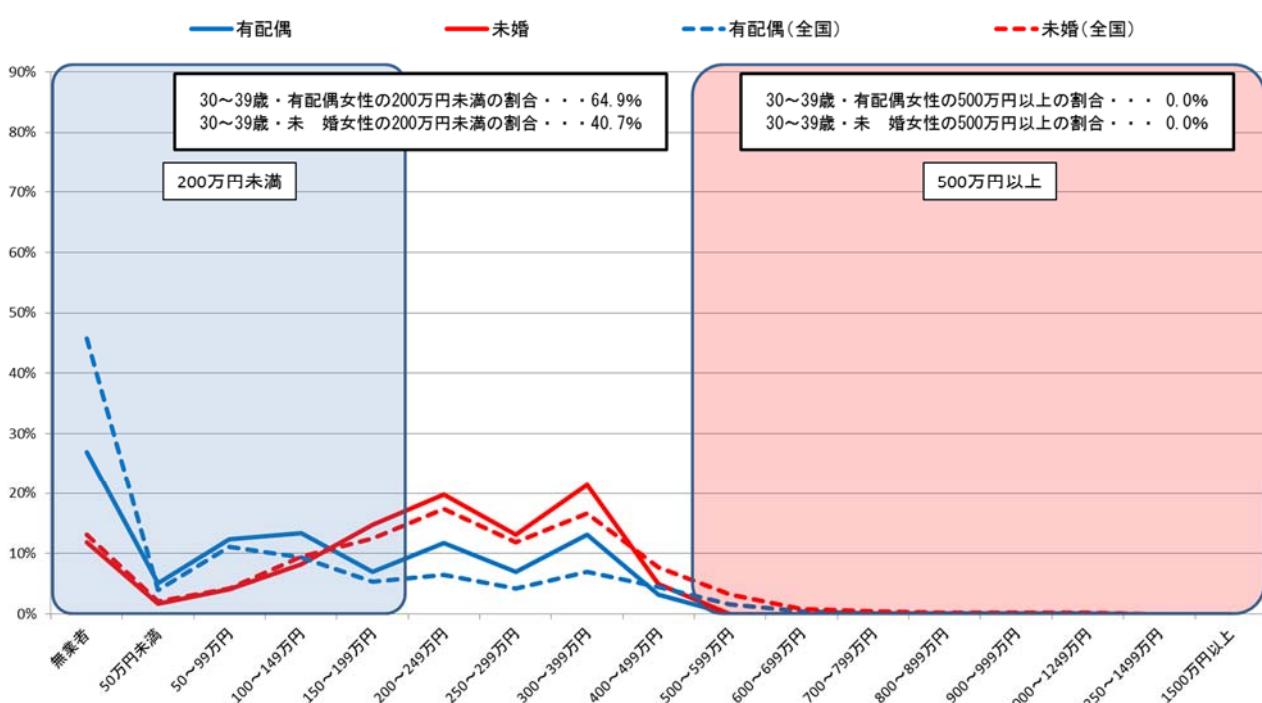
都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況(30～39歳)

福井県男



④都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況(30～39歳)

福井県女



(3) 仕事と家庭の両立の困難さに関する分析

⑥週 60 時間以上働く雇用者の割合 (H24)

- ・ 週 60 時間以上働く雇用者の割合は 8.2% となっており、全国 (9.6%) より低く、全国で 11 番目に低い水準となっている。

⑦1 日当たりの通勤等の時間 (H23)

- ・ 1 日当たりの通勤等の時間（平日における通勤者でみた時間）は 53 分となっており、全国 (75 分) よりかなり短く、全国で 4 番目に短くなっている。

⑧女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差 (H24)

- ・ 25~44 歳の女性について、女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差をみると、マイナス 8.5% となっており、全国 (マイナス 17.6%) より小さく、全国で 4 番目に小さくなっている。



福井県では、長時間労働が少なく、通勤時間も短く、結婚・出産に伴う離職等も少ないものと考えられる。

前述のような比較的良質な雇用や所得が得られる状況と、女性が比較的就業を継続しやすい環境とがある可能性が考えられる。

⑨夫妻の家事・育児時間（H23）

- ・ 6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯で、夫妻ともに働いている場合、平日の家事時間は夫が8分/日、妻が182分/日となっており、全国（夫11分/日、妻180分/日）と比べると、夫妻ともに全国と同程度の水準となっている。また、夫の家事時間は、妻の家事時間に比べて極めて短い状況にある。
- ・ 平日の育児時間については、夫が21分/日、妻が143分/日となっており、全国（夫28分/日、妻153分/日）と比べると、夫婦ともに短くなっている。また、夫の育児時間は、妻の育児時間に比べて極めて短い状況にある。
- ・ 平日の通勤時間と就業時間の合計については、夫が599分/日、妻が290分/日となっている。これに家事時間と育児時間を加えると、夫が628分/日、妻が615分/日となっている。平日は、夫は仕事と通勤にかなり長い時間を使い家事・育児をあまりせず、妻が働き方を調整することで家事・育児を担う形となっている。



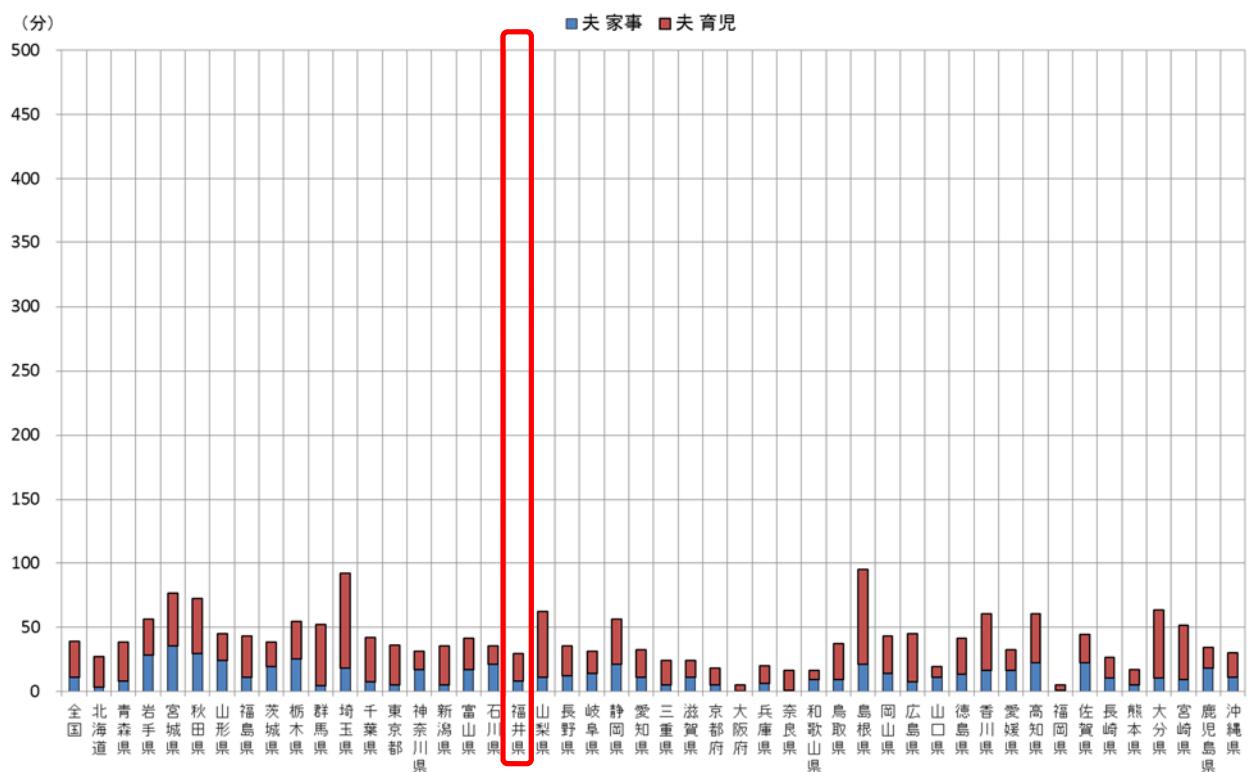
福井県では、前述のように比較的仕事と家庭の両立を図りやすい環境があると考えられるが、それでも、全国と同様、夫婦共働きであっても、妻が就業時間を調整して家事・育児を担っている面がある。これは、子育て中の女性にとって仕事と家庭の両立が容易でないことを示唆しており、こうした状況が、結婚や子供をもつことを躊躇させる要因になっている可能性が考えられる。

なお、

- ・夫の家事・育児時間が妻に比べて極めて短いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

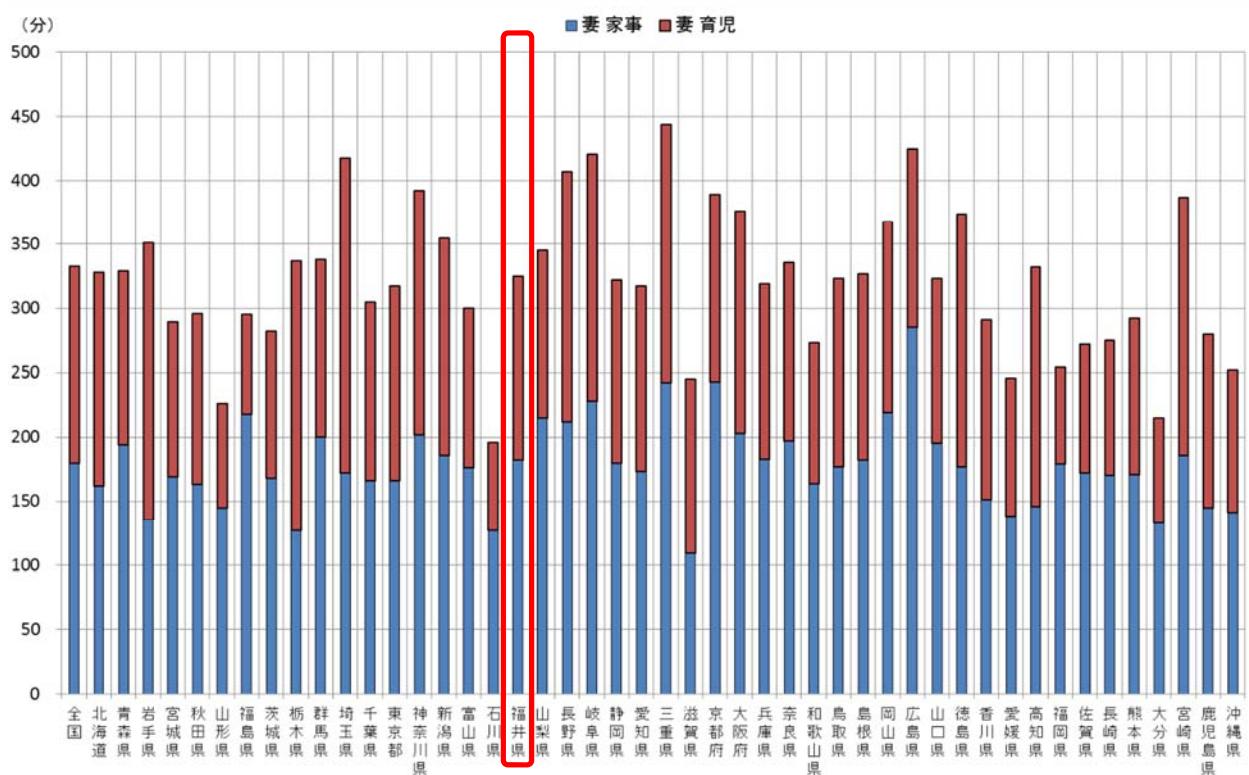
図3－3－4 都道府県別・平日の家事時間・育児時間（6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯）

都道府県別・平日の家事時間・育児時間(夫婦と子供の世帯で6歳未満の子供がおり、夫婦ともに有業である夫)



資料出所：総務省統計局「社会生活基本調査」(平成23年)

都道府県別・平日の家事時間・育児時間(夫婦と子供の世帯で6歳未満の子供がおり、夫婦ともに有業である妻)



資料出所：総務省統計局「社会生活基本調査」(平成23年)

⑩保育所（H26）

- ・ 0～5歳人口に対する保育所定員数の比は65.2%であり、全国の37.3%を大きく上回る（全国3位）。また、保育所定員数26,095人に対し、入所者数は24,971人となっており、待機児童数は0人となっている。



福井県では、有配偶者の就業率の高さ等に対応した結果とも考えられるが、保育サービスの量は比較的充実していると考えられる。

(4) 育児負担に関する分析

⑪出生数に占める第3子以降の割合（H26）

- ・ 出生数に占める第3子以降の割合は18.1%で全国の16.6%より高くなっている（全国で21位）。

⑫世帯構造（H22）

- ・ 全世帯でみた三世代同居率は17.5%と、全国の7.1%を大幅に上回っており、全国で2番目に高い値となっている。
- ・ さらに、18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち三世代世帯の割合は39.8%と、全国の18.7%を大幅に上回っている。
- ・ 18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち母子世帯と父子世帯を合わせた割合は4.8%と、全国の6.5%に比べて低くなっている。

⑬医師数（H22）

- ・ 25～39歳女性人口千人当たりの産婦人科と産科の医師数（複数従事する診療科も含む）は1.05人となっており、全国の0.88人を上回っている。また、0～4歳人口千人当たりの小児科医師数（複数従事する診療科も含む）は6.80人であり、全国の5.72人を上回っている。全国の中では相対的に良い状態にある。

⑭ボランティア活動（H23）

- ・ 子供を対象としたボランティア活動の行動者率をみると、全体では9.6%と、全国（8.2%）より高く、全国で7位となっている。65歳以上では3.7%と、全国（3.6%）とほぼ同じ水準であり、全国で21位となっている。



福井県では、出生数に占める第3子以降の出生が全国より多くなっている。三世代同居率も高く、祖父母世代の子育てのサポートを受けやすい状況がうかがえる。若年女性数に対する産婦人科、子供数に対する小児科の医師数は比較的多い。子供を対象としたボランティア活動の行動者率は比較的高い。母子世帯や父子世帯の割合は全国より低いとはいえ、支援の必要性に留意が必要と考えられる。

STEP 3：課題に応じた対応策を検討する

※ 「対応する〇〇〇の取組」について、この手引では、現時点において、各県市の取組事例や総合戦略に記載されているものの中から抜粋している。
実際には、STEP 2 の分析結果を踏まえ、具体的な施策を関係者間で検討する必要がある。

【課題 1】共働き世帯においても、男性の家事・育児時間が非常に短く、女性が働き方を調整して家事育児を担っていることから、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要。

＜対応する福井県の取組＞

- ア. 男性の家事・育児参加の促進
 - ・男性の家事参加の実践を進める『家事チャレンジ検定』の普及
- イ. 就業中の子育て支援
 - ・子どもを病院等へ送迎する民間サービスの導入

【課題 2】共働き世帯においても、男性の家事・育児時間が非常に短く、女性が働き方を調整して家事育児を担っていることから、夫婦共働き世帯の支援が重要。

＜対応する福井県の取組＞

- ア. 女性活躍の推進
 - ・「女性活躍推進企業」制度の創設による、女性の活躍を推進する企業の拡大
 - ・育児による離職者の再雇用や父親の育児休業取得を推進する企業に対する奨励金制度の創設
- イ. 「企業子宝率」の普及
 - ・子育て支援に積極的な企業を見分ける指標として「企業子宝率」を普及し、職場環境改善を推進

【課題 3】全国に比較して、結婚後の女性の継続就業が保たれている状況にあり、
さらに希望する第2子、3子の出産を支援することが重要。

＜対応する福井県の取組＞

- ア. 多子世帯支援
 - ・新ふくい3人っこ応援プロジェクトにより、第3子以降の3歳児までの保育料、病児保育料の無料化
 - ・2歳まで育児短時間勤務の支援

イ. 子育て応援事業の支援

- ・育児による離職者の再雇用や父親の育児休業取得を推進する企業に対する奨励金制度の創設

ウ. 「企業子宝率」の普及

- ・子育て支援に積極的な企業を見分ける指標として「企業子宝率」を普及し、職場環境改善を推進

エ. 同居・近居支援

- ・三世代同居・近居の場合の住宅リフォーム支援

分析事例 4：滋賀県

STEP 1：指標から課題の所在を考察する

合計特殊 出生率	H26 1. 53 (17位) (全国 1.42)		未婚率 (女性、25～39歳)	H22 32.9% (5位) (全国 37.7%)
			有配偶出生率 (15～49歳)	H22 82.2/千人 (16位) (全国 79.4/千人)

- ・ 合計特殊出生率は、全国を上回る。有配偶出生率は全国よりやや高い程度であるが、未婚率が全国で5番目に低い。全国と比べると、比較的、結婚・出産の希望がかないやすい環境にあると考えられる。
- ・ また、男性の25～39歳未婚率は45.9%で全国(49.8%)をかなり下回り、全国で10番目に低い。平均初婚年齢(H26)は男性が30.5歳、女性が29.0歳でいずれも全国(男性31.1歳、女性29.4歳)を下回り、男性では全国で15番目、女性では全国で19番目に低い。全国の中では比較的、結婚の希望がかないやすい環境にあると考えられるが、平成22年の25～39歳の女性の未婚率32.9%は、昭和60年の9.5%から大幅に上昇しており、全国と同様に、未婚率の上昇、晩婚化が進行してきている。
- ・ 出生順位別合計特殊出生率をみると、第1子0.69、第2子0.59、第3子以降0.25となっており、全国(第1子0.67、第2子0.52、第3子以降0.23)と比べて、第2子(全国で2位)で高くなっている。
- ・ 出生順位ごとの母の平均年齢は、第1子30.4歳、第2子32.3歳、第3子33.5歳となっており、全国(第1子30.6歳、第2子32.4歳、第3子33.4歳)と比べて、第2子、第3子で高くなっているが、それほど大きな違いは見られない。
- ・ なお、出生数は減少傾向にあり、平成22年から26年の5年間に13,363人から12,729人と、634人、4.7%の減少となっている。これは全国の減少幅(マイナス6.3%)より小さいが、長期的な出生数の減少は、将来の高齢化率の上昇の要因になるなど、大きな課題であると考えられる。

STEP 2：要因を分析する

（1）結婚への意欲・機会に関する分析

①性比（H22）

- 30～34歳の性比（女性人口100人当たりの男性人口）は102.5で全国の103.0を下回るが、男性にとっては、同世代の女性が少ない状況にある。

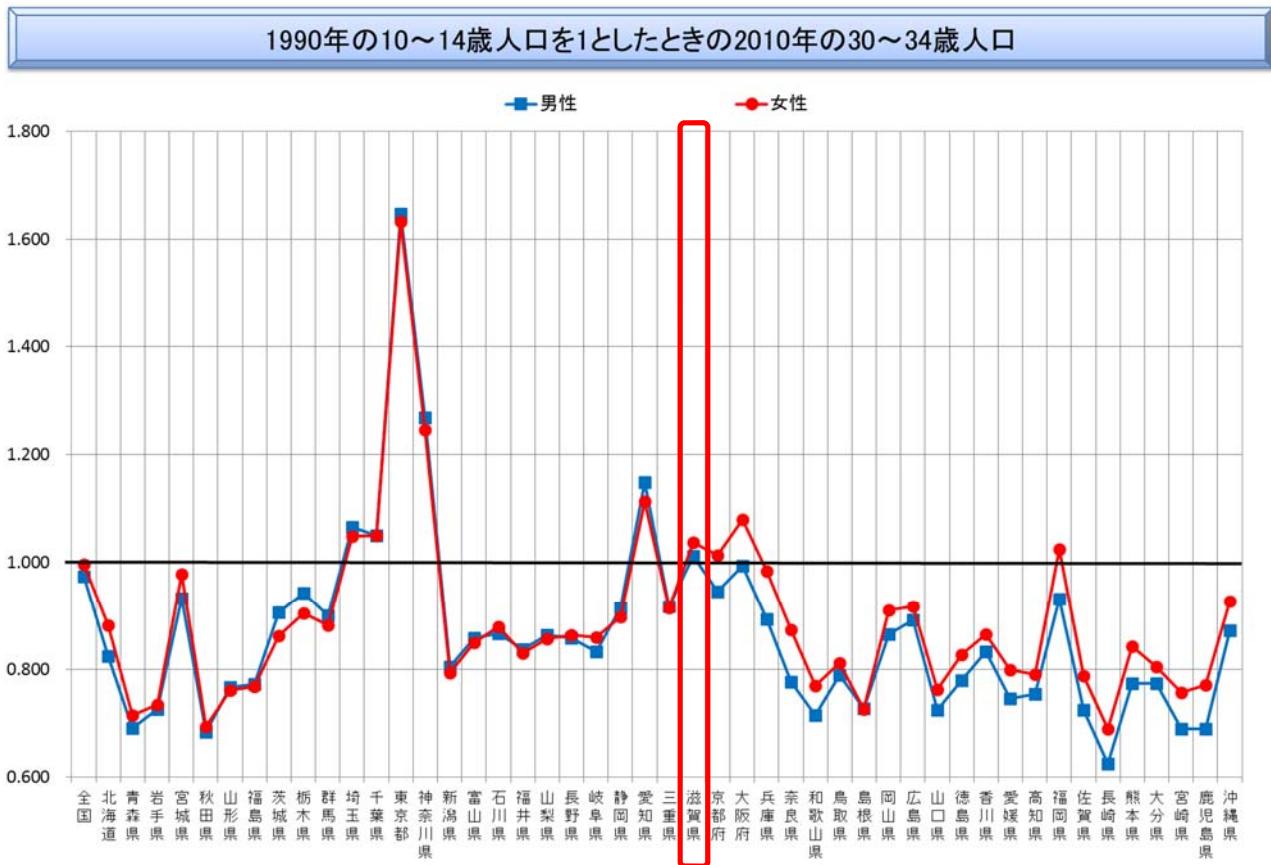
②人口移動

- 1990年の10～14歳人口と2010年の30～34歳人口の比をみると、男性が1.013、女性が1.037と1を超えており（全国では男性が0.975、女性が0.996）、男性は全国で6番目に高く、女性は全国で7番目に高くなっている。
- 平成26年の転入超過数はマイナス889人となっており、20～29歳では転出超過となっているが、15～19歳、30～44歳では転入超過となるなど、転出超過の規模は比較的小さい（転入超過数は全国で12番目）。



滋賀県では、若い世代において男性の比率が高い状況にある。また、20～29歳を中心に転出超過であるが、30～44歳で転入超過となるなど、近畿圏のベッドタウンの側面を背景に、子育て世代の転入は比較的多いと考えられる。こうした状況が、比較的低い未婚率につながっている可能性が考えられる。

図3－4－1 1990年の10～14歳人口を1としたときの2010年の30～34歳人口



資料出所：総務省統計局「国勢調査」(平成22年)

※1 「国勢調査」(平成2年)については既知の男女別・国籍別・年齢別人口の分布に応じて年齢・国籍不詳人口を按分し、「国勢調査」(平成22年)については総務省統計局が年齢・国籍不詳を按分した値 (<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/9.htm>) を用いた。

(2) 経済的状況・生活基盤に関する分析

③就業者・完全失業者の割合（H22）

（就業者の状況）

- ・ 30～34歳の未婚者のうち就業者の割合は、男性が86.3%、女性が85.6%で、全国（男性83.5%、女性83.9%）と比べると、男女ともに高くなっている。
- ・ 30～34歳の有配偶者のうち就業者の割合は、男性が98.2%、女性が50.1%で、全国（男性97.5%、女性53.1%）と比べると、男性は高く、女性は低くなっている。

（完全失業者の状況）

- ・ 30～34歳の未婚者のうち完全失業者の割合は、男性が9.9%、女性が7.1%となっており、全国（男性11.9%、女性8.1%）と比べると、男女ともに低くなっている。
- ・ また、有配偶者の完全失業者の割合は、男性が1.4%、女性が1.6%となっており、全国（男性1.9%、女性1.9%）と比べると、男女ともに低くなっている。
- ・ 未婚者と有配偶者の完全失業者の割合を比べると、男女ともに、未婚者の方がかなり高くなっている。



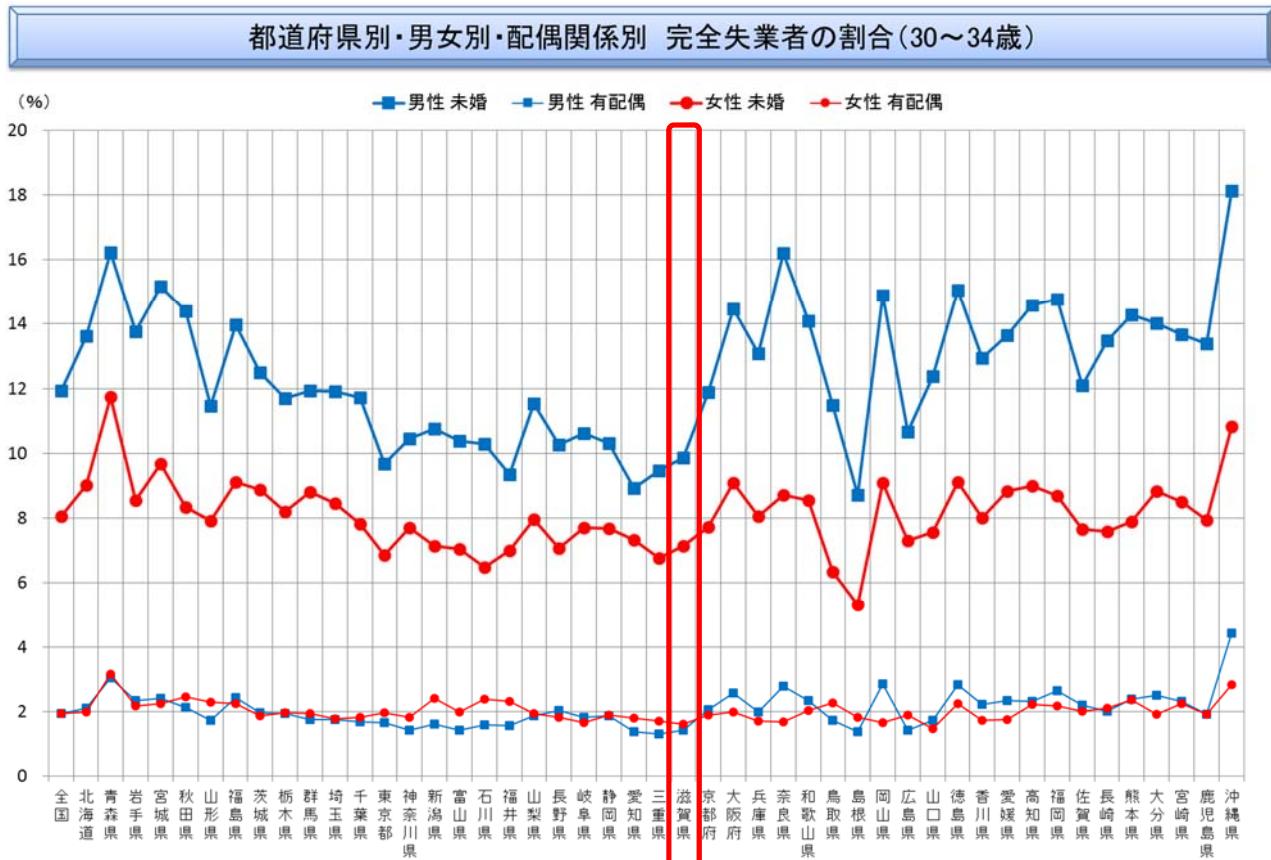
滋賀県では、未婚者の男女及び有配偶者の男性の就業者の割合は全国より高くなっているが、有配偶者の女性の就業者の割合は低くなっている。結婚・出産を機に離職して専業主婦となる女性が多い可能性が考えられる。

男女ともに、未婚者においても有配偶者においても完全失業者の割合は全国より低くなっています、比較的仕事を得やすい環境にある可能性が考えられる。

なお、

・ 未婚者における完全失業者の割合が有配偶者に比べて高いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

図3－4－2 都道府県別・男女別・配偶関係別 完全失業者の割合（30～34歳）



資料出所：総務省統計局「国勢調査」(平成22年)

※1 完全失業者の割合とは人口に占める完全失業者の割合であり、労働力状態不詳や年齢・国籍不詳は除いて算出した。

④パート・アルバイト等の割合

(パート・アルバイトの割合 (男性、H24))

- 25～39 歳の男性について、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合は 4.1% となっており、全国 (6.7%) より低く、全国で 5 番目に低い水準となっている。

(派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合 (H22))

- さらに、30～34 歳の未婚の就業者について、労働者派遣事業所の派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合をみると、男性が 16.4%、女性が 33.2% となっており、全国 (男性 17.8%、女性 33.2%) と比べて、概ね全国と同様の水準となっている。
- 30～34 歳の有配偶の就業者について、同じ割合をみると、男性が 4.6%、女性が 48.2% となっており、全国 (男性 4.4%、女性 47.0%) と比べると、男女ともに高いが、概ね全国と同様の水準となっている。
- 滋賀県では、有配偶女性において、35～39 歳 (43 位)、40～44 歳 (45 位) でパート等の割合が高くなっている、いわゆる M 字カーブ回復後にパート等での就労が多くなっている。



滋賀県では、不安定就労の割合は、全国に比べると低くはなっているが、男性の場合、有配偶者に比べて未婚者の方が不安定な従業上の地位にある割合はかなり高くなっています、不安定就労が結婚への意欲や機会にも影響している可能性が考えられる。

女性の場合、そもそも男性に比べて相対的に不安定就労の割合が高いが、有配偶の方がその割合が高いことは、結婚や出産によって正規の職員・従業員から外れる傾向を反映している可能性が考えられる。

なお、

- 未婚者における不安定就労の割合が有配偶者に比べて高いこと
- 女性における不安定就労の割合が男性に比べて高いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

⑤所得（H24）

（所得 200 万円未満の割合）

- ・ 30～39 歳の未婚者の所得分布をみると、所得 200 万円未満の割合は、男性が 19.7%、女性が 37.9% となっており、いずれも全国（男性 29.7%、女性 41.4%）より低い割合となっており、特に男性で相当程度低くなっている。
- ・ 30～39 歳の有配偶者の所得分布をみると、所得が 200 万円未満の割合は、男性が 3.0%、女性が 74.5% となっており、いずれも全国（男性 7.6%、女性 75.6%）より低い割合となっており、特に男性で相当程度低くなっている。

（所得 500 万円以上の割合）

- ・ 30～39 歳の未婚者で所得 500 万円以上の割合は、男性が 11.4%、女性が 1.9% となっており、全国（男性 10.1%、女性 4.8%）と比べると、男性で高く、女性で低くなっている。
- ・ 30～39 歳の有配偶者で所得 500 万円以上の割合は、男性が 28.4%、女性が 3.1% となっており、全国（男性 26.2%、女性 2.3%）に比べて、男女ともに高くなっている。



滋賀県では、男女ともに、未婚者においても有配偶者においても、全国と比べて低所得の割合が低くなっている。特に、男性の未婚者において低所得の割合が低いことは、比較的低い未婚率の背景となっている可能性が考えられる。

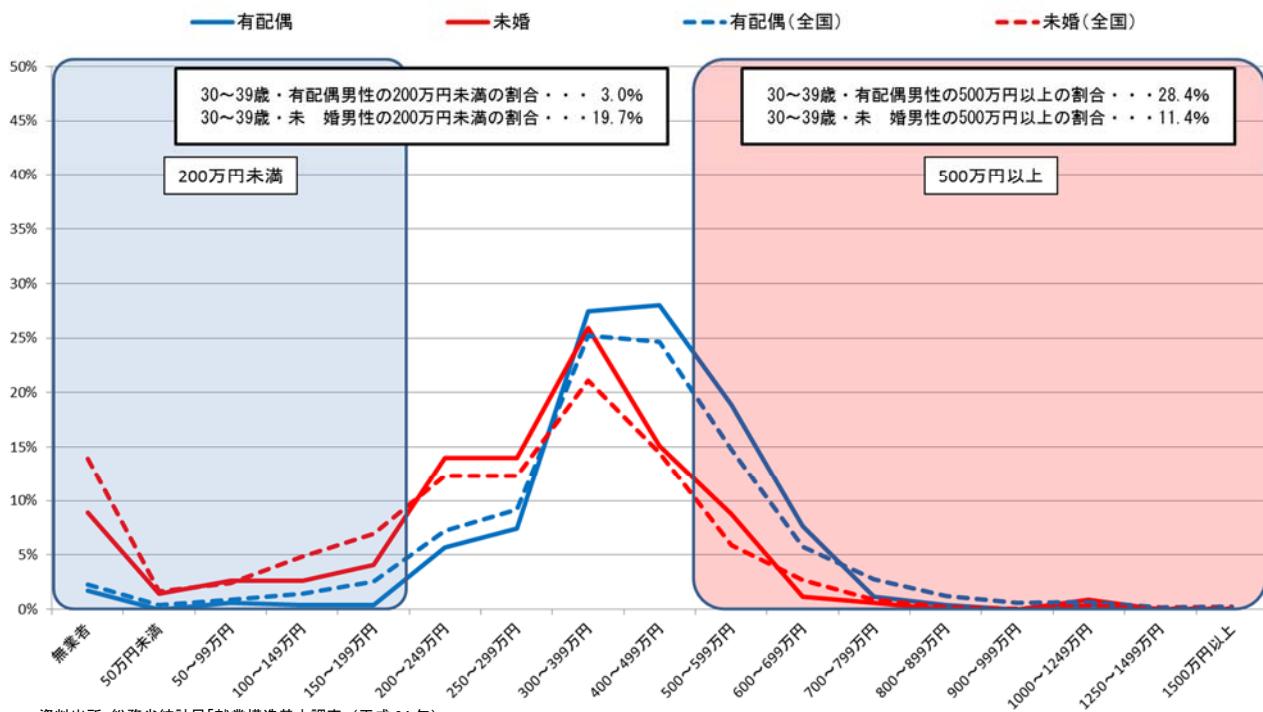
なお、

・ 未婚男性の所得が有配偶男性に比べて低いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

図3－4－3 都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況（30～39歳）

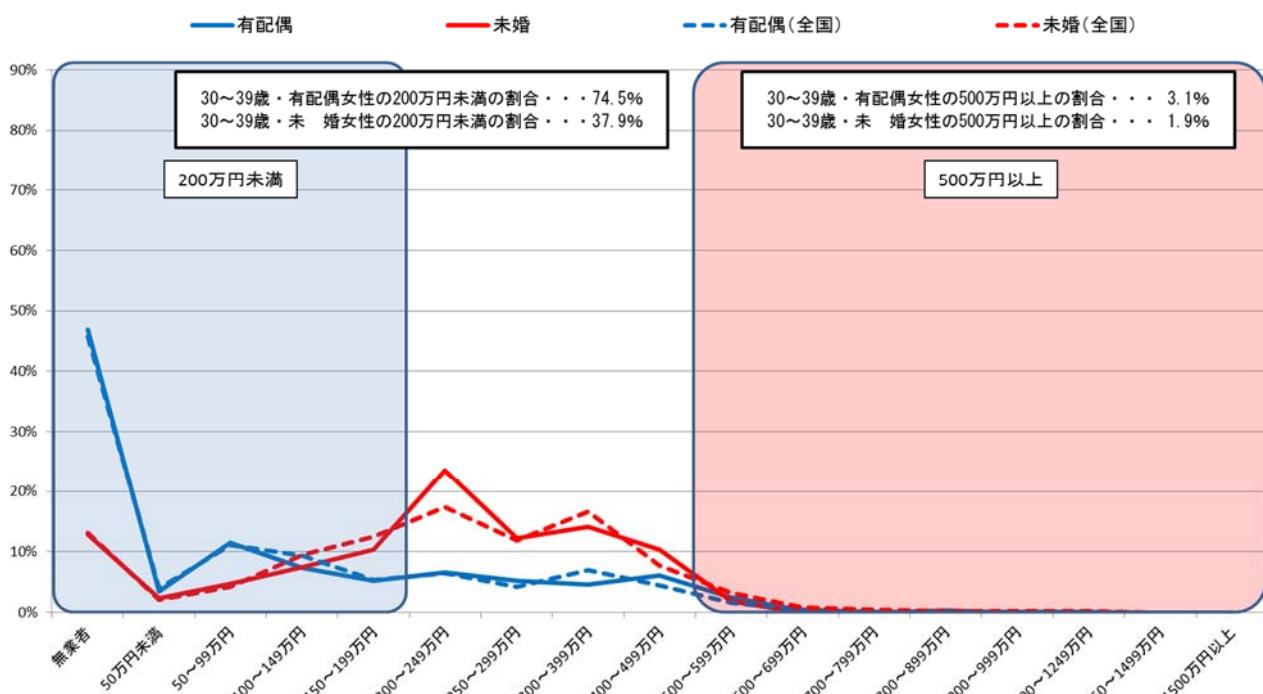
都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況（30～39歳）

滋賀県男



都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況（30～39歳）

滋賀県女



(3) 仕事と家庭の両立の困難さに関する分析

⑥週 60 時間以上働く雇用者の割合 (H24)

- ・ 週 60 時間以上働く雇用者の割合は 9.1% となっており、全国 (9.6%) と同程度であり、全国で 27 番目に低い水準となっている。

⑦1 日当たりの通勤等の時間 (H23)

- ・ 1 日当たりの通勤等の時間（平日における通勤者でみた時間）は 68 分となっており、全国 (75 分) より短く、全国で 33 番目に短くなっている。

⑧女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差 (H24)

- ・ 25~44 歳の女性について、女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差をみると、マイナス 18.4% となっており、全国 (マイナス 17.6%) より大きく、全国で小さいほうから数えて 38 番目となっている。



滋賀県では、長時間労働や通勤時間については全国で中位程度となっている。

女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差は比較的大きくなっている。女性が結婚や出産を機会に離職し、専業主婦となるケースが多い可能性が考えられる。就業の継続や離職後の復帰に課題がないか、子育て期の世帯の人口流入が続いていることがどのように影響しているか等、さらに分析を進めることが考えられる。

⑨夫妻の家事・育児時間（H23）

- ・ 6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯で、夫妻ともに働いている場合、平日の家事時間は夫が11分/日、妻が109分/日となっており、全国（夫11分/日、妻180分/日）と比べて、妻の家事時間がかなり短くなっている。また、夫の家事時間は、妻の家事時間に比べて極めて短い状況にある。
- ・ 平日の育児時間については、夫が13分/日、妻が136分/日となっており、全国（夫28分/日、妻153分/日）と比べると、夫婦ともに短くなっている。また、夫の育児時間は、妻の育児時間に比べて極めて短い状況にある。
- ・ 平日の通勤時間と就業時間の合計については、夫が695分/日、妻が231分/日となっている。これに家事時間と育児時間を加えると、夫が719分/日、妻が476分/日となっている。平日は、夫は仕事と通勤にかなり長い時間を使い家事・育児をあまりせず、妻が働き方を調整することで家事・育児を担う形となっている。ただし、妻の通勤時間・就業時間・家事時間・育児時間の合計は夫よりかなり短い。



滋賀県では、夫婦共働きであっても、夫は家事・育児の時間を十分確保できず、妻が主に家事・育児を担っている状況にある。

これは、子育て中の女性にとって仕事と家庭の両立が容易でないことを示唆しており、そうした状況が、結婚や子供をもつことを躊躇させる要因になっている可能性が考えられる。

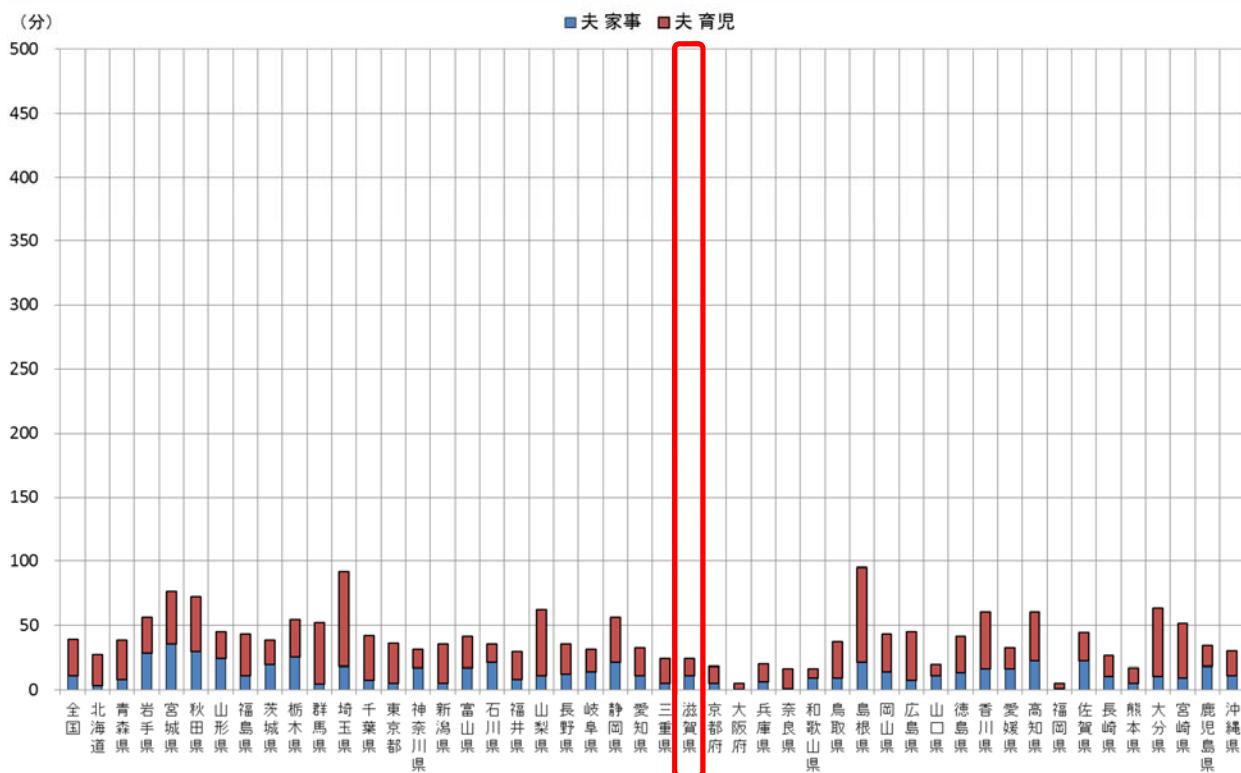
他方、女性の子育て期の離職や、短時間の就労の選択については、例えば、子育てについての考え方や希望、性別役割分業意識など、意識面の要因が影響している可能性にも留意が必要と考えられる。

なお、

・ 夫の家事・育児時間が妻に比べて極めて短いこと
は全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

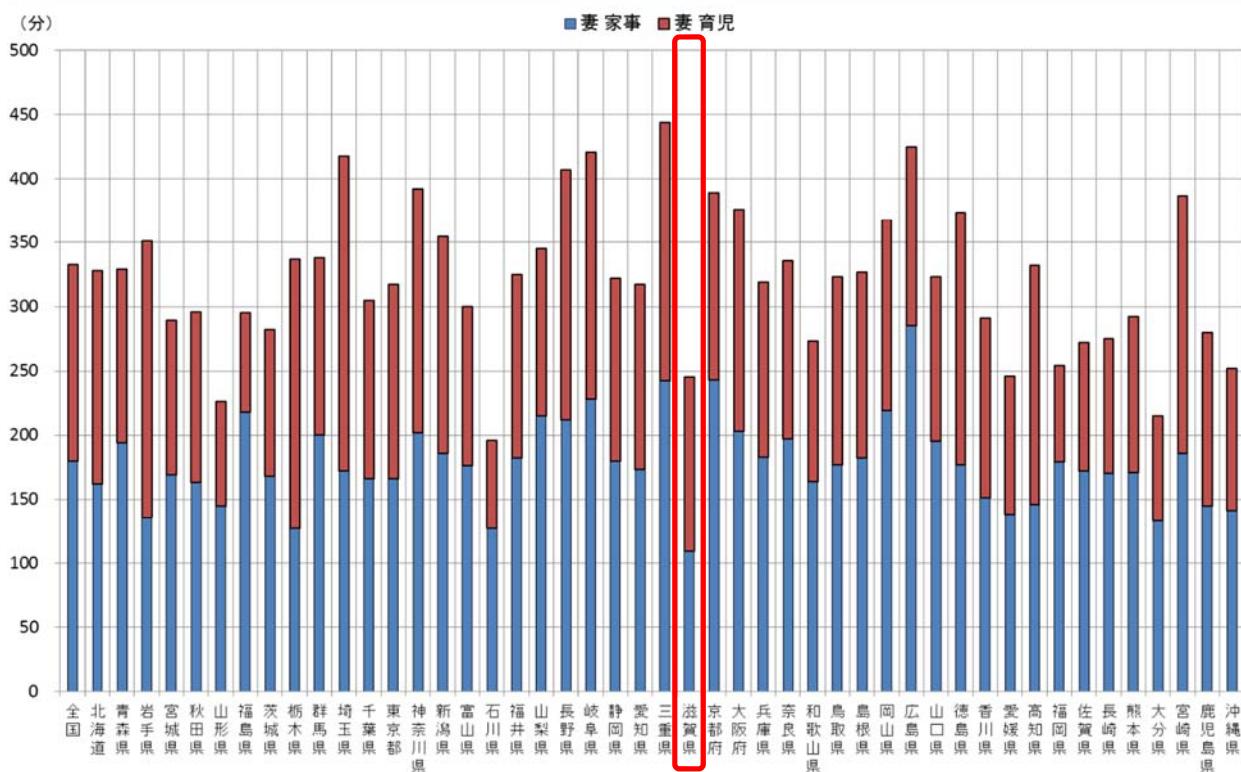
図3-4-4 都道府県別・平日の家事時間・育児時間（6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯）

都道府県別・平日の家事時間・育児時間(夫婦と子供の世帯で6歳未満の子供がおり、夫婦ともに有業である夫)



資料出所：総務省統計局「社会生活基本調査」(平成23年)

都道府県別・平日の家事時間・育児時間(夫婦と子供の世帯で6歳未満の子供がおり、夫婦ともに有業である妻)



資料出所：総務省統計局「社会生活基本調査」(平成23年)

⑩保育所（H26）

- ・ 0～5歳人口に対する保育所定員数の比は36.2%であり、全国の37.3%より低い（全国35位）。また、保育所定員数28,777人に対し、入所者数は28,612人となっており、待機児童数は441人となっている。



滋賀県では、保育サービスが不十分であり、待機児童の解消のための保育の量的確保が必要であると考えられる。

(4) 育児負担に関する分析

⑪出生数に占める第3子以降の割合（H26）

- ・ 出生数に占める第3子以降の割合は16.6%で全国（16.6%）と同程度の水準となっている（全国で35位）。

⑫世帯構造（H22）

- ・ 全世帯でみた三世代同居率は11.0%と、全国（7.1%）を上回っており、全国で高いほうから19番目となっている。
- ・ さらに、18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち三世代世帯の割合は23.6%と、全国（18.7%）をかなり上回っている。
- ・ 18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち母子世帯と父子世帯を合わせた割合は4.9%と、全国（6.5%）に比べて低くなっている。

⑬医師数（H22）

- ・ 25～39歳女性人口千人当たりの産婦人科と産科の医師数（複数従事する診療科も含む）は0.77人となっており、全国（0.88人）を下回っている。また、0～4歳人口千人当たりの小児科医師数（複数従事する診療科も含む）は6.37人であり、全国（5.72人）を上回っている。

⑭ボランティア活動（H23）

- ・ 子供を対象としたボランティア活動の行動者率をみると、全体では9.4%と、全国（8.2%）より高く、全国で9位となっている。65歳以上では6.0%と、全国（3.6%）より高く、全国で2位となっている。



滋賀県では、出生数に占める第3子以降の出生は全国平均なみとなっている。三世代同居率は比較的高い。若年女性数当たり産婦人科、子供数に対する小児科の医師数は比較的多い。子供を対象としたボランティア活動の行動者率は比較的高く、65歳以上でかなり高い。母子世帯や父子世帯の割合は全国より低いとはいえるが、支援の必要性に留意が必要と考えられる。

STEP 3：課題に応じた対応策を検討する

※ 「対応する〇〇〇の取組」について、この手引では、現時点において、各県市の取組事例や総合戦略に記載されているもののなかから抜粋している。
実際には、STEP 2 の分析結果を踏まえ、具体的な施策を関係者間で検討する必要がある。

【課題 1】結婚によって退職する女性が多い中、結婚して不安定就労に就く女性も多いと想定され、共働き世帯の支援が重要。

＜対応する滋賀県の取組＞

ア. 女性の活躍推進

- ・女性の活躍推進に取り組む企業の表彰やその取組の「見える化」
- ・「滋賀マザーズジョブステーション」におけるワンストップでの女性就労支援の充実・強化
- ・女性の感性を活かしたアグリビジネスの取組や起業への支援

【課題 2】近畿圏のベッドタウンの色彩が強く、労働時間、通勤時間とも長く、妻の負担が大きいことが想定され、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要。

＜対応する滋賀県の取組＞

ア. ワーク・ライフ・バランス取組企業への支援

- ・ワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業への支援
- ・働きやすい職場環境づくりを目指す中小企業へのコンサルティング

分析事例 5：奈良県

STEP 1：指標から課題の所在を考察する

合計特殊出生率	H26 1. 27 (44位) (全国 1.42)	未婚率 (女性、25～39歳)	H22 39. 6% (43位) (全国 37.7%)
			H22 73. 0/千人 (45位) (全国 79.4/千人)

- ・ 合計特殊出生率は、全国をかなり下回る。未婚率が高く（全国で低いほうから 43 番目）、有配偶出生率が低い（全国で高いほうから 45 番目）。全国と比べると、結婚・妊娠・出産をとりまく環境に課題があると考えられる。
- ・ また、男性の 25～39 歳未婚率は 48.5% と全国の 49.8% をやや下回る程度で、低いほうから 31 番目となっている。平均初婚年齢（H26）は男性が 31.0 歳、女性が 29.4 歳でいずれも全国（男性 31.1 歳、女性 29.4 歳）と概ね同程度の水準となっている。奈良県の 25～39 歳の女性の未婚率は昭和 60 年には 12.1% と全国 (13.4%) より低かった。近年、未婚率が大きく上昇してきている。
- ・ 出生順位別合計特殊出生率をみると、第 1 子 0.58、第 2 子 0.47、第 3 子以降 0.22 となっており、全国（第 1 子 0.67、第 2 子 0.52、第 3 子以降 0.23）と比べて、特に第 1 子（全国で 46 位）、第 2 子（全国で 44 位）で低くなっている。
- ・ 出生順位ごとの母の平均年齢は、第 1 子 30.3 歳、第 2 子 32.5 歳、第 3 子 33.5 歳となっており、全国（第 1 子 30.6 歳、第 2 子 32.4 歳、第 3 子 33.4 歳）と比べて、大きな違いは見られない。
- ・ なお、出生数は減少傾向にあり、平成 22 年から 26 年の 5 年間に 10,694 人から 9,625 人と、1,069 人、10.0% の減少となっている。これは全国の減少幅（マイナス 6.3%）より大きく、長期的な出生数の減少は、将来の高齢化率の上昇の要因になるなど、大きな課題であると考えられる。

STEP 2：要因を分析する

(1) 結婚への意欲・機会に関する分析

①性比 (H22)

- 30～34歳の性比(女性人口100人当たりの男性人口)は93.5で全国(103.0)をかなり下回る水準となっており、女性にとっては、同世代の男性が少ない状況にある。

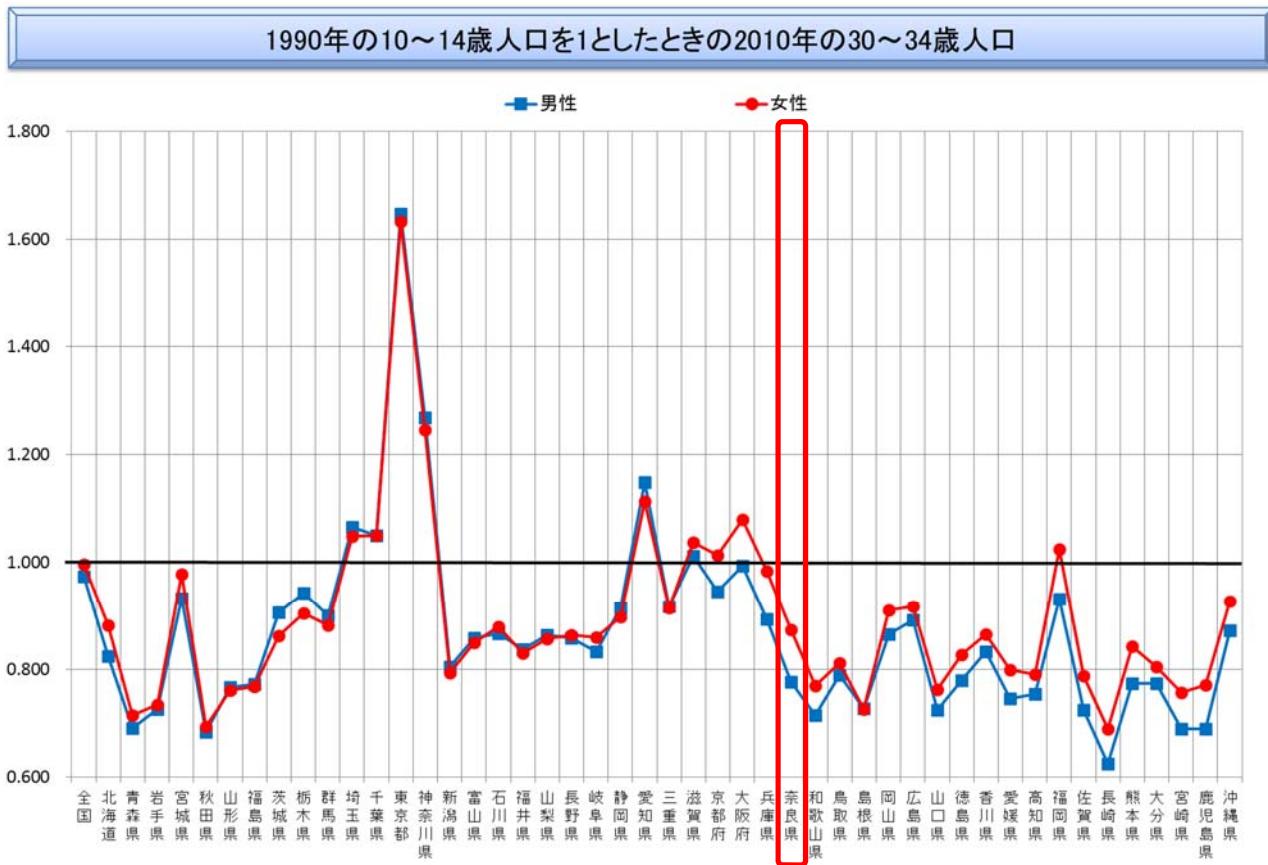
②人口移動

- 1990年の10～14歳人口と2010年の30～34歳人口の比をみると、男性が0.777、女性が0.874となっており(全国では男性が0.975、女性が0.996)、男性は全国で高いほうから31番目、女性は21番目となっている。男性の転出が顕著となっている。
- 平成26年の転入超過数はマイナス3,065人となっており、20～39歳を中心に転出超過となっている。
- なお、データを詳しくみると、0～19歳(特に0～10歳)では転入超過となっている。



奈良県では、若い世代において女性の比率が高い状況にある。就職の時期の男性の転出が顕著で、転出超過数は女性より男性の方が多い。また、0～19歳で転入超過となっており、近畿圏のベッドタウンの側面を背景に、子育て世代の転入があると考えられるが、20～39歳を中心に転出超過が大きく、全体としては転出超過となっている。

図3－5－1 1990年の10～14歳人口を1としたときの2010年の30～34歳人口



資料出所：総務省統計局「国勢調査」(平成22年)

※1 「国勢調査」(平成2年)については既知の男女別・国籍別・年齢別人口の分布に応じて年齢・国籍不詳人口を按分し、「国勢調査」(平成22年)については総務省統計局が年齢・国籍不詳を按分した値 (<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/9.htm>) を用いた。

(2) 経済的状況・生活基盤に関する分析

③就業者・完全失業者の割合（H22）

（就業者の状況）

- ・ 30～34歳の未婚者のうち就業者の割合は、男性が78.0%、女性が81.3%で、全国（男性83.5%、女性83.9%）と比べると、男女ともに低くなっている。
- ・ 30～34歳の有配偶者のうち就業者の割合は、男性が96.6%、女性が44.6%で、全国（男性97.5%、女性53.1%）と比べると、男女ともに低くなっている。

（完全失業者の状況）

- ・ 30～34歳の未婚者のうち完全失業者の割合は、男性が16.2%、女性が8.7%となっており、全国（男性11.9%、女性8.1%）と比べると、男女ともに高くなっている。
- ・ また、有配偶者の完全失業者の割合は、男性が2.8%、女性が1.7%となっており、全国（男性1.9%、女性1.9%）と比べると、男性で高く、女性では低くなっている。
- ・ 未婚者と有配偶者の完全失業者の割合を比べると、男女ともに、未婚者の方がかなり高くなっている。



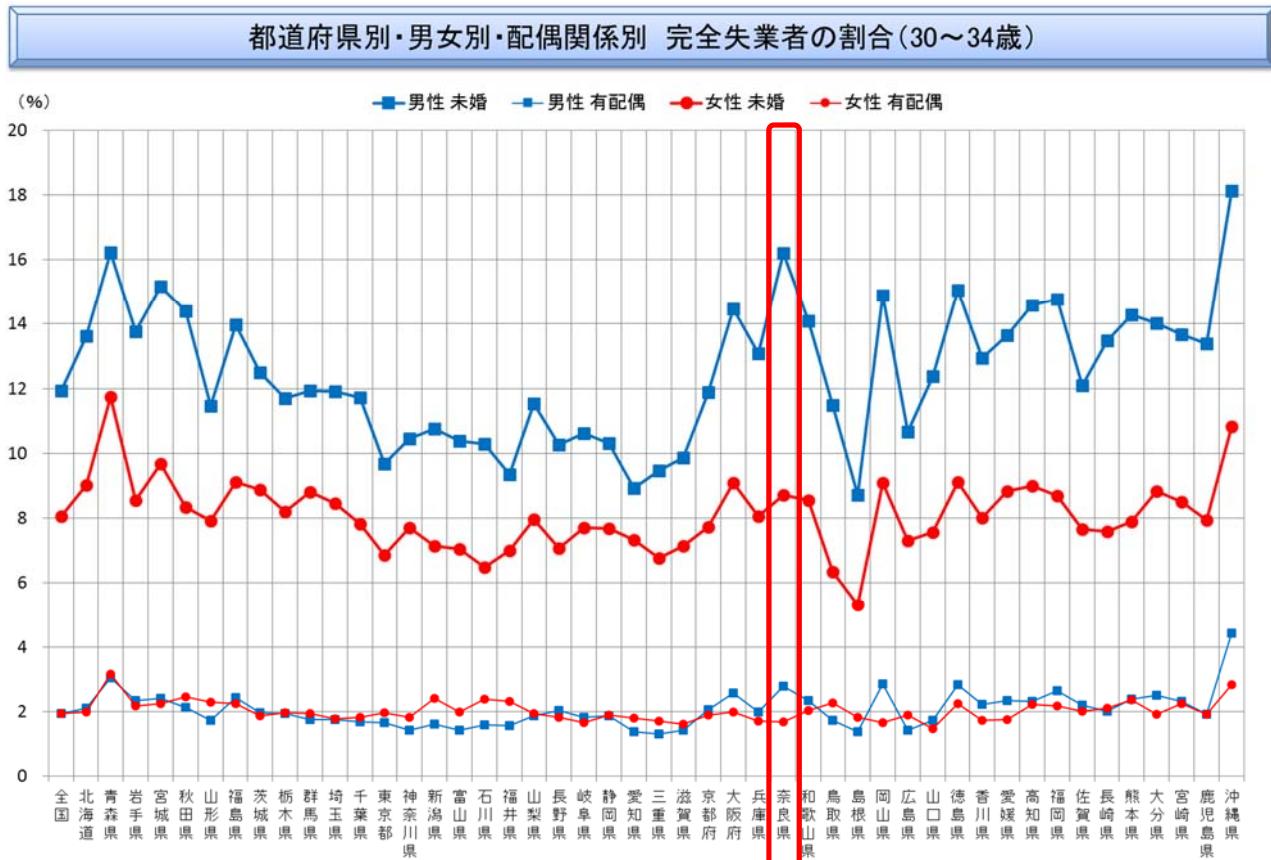
奈良県では、未婚男性の就業率がかなり低く、未婚男性及び有配偶男性の完全失業者の割合がかなり高くなっている。男性の就業環境に課題があるものと考えられる。

また、有配偶女性の就業率がかなり低く、女性では結婚や出産を機に離職する者が多いと考えられる。就業の継続が難しい状況にある可能性があると考えられる。

なお、

・ 未婚者における完全失業者の割合が有配偶者に比べて高いこと
は全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

図3－5－2 都道府県別・男女別・配偶関係別 完全失業者の割合（30～34歳）



資料出所：総務省統計局「国勢調査」(平成22年)

※1 完全失業者の割合とは人口に占める完全失業者の割合であり、労働力状態不詳や年齢・国籍不詳は除いて算出した。

④パート・アルバイト等の割合

(パート・アルバイトの割合（男性、H24))

- ・ 25～39 歳の男性について、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合は 7.0% となっており、全国 (6.7%) より高く、全国で低いほうから 37 番目となっている。

(派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合 (H22))

- ・ また、30～34 歳の未婚の就業者について、労働者派遣事業所の派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合をみると、男性が 17.8%、女性が 33.9% となっており、全国 (男性 17.8%、女性 33.2%) と比べて、それほど大きな違いはみられない。
- ・ 30～34 歳の有配偶の就業者について、同じ割合をみると、男性が 3.9%、女性が 46.8% となっており、全国 (男性 4.4%、女性 47.0%) と比べると、それほど大きな違いはみられない。



奈良県では、男女とも、不安定就労の割合は全国とそれほど違いはみられないが、男性では、有配偶者に比べて未婚者の方が相対的に不安定就労の割合が高く、結婚への意欲や機会にも影響している可能性があると考えられる。

女性の場合、そもそも男性に比べて相対的に不安定な従業上の地位にある割合が高いが、有配偶の方が不安定な従業上の地位にある割合が高いことは、結婚や出産によって正規の職員・従業員から外れる傾向を反映している可能性が考えられる。

なお、

- ・ 未婚者における不安定就労の割合が有配偶者に比べて高いこと
 - ・ 女性における不安定就労の割合が男性に比べて高いこと
- は全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

⑤所得（H24）

（所得 200 万円未満の割合）

- ・ 30～39 歳の未婚者の所得分布をみると、所得 200 万円未満の割合は、男性が 32.6%、女性が 51.6% となっており、いずれも全国（男性 29.7%、女性 41.4%）より高い割合となっている。
- ・ 30～39 歳の有配偶者の所得分布をみると、所得が 200 万円未満の割合は、男性が 8.7%、女性が 79.8% となっており、全国（男性 7.6%、女性 75.6%）と比べて、男女ともに高くなっている。

（所得 500 万円以上の割合）

- ・ 30～39 歳の未婚者で所得 500 万円以上の割合は、男性が 5.6%、女性が 4.2% となっており、全国（男性 10.1%、女性 4.8%）と比べると、男女ともに低く、特に男性で相当程度低くなっている。
- ・ 30～39 歳の有配偶者で所得 500 万円以上の割合は、男性が 24.0%、女性が 1.8% となっており、全国（男性 26.2%、女性 2.3%）に比べて、男女ともに低くなっている。



奈良県では、男女ともに、未婚者においても有配偶者においても、全国と比べて低所得の割合が高く、高所得の割合が低くなっています、全体的に所得水準が低くなっていることが、結婚や出産の希望を実現しにくい背景となっている可能性が考えられる。

特に、未婚者において低所得の割合が高くなっている状況は、若い世代の転出傾向にも影響し、結婚への意欲や機会の減少にも影響している可能性が考えられる。

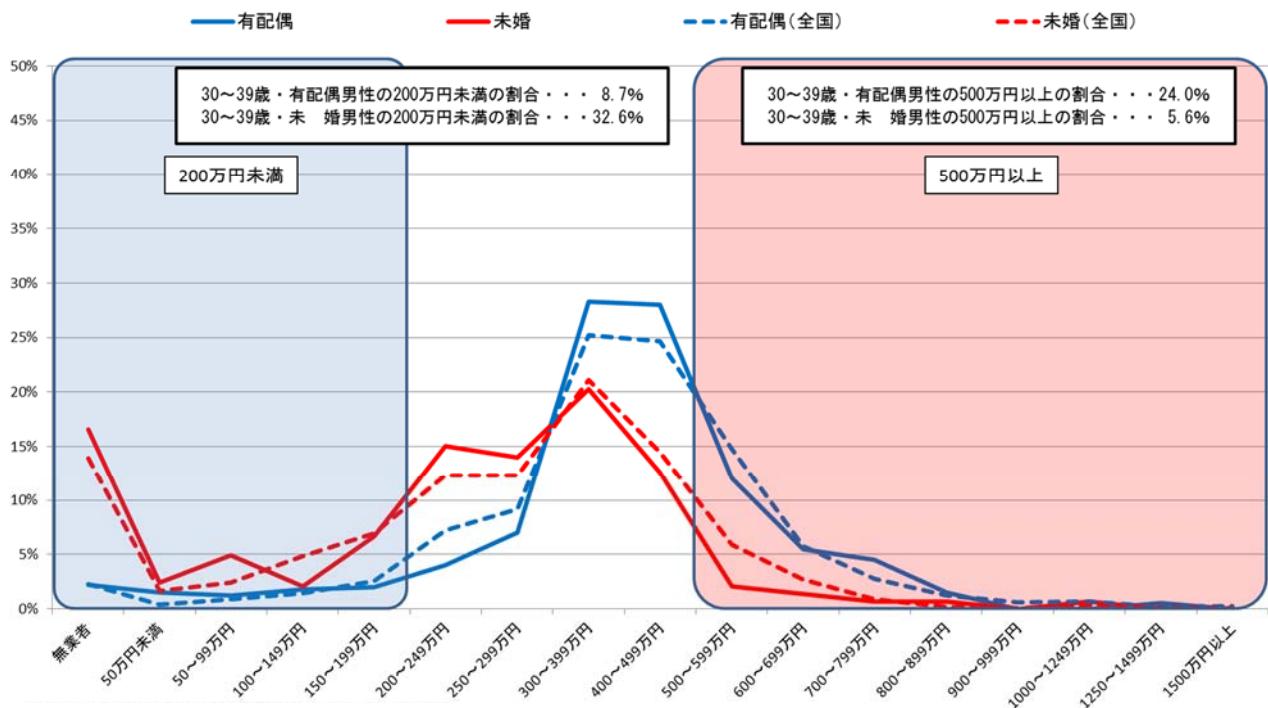
なお、

- ・ 未婚男性の所得が有配偶男性と比べて低いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

図3－5－3 都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況(30～39歳)

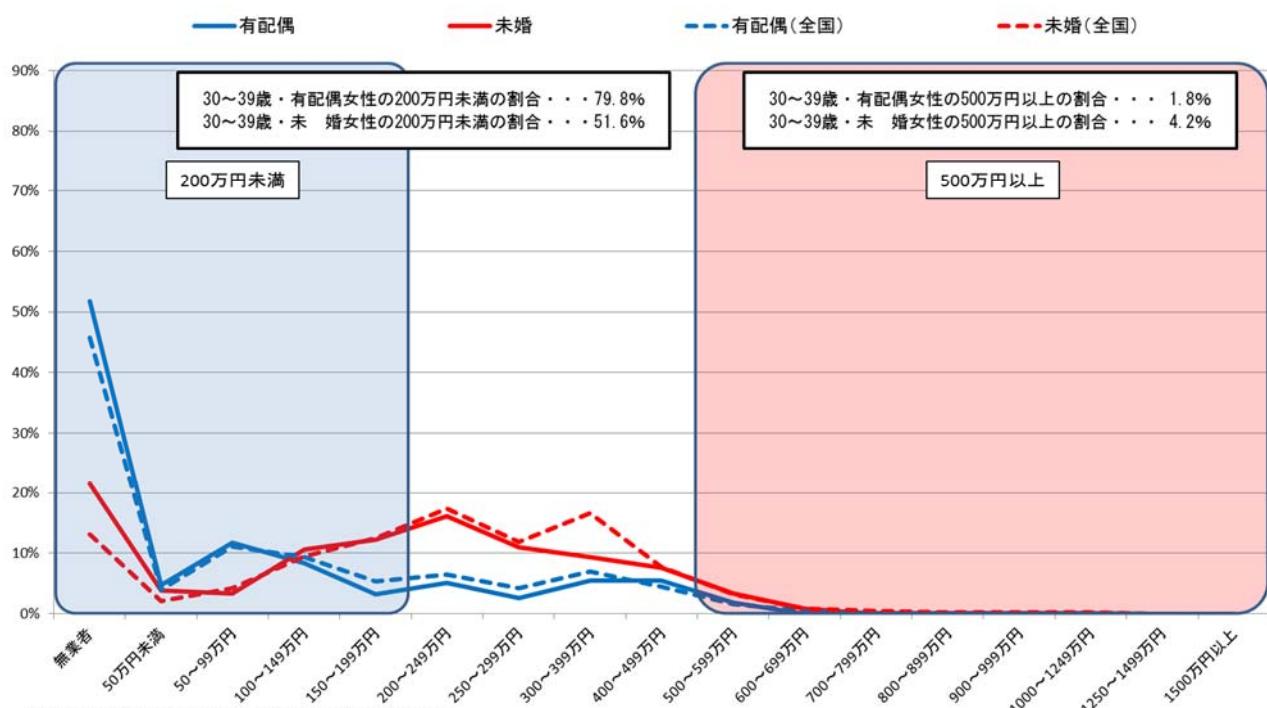
都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況(30～39歳)

奈良県男



都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況(30～39歳)

奈良県女



(3) 仕事と家庭の両立の困難さに関する分析

⑥週 60 時間以上働く雇用者の割合 (H24)

- ・ 週 60 時間以上働く雇用者の割合は 10.2% となっており、全国 (9.6%) より高く、全国で低いほうから 41 番目となっている。

⑦1 日当たりの通勤等の時間 (H23)

- ・ 1 日当たりの通勤等の時間（平日における通勤者でみた時間）は 89 分となっており、全国 (75 分) より長く、全国で短いほうから 43 番目となっている。

⑧女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差 (H24)

- ・ 25~44 歳の女性について、女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差をみると、マイナス 17.6% となっており、全国 (マイナス 17.6%) とほぼ同程度の水準で、全国で小さいほうから数えて 35 番目となっている。



奈良県では、長時間労働の割合が高く、通勤時間が長くなっている。長時間労働・長い通勤時間が、結婚・出産に伴う女性の就業継続を困難にし、男性が高所得でないと結婚・出産が難しい状況となっている可能性が考えられる。

⑨夫妻の家事・育児時間（H23）

- ・ 6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯で、夫妻ともに働いている場合、平日の家事時間は夫が1分/日、妻が197分/日となっており、全国（夫11分/日、妻180分/日）と比べて、夫がかなり短く、妻が長くなっている。また、夫の家事時間は、妻の家事時間に比べて極めて短い状況にある。
- ・ 平日の育児時間については、夫が15分/日、妻が139分/日となっており、全国（夫28分/日、妻153分/日）と比べると、夫婦ともに短くなっている。また、夫の育児時間は、妻の育児時間に比べて極めて短い状況にある。
- ・ 平日の通勤時間と就業時間の合計については、夫が631分/日、妻が408分/日となっている。これに家事時間と育児時間を加えると、夫が647分/日、妻が744分/日となっている。妻が働き方を調整することで家事・育児を担う形となっている。



奈良県では、夫婦共働きであっても、夫は家事・育児の時間が短く、妻が主に家事・育児を担っている状況にある。特に、夫の家事時間は極端に短くなっている。

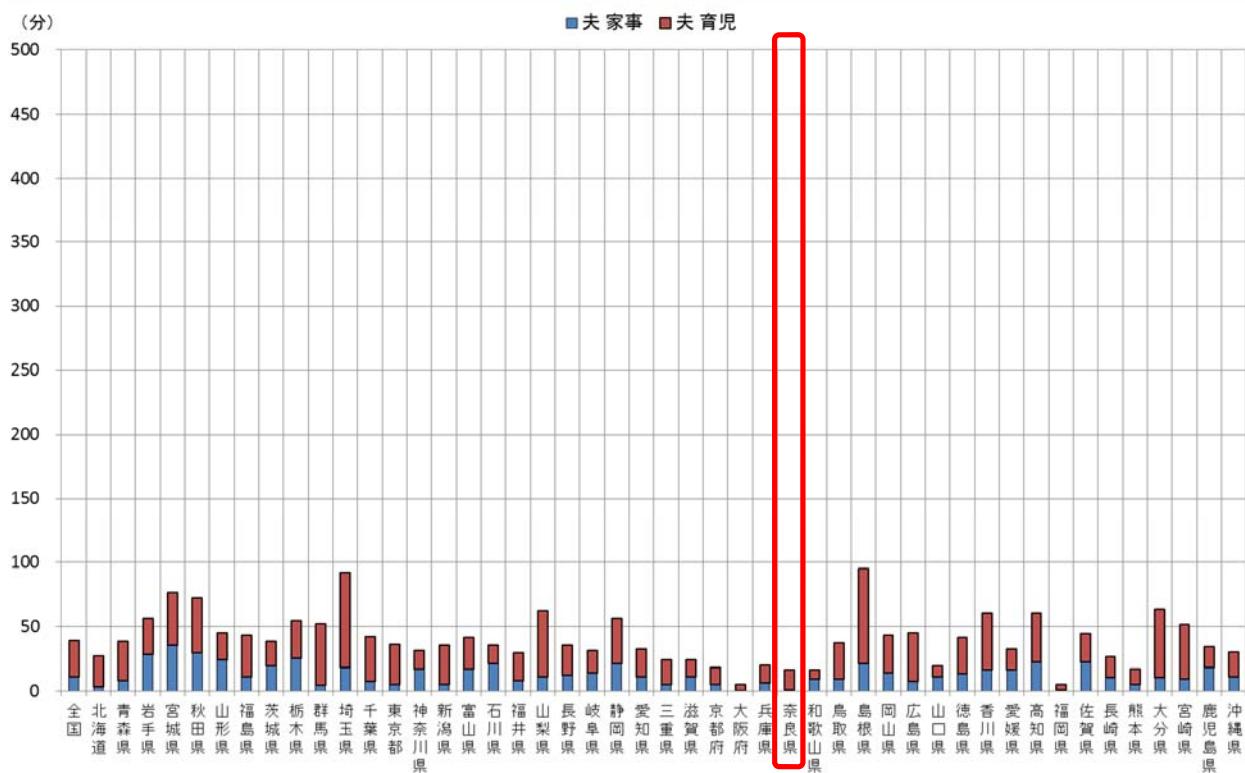
これは、子育て中の女性にとって仕事と家庭の両立が容易でないことを示唆しており、そうした状況が、結婚や子供をもつことを躊躇させる要因になっている可能性が考えられる。

なお、

・夫の家事・育児時間が妻に比べて極めて短いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

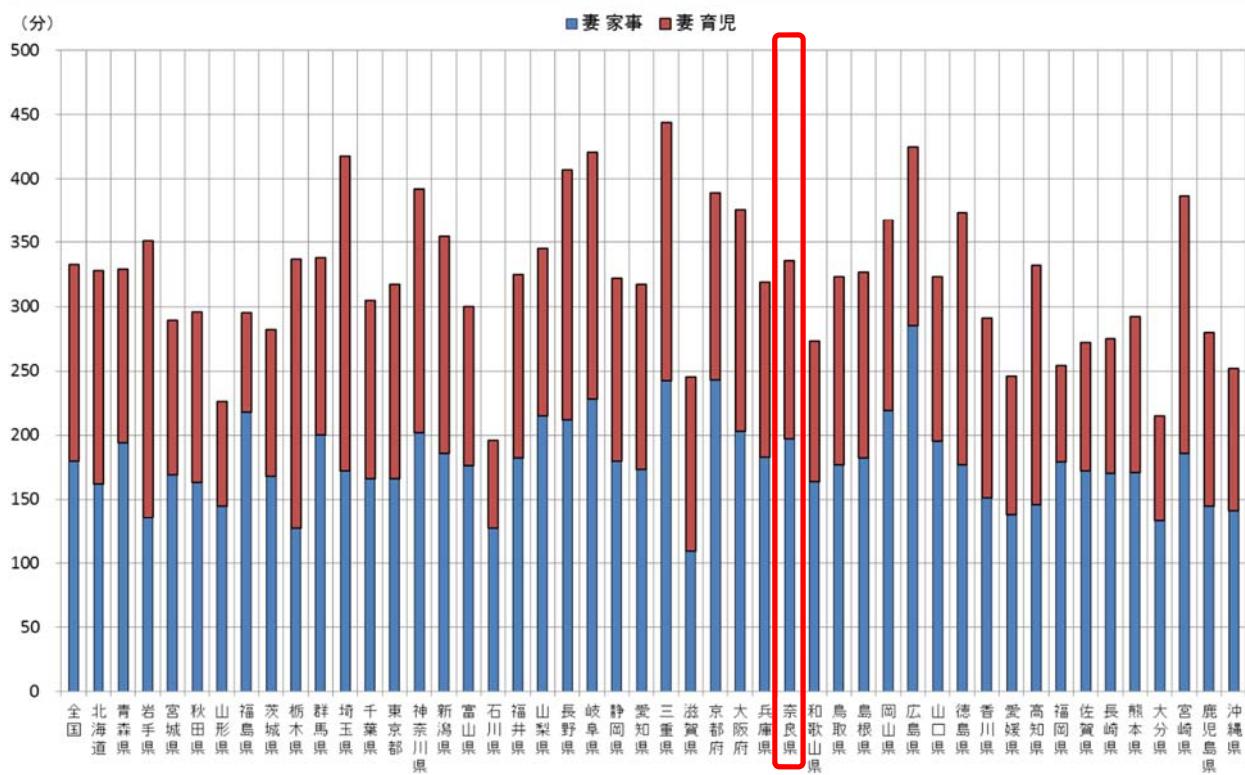
図3－5－4 都道府県別・平日の家事時間・育児時間（6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯）

都道府県別・平日の家事時間・育児時間(夫婦と子供の世帯で6歳未満の子供がおり、夫婦ともに有業である夫)



資料出所：総務省統計局「社会生活基本調査」(平成23年)

都道府県別・平日の家事時間・育児時間(夫婦と子供の世帯で6歳未満の子供がおり、夫婦ともに有業である妻)



資料出所：総務省統計局「社会生活基本調査」(平成23年)

⑩保育所（H26）

- ・ 0～5歳人口に対する保育所定員数の比は40.1%であり、全国（37.3%）を上回る（全国で27位）。また、保育所定員数25,503人に対し、入所者数は23,238人となっており、待機児童数は191人となっている。



奈良県では、保育サービスの定員数が入所者数を一定程度上回っているが、待機児童もあり、地域によって需要と供給にかい離が生じている可能性が考えられる。

(4) 育児負担に関する分析

⑪出生数に占める第3子以降の割合（H26）

- ・ 出生数に占める第3子以降の割合は17.7%で全国（16.6%）より高くなっている（全国で25位）。

⑫世帯構造（H22）

- ・ 全世帯でみた三世代同居率は8.2%と、全国（7.1%）を上回っており、全国で高いほうから27番目となっている。
- ・ さらに、18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち三世代世帯の割合は17.8%と、全国（18.7%）を下回っている。
- ・ 18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち母子世帯と父子世帯を合わせた割合は6.4%と、全国（6.5%）と概ね同程度の水準となっている。

⑬医師数（H22）

- ・ 25～39歳女性人口千人当たりの産婦人科と産科の医師数（複数従事する診療科も含む）は0.81人となっており、全国（0.88人）を下回っている。また、0～4歳人口千人当たりの小児科医師数（複数従事する診療科も含む）は5.93人であり、全国の5.72人を上回っている。

⑭ボランティア活動（H23）

- ・ 子供を対象としたボランティア活動の行動者率をみると、全体では8.0%と、全国（8.2%）より低く、全国で32位となっている。65歳以上では3.9%と、全国（3.6%）より高く、全国で18位となっている。



奈良県では、出生数に占める第3子以降の出生は全国平均より高い。三世代同居率は全国と大きな違いはみられず、祖父母世代の子育てのサポートは全国平均なみと考えられる。若年女性数に対する産婦人科の医師数は比較的少なく、子供数に対する小児科の医師数は比較的多い。母子世帯や父子世帯の割合はおぼ全国平均と同様であるが、支援の必要性に留意が必要と考えられる。

STEP 3：課題に応じた対応策を検討する

※ 「対応する〇〇〇の取組」について、この手引では、現時点において、各県市の取組事例や総合戦略に記載されているもののなかから抜粋している。
実際には、STEP 2 の分析結果を踏まえ、具体的な施策を関係者間で検討する必要がある。

【課題 1】若年層の就業割合が低く、未婚者の不安定就労が多いことから、若い世代の就労支援が重要。

＜対応する奈良県の取組＞

- ア. 企業誘致の推進
 - ・産業用地の確保と企業立地に伴う雇用の場の創出
 - ・成長分野に重点を置いた戦略的企業誘致活動の展開
- イ. 人材育成
 - ・職業キャリア形成の支援
- ウ. 求人・求職のマッチングの充実
 - ・キャリア教育の推進・就業意識の醸成
 - ・新卒者の県内就職促進とスキルアップの強化
 - ・地方創生奨学金制度の創設

【課題 2】有配偶者の女性の就業率が低いことから、女性の就労支援が重要。

＜対応する奈良県の取組＞

- ア. 女性の就労支援
 - ・「子育て女性就職相談窓口」における就業相談、求人情報・保育情報の提供
 - ・キャリアアップセミナーなど女性の就業継続支援
 - ・女性起業家の事例紹介やネットワークづくりなど女性の起業支援

【課題 3】近畿圏のベッドタウンの色彩が強く、労働時間、通勤時間とも長いことから、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要。

＜対応する施策＞

- ア. ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・県内事業所の処遇改善の支援
 - ・働きやすい職場づくりの推進

イ. 地域の働く場の確保

- ・在宅ビジネスやテレワークの支援

分析事例 6：島根県

STEP 1：指標から課題の所在を考察する

合計特殊出生率	H26 1. 6 6 (3 位) (全国 1.42)		未婚率 (女性、25～39 歳)	H22 32. 9 % (6 位) (全国 37. 7%)
			有配偶出生率 (15～49 歳)	H22 86. 7 /千人 (9 位) (全国 79. 4 /千人)

- ・ 合計特殊出生率は、全国を上回る。全国と比べれば、未婚率が低く、有配偶出生率が高い。相対的には、結婚・出産の希望がかないやすい環境にあると考えられる。
- ・ また、男性の 25～39 歳未婚率は 46.5%で全国の 49.8%を下回る水準で、全国で低いほうから 16 番目となっている。平均初婚年齢 (H26) は男性が 30.7 歳、女性が 28.9 歳でいずれも全国（男性 31.1 歳、女性 29.4 歳）を下回り、男性では全国で低いほうから 24 番目、女性では 13 番目となっている。島根県の 25～39 歳の女性の未婚率は、平成 22 年では他の都道府県と比べて比較的低い水準ではあるが、昭和 60 年には 11.9%であった（全国では 13.4%）。全国と同様、未婚率が大きく上昇してきていることが出生率低下の大きな要因となっている。
- ・ 出生順位別合計特殊出生率をみると、第 1 子 0.72、第 2 子 0.60、第 3 子以降 0.34 となっており、全国（第 1 子 0.67、第 2 子 0.52、第 3 子以降 0.23）と比べて、第 1 子（全国で 3 位）、第 2 子（全国で 1 位）、第 3 子以降（全国で 7 位）全てで高くなっている。
- ・ 出生順位ごとの母の平均年齢は、第 1 子 29.9 歳、第 2 子 31.8 歳、第 3 子 33.1 歳となっており、全国（第 1 子 30.6 歳、第 2 子 32.4 歳、第 3 子 33.4 歳）と比べて、全体的にやや低くなっている。
- ・ なお、出生数は減少傾向にあり、平成 22 年から 26 年の 5 年間に 5,756 人から 5,359 人と、397 人、6.9% の減少となっている。これは全国の減少幅（マイナス 6.3%）より大きく、長期的な出生数の減少は、将来の高齢化率の上昇の要因になるなど、大きな課題であると考えられる。

STEP 2：要因を分析する

(1) 結婚への意欲・機会に関する分析

①性比 (H22)

- 30～34 歳の性比（女性人口 100 人当たりの男性人口）は 106.6 で全国の 103.0 を上回る水準となっている。男性にとっては、同世代の女性が少ない状況にある。

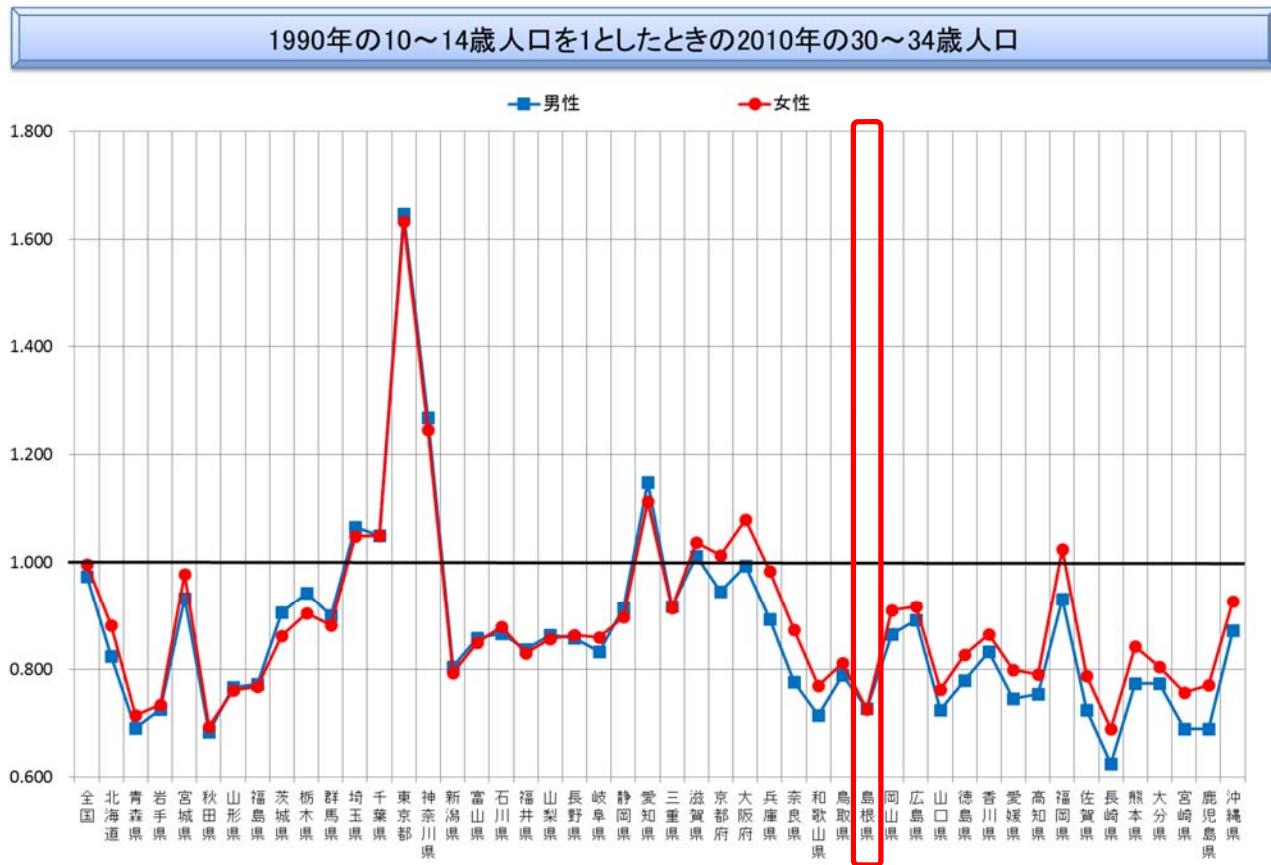
②人口移動

- 1990 年の 10～14 歳人口と 2010 年の 30～34 歳人口の比をみると、男女ともに 0.727 となっており（全国では男性が 0.975、女性が 0.996）、男性は全国で高いほうから 38 番目、女性は 44 番目となっている。男女ともに転出が多い状況となっている。
- 平成 26 年の転入超過数はマイナス 1,601 人となっており、15～29 歳を中心に転出超過となっている。ただし、30～39 歳では転入超過となっている。



島根県では、若い世代において男性の比率が高い状況にある。また、30～39 歳の転入超過はあるものの、15～29 歳の転出超過の影響が大きく、全体としては若い世代の転出超過の傾向にあり、近年の未婚率の上昇や結婚の機会にも影響をもたらしている可能性が考えられる。

図3－6－1 1990年の10～14歳人口を1としたときの2010年の30～34歳人口



資料出所：総務省統計局「国勢調査」(平成22年)

※1 「国勢調査」(平成2年)については既知の男女別・国籍別・年齢別人口の分布に応じて年齢・国籍不詳人口を按分し、「国勢調査」(平成22年)については総務省統計局が年齢・国籍不詳を按分した値 (<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/0.htm>) を用いた。

(2) 経済的状況・生活基盤に関する分析

③就業者・完全失業者の割合（H22）

（就業者の状況）

- ・ 30～34歳の未婚者のうち就業者の割合は、男性が84.6%、女性が87.3%で、全国（男性83.5%、女性83.9%）と比べると、男女ともに高くなっている。
- ・ 30～34歳の有配偶者のうち就業者の割合は、男性が97.7%、女性が71.2%で、全国（男性97.5%、女性53.1%）と比べると、男性は高く、女性はかなり高くなっている。女性の就業者の割合は、山形県に次いで2番目に高い（7割を超えてるのは2県のみ）。

（完全失業者の状況）

- ・ 30～34歳の未婚者のうち完全失業者の割合は、男性が8.7%、女性が5.3%となっており、全国（男性11.9%、女性8.1%）と比べると、男女ともにかなり低くなっている。
- ・ また、有配偶者の完全失業者の割合は、男性が1.4%、女性が1.8%となっており、全国（男性1.9%、女性1.9%）と比べると、男女ともに低くなっている。
- ・ 未婚者と有配偶者の完全失業者の割合を比べると、男女ともに、未婚者の方がかなり高くなっている。



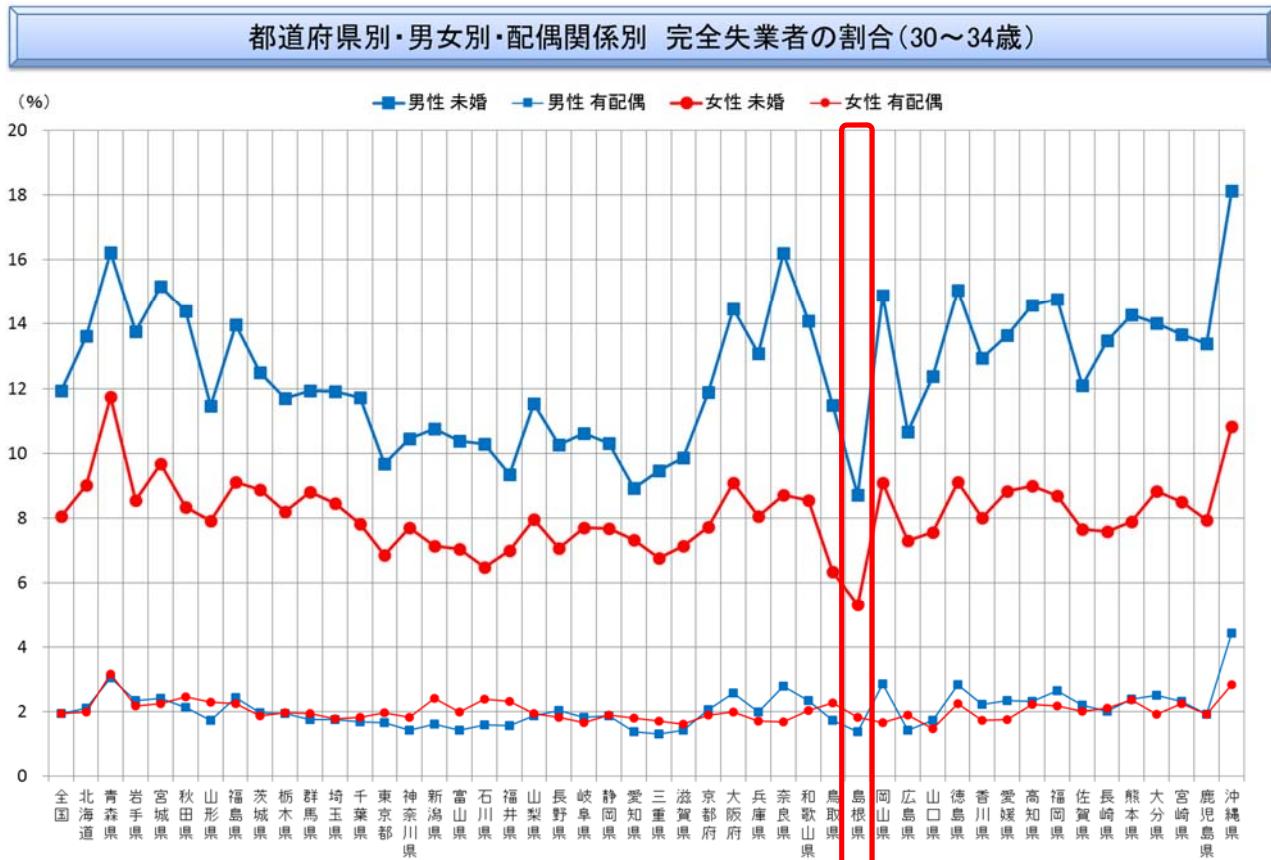
島根県では、男女ともに、未婚者においても有配偶者においても、就業者の割合が高く、完全失業者の割合が低い。全体的に、希望すれば仕事を得やすい状況にあると考えられる。

また、有配偶者の女性の就業者の割合がかなり高く、結婚や出産があつても、就業を継続しやすい環境にあるものと考えられる。

なお、

・ 未婚者における完全失業者の割合が有配偶者に比べて高いこと
は全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

図3－6－2 都道府県別・男女別・配偶関係別 完全失業者の割合（30～34歳）



資料出所：総務省統計局「国勢調査」(平成22年)

※1 完全失業者の割合とは人口に占める完全失業者の割合であり、労働力状態不詳や年齢・国籍不詳は除いて算出した。

④パート・アルバイト等の割合

(パート・アルバイトの割合（男性、H24))

- ・ 25～39 歳の男性について、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合は 4.3% となっており、全国（6.7%）より低く、全国で 7 番目に低い。

(派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合（H22))

- ・ また、30～34 歳の未婚の就業者について、労働者派遣事業所の派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合をみると、男性が 14.7%、女性が 29.2% となっており、全国（男性 17.8%、女性 33.2%）と比べて、男女ともに低い。
- ・ 30～34 歳の有配偶の就業者について、同じ割合をみると、男性が 3.9%、女性が 41.9% となっており、全国（男性 4.4%、女性 47.0%）と比べると、男女ともに低くなっている。



島根県では、男女ともに、未婚者においても有配偶者においても、不安定就労の割合が低く、比較的安定した雇用が得られている可能性が考えられる。

ただし、男性では、有配偶者に比べて未婚者の方が相対的に不安定就労の割合が高く、結婚への意欲や機会にも影響している可能性が考えられる。

また、女性の場合、そもそも男性に比べて相対的に不安定就労の割合は高いが、有配偶の方がその割合が高く、結婚や出産によって正規の職員・従業員から外れる傾向を反映している可能性が考えられる。

なお、

- ・未婚者における不安定就労の割合が有配偶者に比べて高いこと
 - ・女性における不安定就労の割合が男性に比べて高いこと
- は全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

⑤所得（H24）

（所得 200 万円未満の割合）

- ・ 30～39 歳の未婚者の所得分布をみると、所得 200 万円未満の割合は、男性が 32.7%、女性が 53.7% となっており、いずれも全国（男性 29.7%、女性 41.4%）より高い割合となっている。
- ・ 30～39 歳の有配偶者の所得分布をみると、所得が 200 万円未満の割合は、男性が 8.5%、女性が 66.2% となっており、全国（男性 7.6%、女性 75.6%）と比べて、男性は高く、女性はかなり低くなっている。

（所得 500 万円以上の割合）

- ・ 30～39 歳の未婚者で所得 500 万円以上の割合は、男性が 3.8%、女性が 0.0% となっており、全国（男性 10.1%、女性 4.8%）と比べると、男女ともに相当程度低くなっている。
- ・ 30～39 歳の有配偶者で所得 500 万円以上の割合は、男性が 9.0%、女性が 0.8% となっており、全国（男性 26.2%、女性 2.3%）に比べて、男女ともに相当程度低くなっている。



島根県では、未婚の男女及び有配偶の男性において、全国と比べて低所得の割合が高く、高所得の割合が低くなっている。

他方、有配偶女性では、前述の通り就業者の割合が高いこともあるって、低所得の割合が低くなっている。

結婚した場合に、夫婦共働きによって、世帯として一定の収入が確保されていると考えられる。

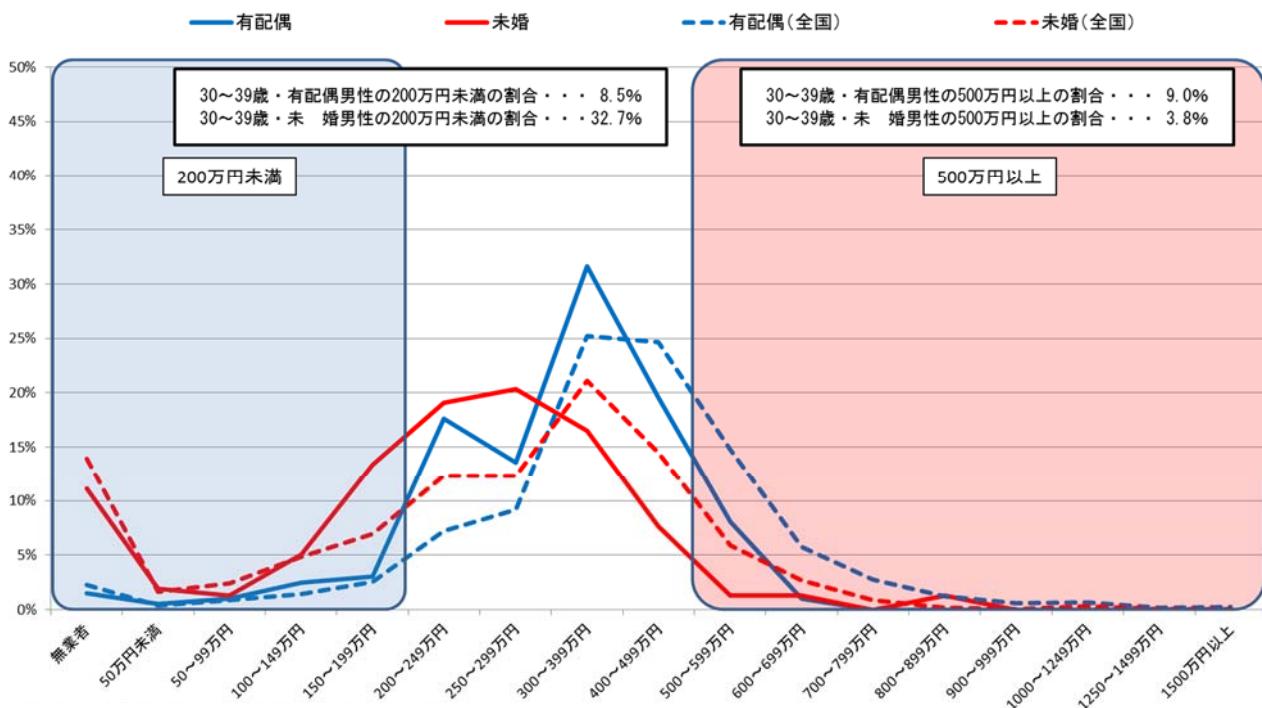
なお、

・ 未婚男性の所得が有配偶男性に比べて低いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

図3－6－3 都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況（30～39歳）

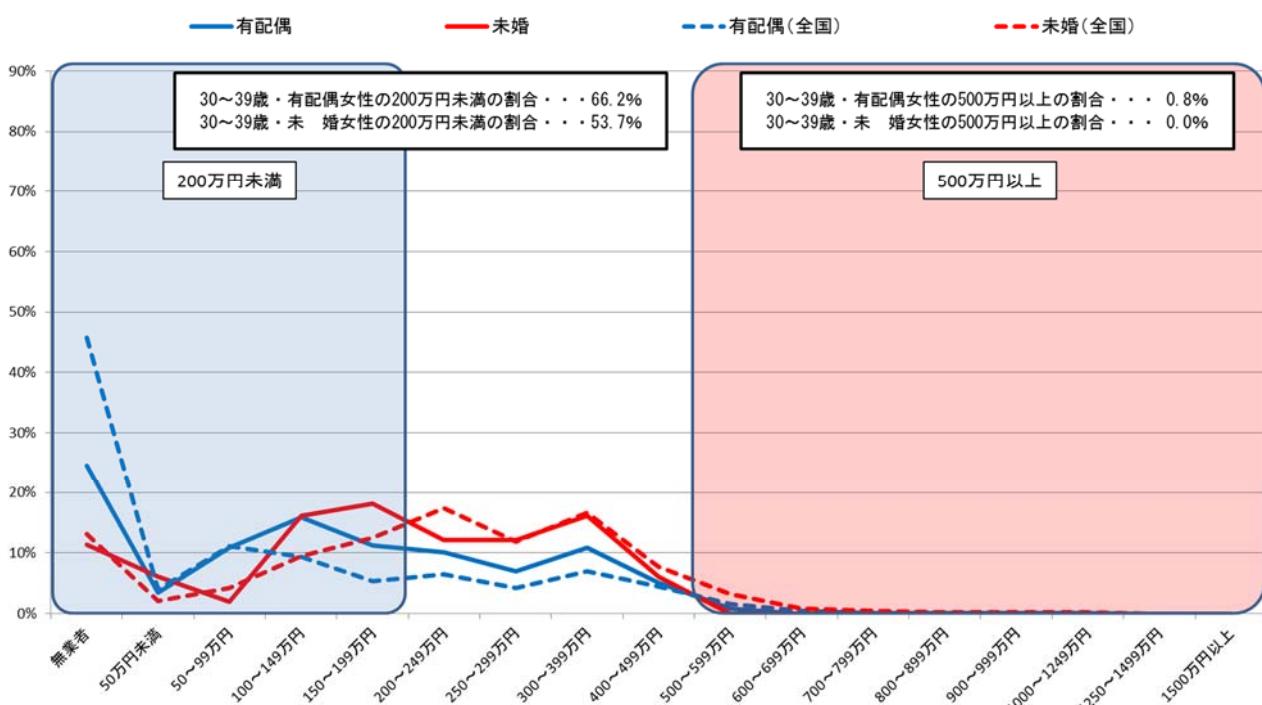
都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況（30～39歳）

島根県男



都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況（30～39歳）

島根県女



(3) 仕事と家庭の両立の困難さに関する分析

⑥週 60 時間以上働く雇用者の割合 (H24)

- ・ 週 60 時間以上働く雇用者の割合は 6.8% となっており、全国 (9.6%) より低く、全国で最も低くなっている。

⑦1 日当たりの通勤等の時間 (H23)

- ・ 1 日当たりの通勤等の時間（平日における通勤者でみた時間）は 51 分となっており、全国 (75 分) より短く、全国で 2 番目に短くなっている。

⑧女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差 (H24)

- ・ 25~44 歳の女性について、女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差をみると、マイナス 6.7% となっており、全国 (マイナス 17.6%) より小さく、全国で最も小さくなっている。



島根県では、長時間労働の割合が低く、通勤時間も短く、ワーク・ライフ・バランスを確保しやすい環境にあるものと考えられる。
前述の有配偶者の女性における就業者の割合の高さから、結婚・出産に際しても女性が就業を継続しやすい環境にあるものと考えられる。

⑨夫妻の家事・育児時間（H23）

- ・ 6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯で、夫妻ともに働いている場合、平日の家事時間は夫が21分/日、妻が182分/日となっており、全国（夫11分/日、妻180分/日）と比べて、夫が長く、妻は同程度の水準となっている。また、夫の家事時間は、妻の家事時間に比べて極めて短い状況にある。
- ・ 平日の育児時間については、夫が74分/日、妻が145分/日となっており、全国（夫28分/日、妻153分/日）と比べると、夫がかなり長く、妻は短くなっている。また、夫の育児時間は、妻の育児時間に比べて半分程度となっている。
- ・ 平日の通勤時間と就業時間の合計については、夫が531分/日、妻が349分/日となっている。全国（夫636分、妻291分）と比べると、夫の時間が短く、妻の時間が長くなっている。
- ・ また、これに家事時間と育児時間を加えると、夫が626分/日、妻が676分/日となっている。全国（夫675分、妻624分）と比べると、夫で短く、妻で長くなっている。
- ・ 妻が働き方を調整することで主に家事・育児を担う形となっているのは全国と同様であるが、全国に比べると、夫が家事・育児を担う時間が長く、妻が就業・通勤にかける時間が長くなっている。



島根県は、全国の中では、夫と妻が、バランス良く、仕事・通勤と家事・育児を行っていると考えられる。

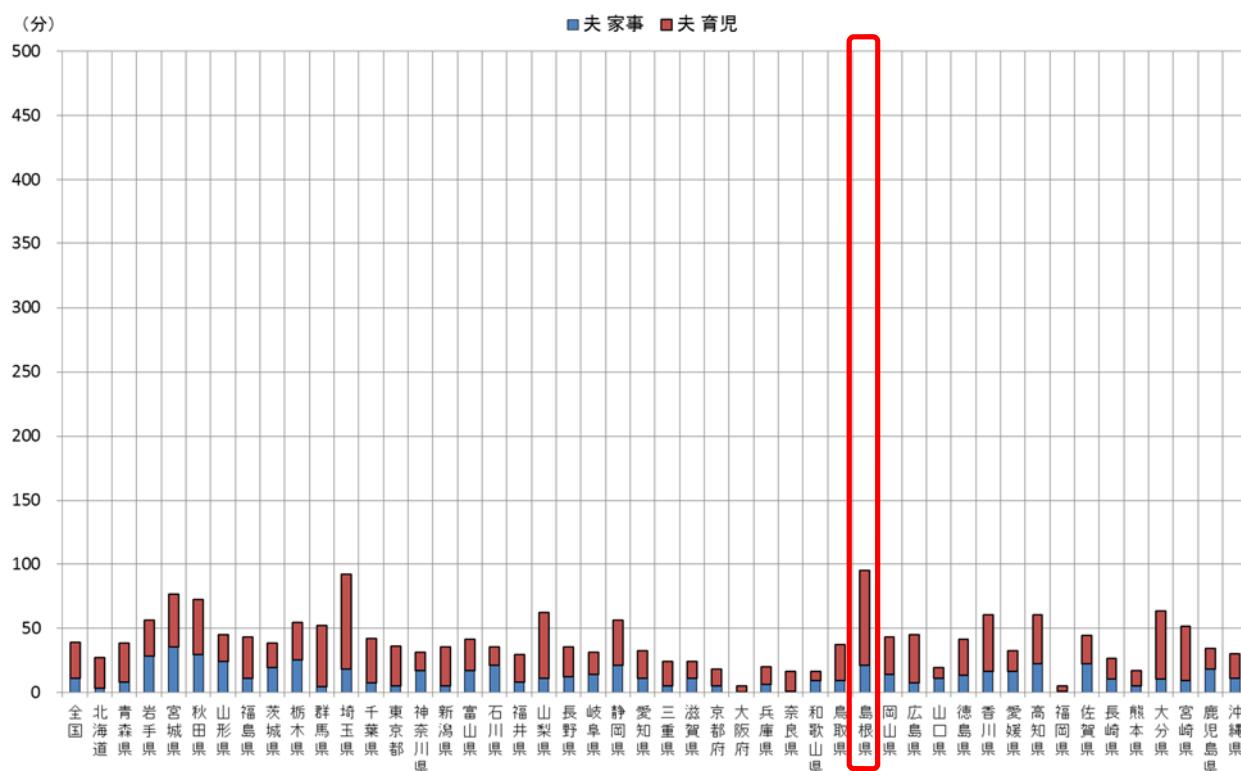
ただし、夫婦共働きであっても、妻が働き方を調整して主に家事・育児を担う状況は全国と同様であり、結婚や子供をもつことを躊躇させる要因になっている可能性があると考えられる。

なお、

・夫の家事・育児時間が妻に比べて極めて短いこと
は全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

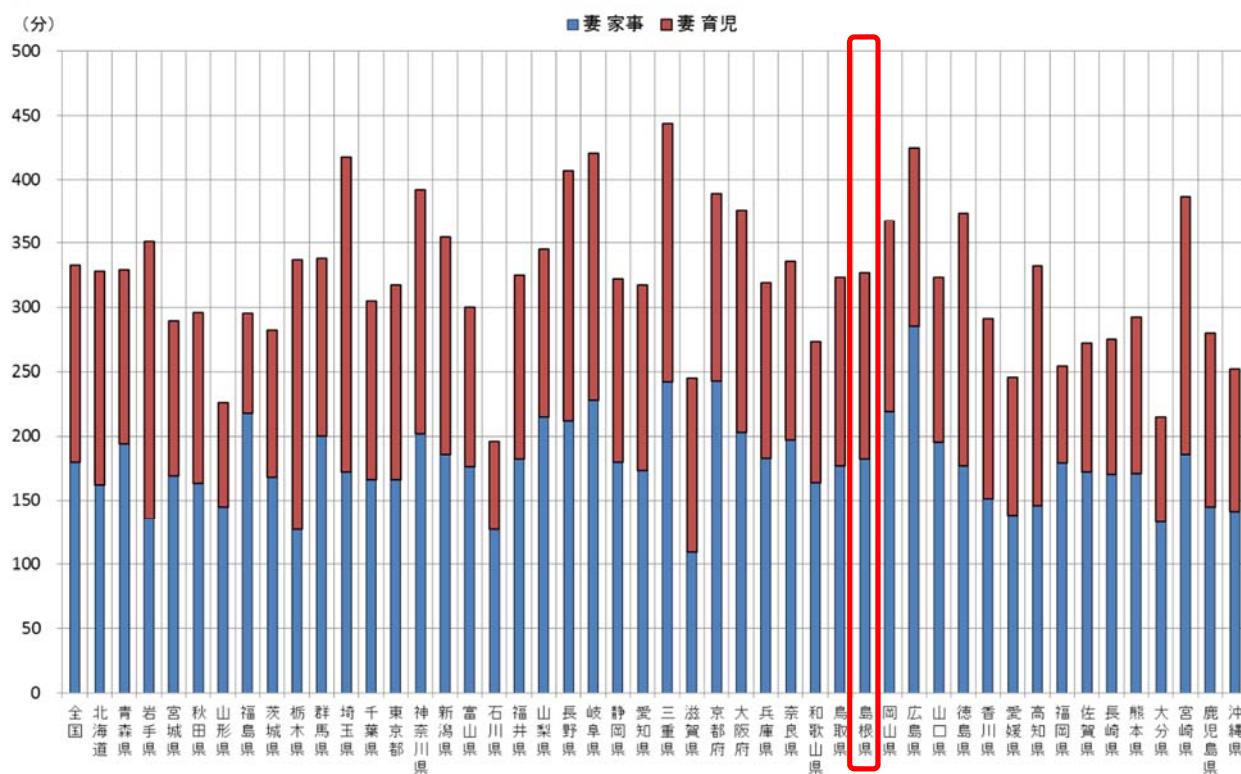
図3－6－4 都道府県別・平日の家事時間・育児時間（6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯）

都道府県別・平日の家事時間・育児時間(夫婦と子供の世帯で6歳未満の子供がおり、夫婦ともに有業である夫)



資料出所：総務省統計局「社会生活基本調査」(平成23年)

都道府県別・平日の家事時間・育児時間(夫婦と子供の世帯で6歳未満の子供がおり、夫婦ともに有業である妻)



資料出所：総務省統計局「社会生活基本調査」(平成23年)

⑩保育所（H26）

- ・ 0～5歳人口に対する保育所定員数の比は64.3%であり、全国の37.3%を上回る（全国4位）。また、保育所定員数21,704人に対し、入所者数は21,400人となっており、待機児童数は3人となっている。



島根県では、保育サービスの量については、概ね充足されていると考えられる。

(4) 育児負担に関する分析

⑪出生数に占める第3子以降の割合（H26）

- ・ 出生数に占める第3子以降の割合は20.7%で全国の16.6%より高くなっている（全国で7位）。

⑫世帯構造（H22）

- ・ 全世帯でみた三世代同居率は14.3%と、全国の7.1%を上回っており、全国で高いほうから10番目となっている。
- ・ さらに、18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち三世代世帯の割合は37.9%と、全国の18.7%をかなり上回っている。
- ・ 18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち母子世帯と父子世帯を合わせた割合は5.9%と、全国の6.5%と概ね同程度の水準となっている。

⑬医師数（H22）

- ・ 25～39歳女性人口千人当たりの産婦人科と産科の医師数（複数従事する診療科も含む）は1.23人となっており、全国の0.88人を上回っている。また、0～4歳人口千人当たりの小児科医師数（複数従事する診療科も含む）は8.61人であり、全国の5.72人を上回っている。

⑭ボランティア活動（H23）

- ・ 子供を対象としたボランティア活動の行動者率をみると、全体では11.5%と、全国（8.2%）よりかなり高く、全国で2位となっている。65歳以上では9.6%と、全国（3.6%）よりかなり高く、全国で1位となっている。



島根県では、出生に占める第3子以降の出生は全国平均より高い。三世代同居率は全国より高く、祖父母世代の子育てのサポートを得やすい状況にあると考えられる。若年女性数に対する産婦人科、子供数に対する小児科医師数は比較的多い。子供を対象としたボランティア活動の行動者率は全国に比べてかなり高い。母子世帯や父子世帯の割合はほぼ全国平均と同様であるが、支援の必要性に留意が必要と考えられる。

STEP 3：課題に応じた対応策を検討する

※ 「対応する〇〇〇の取組」について、この手引では、現時点において、各県市の取組事例や総合戦略に記載されているもののなかから抜粋している。実際には、STEP 2 の分析結果を踏まえ、具体的な施策を関係者間で検討する必要がある。

【課題 1】結婚している男女とも所得水準は総じて高くないものの、安定した就業環境にあると想定され、それが継続するよう共働き世帯の支援が重要。

＜対応する島根県の取組＞

- ア. 女性の活躍推進
 - ・社会的慣行の見直しや意識改革の啓発
 - ・女性人材育成や女性の相互交流によるネットワークづくり
 - ・しまね女性ファンドによる女性の活躍支援
 - ・女性リーダーの育成や働きやすい職場の整備に取り組む企業の支援

【課題 2】若年層の転出が多く、Uターン等を念頭においた若い世代のしごとづくりと就労支援が重要。

＜対応する島根県の取組＞

- ア. 県外転出者の県内就職の促進
 - ・U I ターン希望者に対し、農林漁業や伝統工芸、地域づくり活動等において職場体験先のマッチング、体験中のサポートを関係市町村との連携により実施
- イ. 地域の産業が必要とする人材の確保・育成
 - ・大学生を対象とした県内企業見学会、高度技術を有する産業人材の都市部からの移転促進
 - ・I T ・建設・介護等の職場における事業所体験機会の提供

【課題 3】全国の中では、労働時間、通勤時間が短く、男性の育児・家事参加も進んでいる状況がうかがわれるが、妻の家事・育児時間は夫を大きく上回っていることから、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要。

＜対応する島根県の取組＞

- ア. 企業等と連携した仕事と子育ての両立支援

- ・従業員の子育てを積極的に支援する企業を認定する「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）事業」の拡大
- イ. ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・企業向けセミナー等を通じて、結婚、妊娠・出産後も安心して働き続けられる職場環境の整備
 - ・男性の積極的な育児参加（イクメン）の促進キャンペーンの実施

分析事例 7：宮崎県

STEP 1：指標から課題の所在を考察する

合計特殊出生率	H26 1. 69 (2位) (全国 1.42)	未婚率 (女性、25～39歳)	H22 33.8% (13位) (全国 37.7%)
			H22 有配偶出生率 (15～49歳) 93.5/千人 (3位) (全国 79.4/千人)

- ・ 合計特殊出生率は、全国を上回る。全国と比べれば、未婚率が低く、有配偶出生率がかなり高い。相対的には、結婚・出産の希望がかないやすい環境にあると考えられる。
- ・ また、男性の 25～39 歳未婚率は 42.7%で全国の 49.8%を下回り、全国で最も低い。平均初婚年齢 (H26) は男性が 30.1 歳、女性が 28.7 歳でいずれも全国 (男性 31.1 歳、女性 29.4 歳) を下回り、男性では全国で 2 番目に、女性では 3 番目に低い。宮崎県の 25～39 歳の女性の未婚率は、平成 22 年では他の都道府県と比べて比較的低い水準ではあるが、昭和 60 年には 14.5%であった (全国では 13.4%)。全国と同様、未婚率が大きく上昇してきていることが出生率低下の大きな要因となっている。
- ・ 出生順位別合計特殊出生率をみると、第 1 子 0.70、第 2 子 0.58、第 3 子以降 0.41 となっており、全国 (第 1 子 0.67、第 2 子 0.52、第 3 子以降 0.23) と比べて、第 2 子 (全国で 4 位)、第 3 子以降 (全国で 2 位) で高くなっている。
- ・ 出生順位ごとの母の平均年齢は、第 1 子 29.4 歳、第 2 子 31.3 歳、第 3 子 32.8 歳となっており、全国 (第 1 子 30.6 歳、第 2 子 32.4 歳、第 3 子 33.4 歳) と比べて、全体的に低くなっている。
- ・ なお、出生数は減少傾向にあり、平成 22 年から 26 年の 5 年間に 10,217 人から 9,509 人と、708 人、6.9% の減少となっている。これは全国の減少幅 (マイナス 6.3%) より大きく、長期的な出生数の減少は、将来の高齢化率の上昇の要因になるなど、大きな課題であると考えられる。

STEP 2：要因を分析する

(1) 結婚への意欲・機会に関する分析

①性比 (H22)

- 30～34 歳の性比(女性人口 100 人当たりの男性人口)は 96.2 で全国の 103.0 を大幅に下回る水準となっている。女性にとっては、同世代の男性が少ない状況にある。

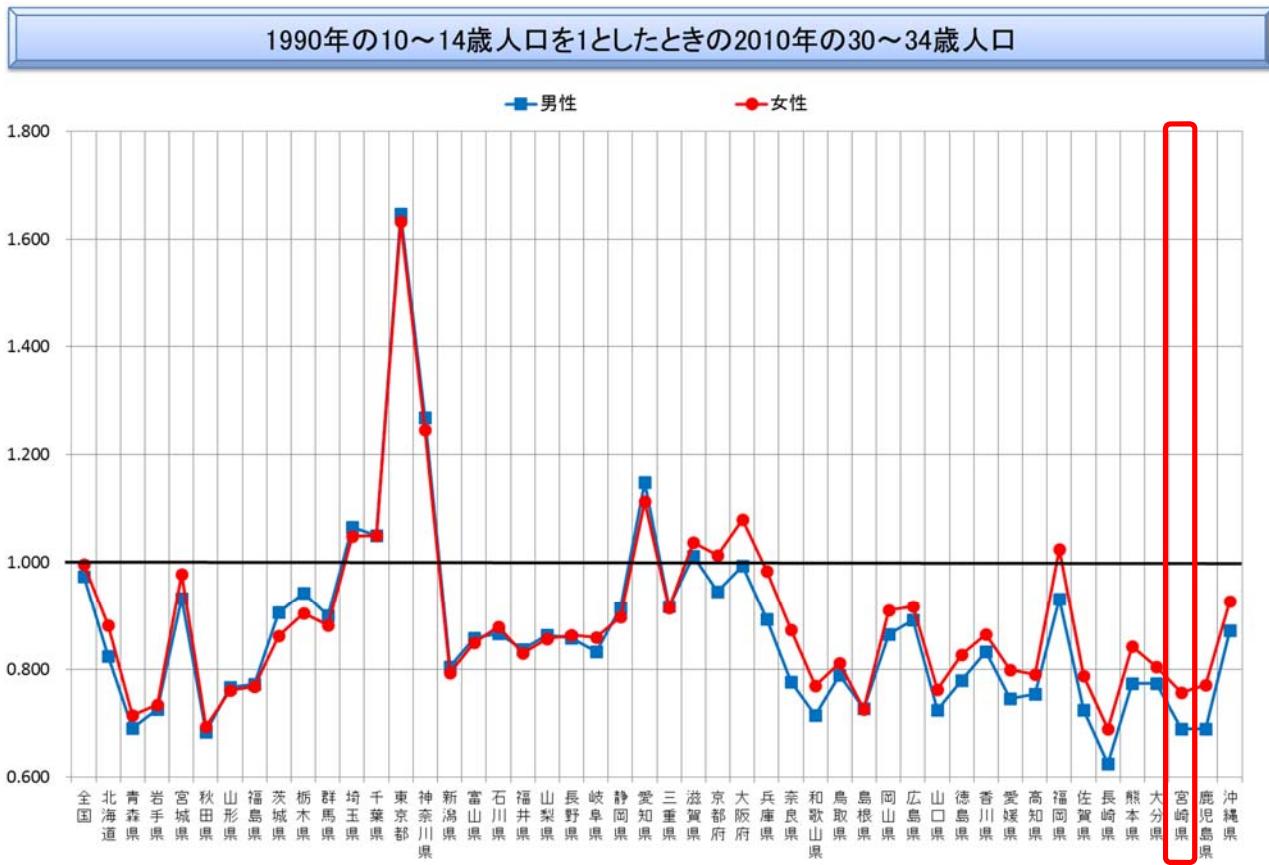
②人口移動

- 1990 年の 10～14 歳人口と 2010 年の 30～34 歳人口の比をみると、男性で 0.689、女性で 0.757 となっており(全国では男性が 0.975、女性が 0.996)、男性は全国で高いほうから 45 番目、女性は 42 番目となっている。男女ともに転出が多い状況となっているが、男性の転出超過の方が大きい。
- 平成 26 年の転入超過数はマイナス 3,185 人となっており、15～29 歳を中心に転出超過となっている。特に 15～19 歳の転出超過が 20～24 歳の転出超過を上回っており、高校卒業時期の進学や就職の際に転出するケースが多いことが示唆される。



宮崎県では、若い世代において女性の比率が高い状況にある。また、15～29 歳の特に男性の転出超過の影響が大きく、近年の未婚率の上昇や結婚の機会に影響をもたらしている可能性も考えられる。

図3－7－1 1990年の10～14歳人口を1としたときの2010年の30～34歳人口



資料出所：総務省統計局「国勢調査」(平成22年)

※1 「国勢調査」(平成2年)については既知の男女別・国籍別・年齢別人口の分布に応じて年齢・国籍不詳人口を按分し、「国勢調査」(平成22年)については総務省統計局が年齢・国籍不詳を按分した値 (<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/0.htm>) を用いた。

(2) 経済的状況・生活基盤に関する分析

③就業者・完全失業者の割合（H22）

（就業者の状況）

- ・ 30～34歳の未婚者のうち就業者の割合は、男性が81.1%、女性が83.4%で、全国（男性83.5%、女性83.9%）と比べると、男女ともに低くなっている。
- ・ 30～34歳の有配偶者のうち就業者の割合は、男性が97.1%、女性が62.6%で、全国（男性97.5%、女性53.1%）と比べると、男性は低く、女性はかなり高くなっている。

（完全失業者の状況）

- ・ 30～34歳の未婚者のうち完全失業者の割合は、男性が13.7%、女性が8.5%となっており、全国（男性11.9%、女性8.1%）と比べると、男女ともに高くなっている。
- ・ また、有配偶者の完全失業者の割合は、男性が2.3%、女性が2.2%となっており、全国（男性1.9%、女性1.9%）と比べると、男女ともに高くなっている。
- ・ 未婚者と有配偶者の完全失業者の割合を比べると、男女ともに、未婚者の方がかなり高くなっている。



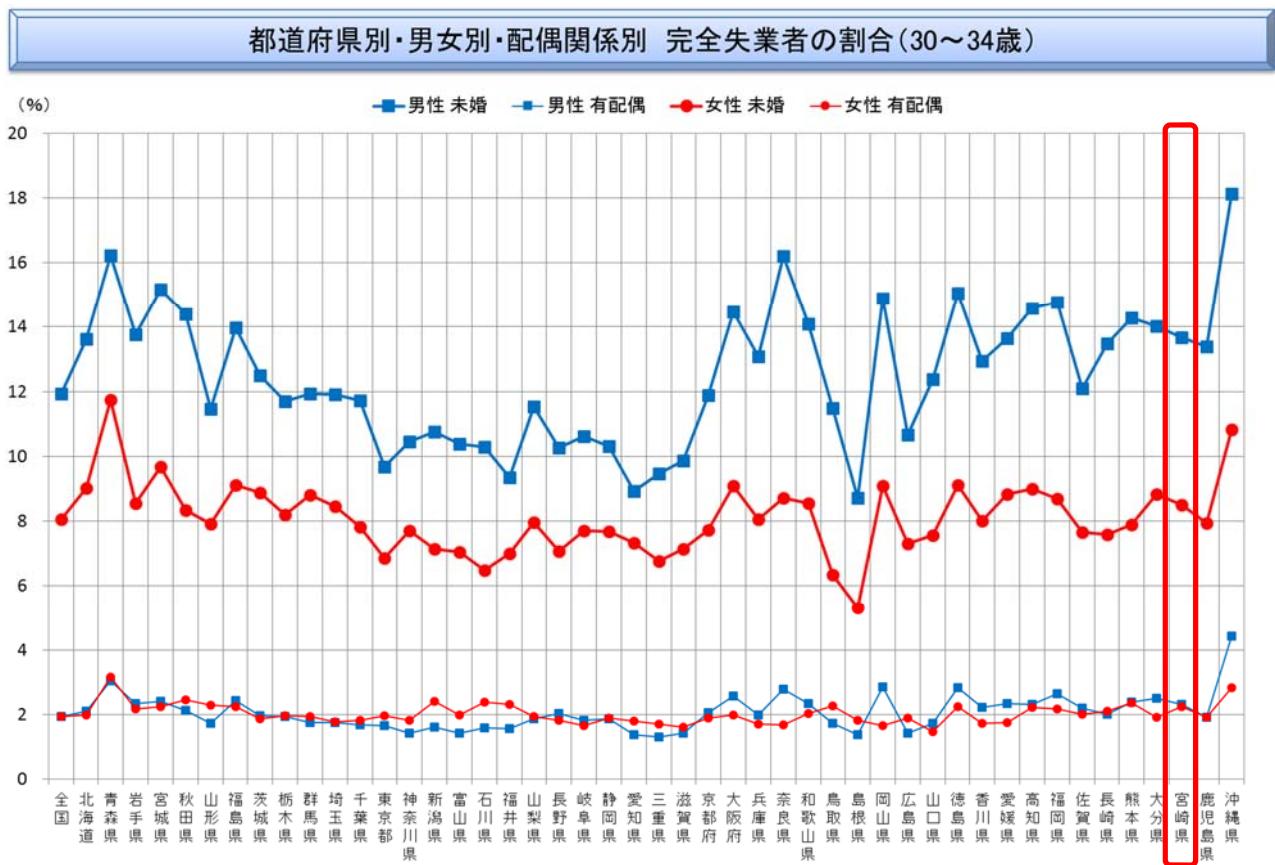
宮崎県では、未婚の男女及び有配偶の男性において、就業者の割合が低い。また未婚の男女及び有配偶の男女において、完全失業者の割合が高い。

他方、有配偶女性の就業者の割合はかなり高い。これは就業を継続しやすい環境にある可能性が考えられるが、後述のように、有配偶者の男女ともに、全国と比べて低所得の割合が高く、高所得の割合が低くなっていることから、結婚や出産があっても就業を継続し、共働きで世帯の生計を立てている側面もあると考えられる。

なお、

- ・ 未婚者における完全失業者の割合が有配偶者に比べて高いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

図3－7－2 都道府県別・男女別・配偶関係別 完全失業者の割合（30～34歳）



資料出所：総務省統計局「国勢調査」(平成22年)

※1 完全失業者の割合とは人口に占める完全失業者の割合であり、労働力状態不詳や年齢・国籍不詳は除いて算出した。

④パート・アルバイト等の割合

(パート・アルバイトの割合（男性、H24))

- ・ 25～39 歳の男性について、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合は 5.2% となっており、全国（6.7%）より低く、全国で 19 番目に低い。

(派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合（H22))

- ・ また、30～34 歳の未婚の就業者について、労働者派遣事業所の派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合をみると、男性が 18.0%、女性が 28.0% となっており、全国（男性 17.8%、女性 33.2%）と比べて、男性で概ね同程度の水準となっており、女性では低くなっている。
- ・ 30～34 歳の有配偶の就業者について、同じ割合をみると、男性が 5.0%、女性が 47.0% となっており、全国（男性 4.4%、女性 47.0%）と比べると、男性で高く、女性で概ね同程度の水準となっている。



宮崎県では、不安定就労の割合は全体的に全国とそれほど大きな違いはない。ただし、男性では、有配偶者に比べて未婚の者の方が相対的に不安定就労の割合が高く、結婚への意欲や機会にも影響している可能性が考えられる。

また、女性の場合、そもそも男性に比べて不安定就労の割合が高いが、有配偶の方がその割合が高いことは、結婚や出産によって正規の職員・従業員から外れる傾向を反映している可能性が考えられる。

なお、

- ・ 未婚者における不安定就労の割合が有配偶者に比べて高いこと
 - ・ 女性における不安定就労の割合が男性に比べて高いこと
- は全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

⑤所得（H24）

（所得 200 万円未満の割合）

- ・ 30～39 歳の未婚者の所得分布をみると、所得 200 万円未満の割合は、男性が 48.6%、女性が 52.1% となっており、いずれも全国（男性 29.7%、女性 41.4%）より相当程度高い割合となっている。
- ・ 30～39 歳の有配偶者の所得分布をみると、所得が 200 万円未満の割合は、男性が 16.5%、女性が 76.0% となっており、全国（男性 7.6%、女性 75.6%）と比べて、男性はかなり高く、女性はほぼ同程度の水準となっている。

（所得 500 万円以上の割合）

- ・ 30～39 歳の未婚者で所得 500 万円以上の割合は、男性が 2.9%、女性が 1.1% となっており、全国（男性 10.1%、女性 4.8%）と比べると、男女ともに相当程度低くなっている。
- ・ 30～39 歳の有配偶者で所得 500 万円以上の割合は、男性が 10.2%、女性が 1.4% となっており、全国（男性 26.2%、女性 2.3%）に比べて、男女ともに相当程度低くなっている。



宮崎県では、未婚の男女及び有配偶の男女ともに、全国と比べて低所得の割合が高く、高所得の割合が低くなっている。

一方で、前述のように有配偶者の女性の就業者の割合はかなり高いことから、結婚や出産後も就業を継続し、共働きで世帯の生計をたてている側面もあると考えられる。

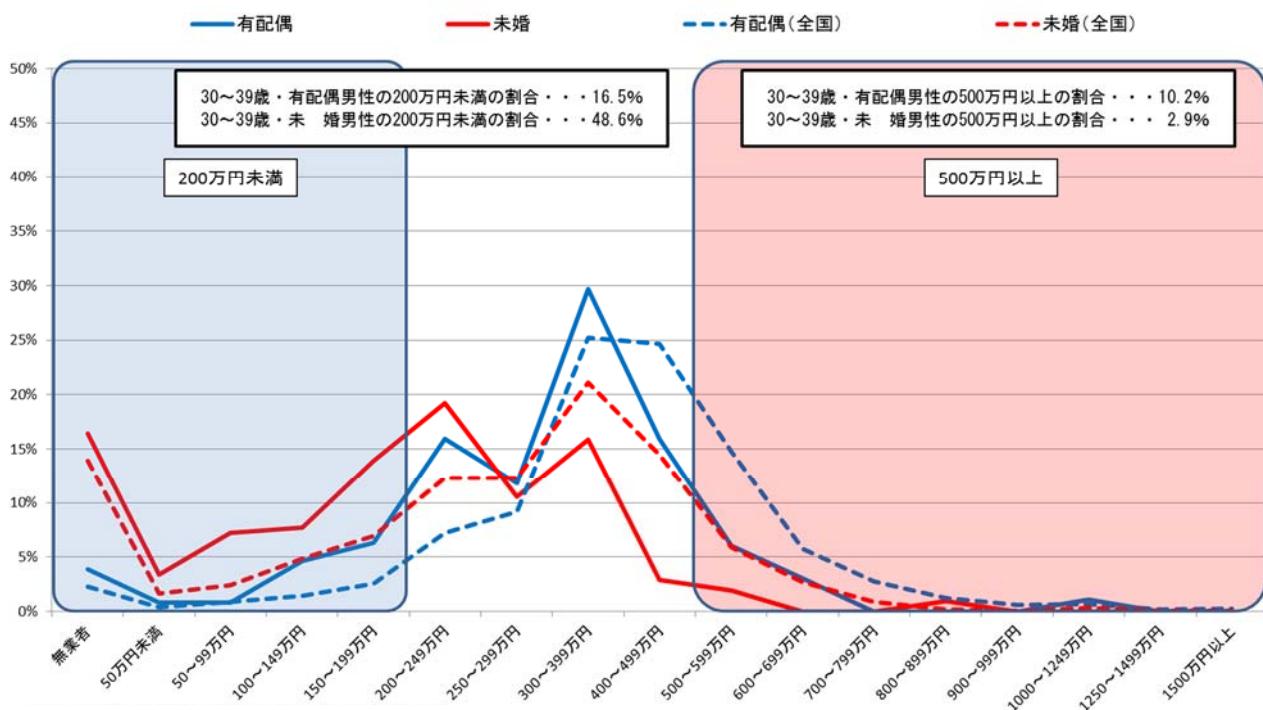
なお、

・ 未婚男性の所得が有配偶男性に比べて低いこと
は全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

図3－7－3 都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況（30～39歳）

都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況（30～39歳）

宮崎県男



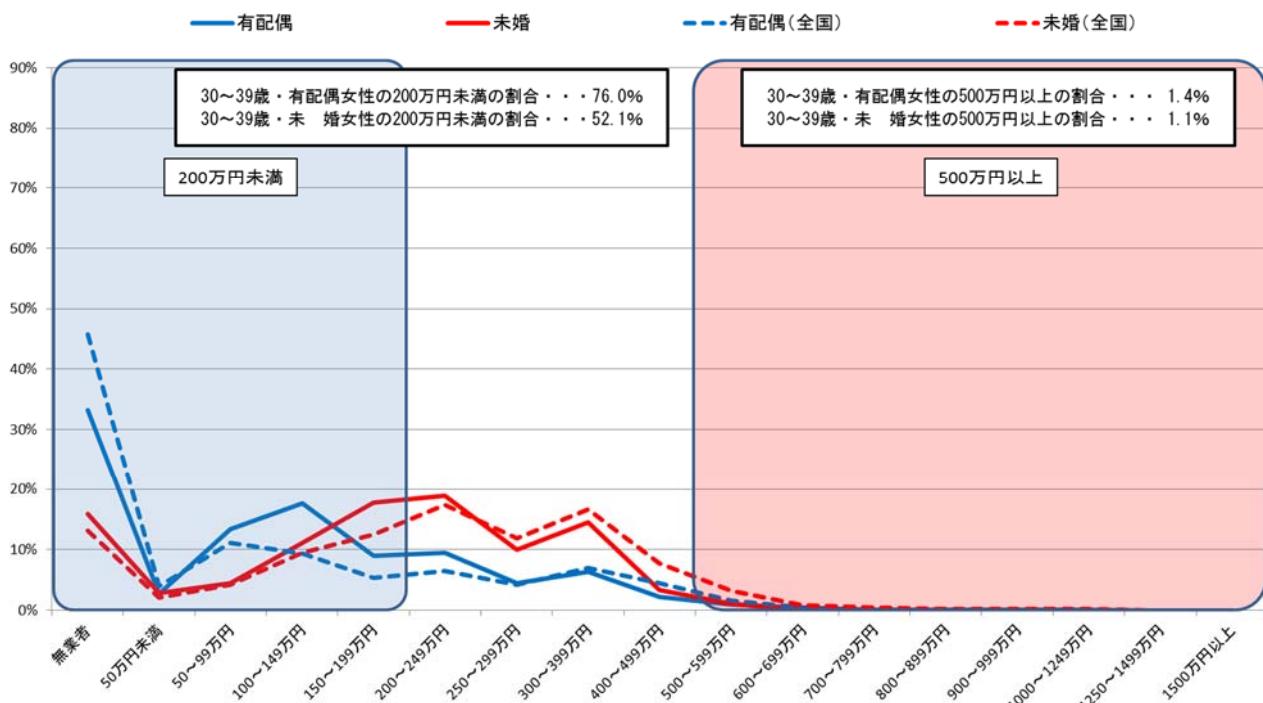
資料出所：総務省統計局「就業構造基本調査」(平成24年)

※1 有業者については、所得の把握が不明な者を、所得が把握できた者の所得額階級別の分布に応じて按分した。

※2 有配偶は、総数から未婚を除いて算出した。

都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況（30～39歳）

宮崎県女



資料出所：総務省統計局「就業構造基本調査」(平成24年)

※1 有業者については、所得の把握が不明な者を、所得が把握できた者の所得額階級別の分布に応じて按分した。

※2 有配偶は、総数から未婚を除いて算出した。

(3) 仕事と家庭の両立の困難さに関する分析

⑥週 60 時間以上働く雇用者の割合 (H24)

- ・ 週 60 時間以上働く雇用者の割合は 8.7% となっており、全国 (9.6%) より低く、全国で低い方から 20 番目となっている。

⑦1 日当たりの通勤等の時間 (H23)

- ・ 1 日当たりの通勤等の時間（平日における通勤者でみた時間）は 49 分となっており、全国 (75 分) よりかなり短く、全国で最も短くなっている。

⑧女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差 (H24)

- ・ 25~44 歳の女性について、女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差をみると、マイナス 9.1% となっており、全国 (マイナス 17.6%) より小さく、全国で 6 番目に小さくなっている。



宮崎県では、長時間労働の割合が低く、通勤時間はかなり短く、ワーク・ライフ・バランスが確保しやすい環境にあるものと考えられる。
結婚・出産に際しても女性が就業を継続しやすい環境にあるものと考えられる。

⑨夫妻の家事・育児時間（H23）

- ・ 6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯で、夫妻ともに働いている場合、平日の家事時間は夫が9分/日、妻が186分/日となっており、全国（夫11分/日、妻180分/日）と比べて、夫が短く、妻は長くなっている。また、夫の家事時間は、妻の家事時間に比べて極めて短い状況にある。
- ・ 平日の育児時間については、夫が42分/日、妻が201分/日となっており、全国（夫28分/日、妻153分/日）と比べると、夫が長く、妻がかなり長くなっている。また、夫の育児時間は、妻の育児時間に比べて極めて短い状況にある。
- ・ 平日の通勤時間と就業時間の合計については、夫が583分/日、妻が228分/日となっている。全国（夫636分、妻291分）と比べると、夫婦ともに短くなっている。
- ・ また、これに家事時間と育児時間を加えると、夫が634分/日、妻が615分/日となっている。全国（夫675分、妻624分）と比べると、夫婦ともに短くなっている。
- ・ 妻が働き方を調整することで主に家事・育児を担う形となっているのは全国と同様であるが、全国に比べると、夫の育児時間がかなり長くなっている。



宮崎県は、全国の中では、夫の育児時間が長くなっている。

また、夫婦ともに育児にかける時間が全国に比べてかなり長い。さらに、通勤時間と就業時間の合計、及び、これに家事時間と育児時間を加えたもの、いずれについても、夫婦ともに全国に比べて短くなっている。

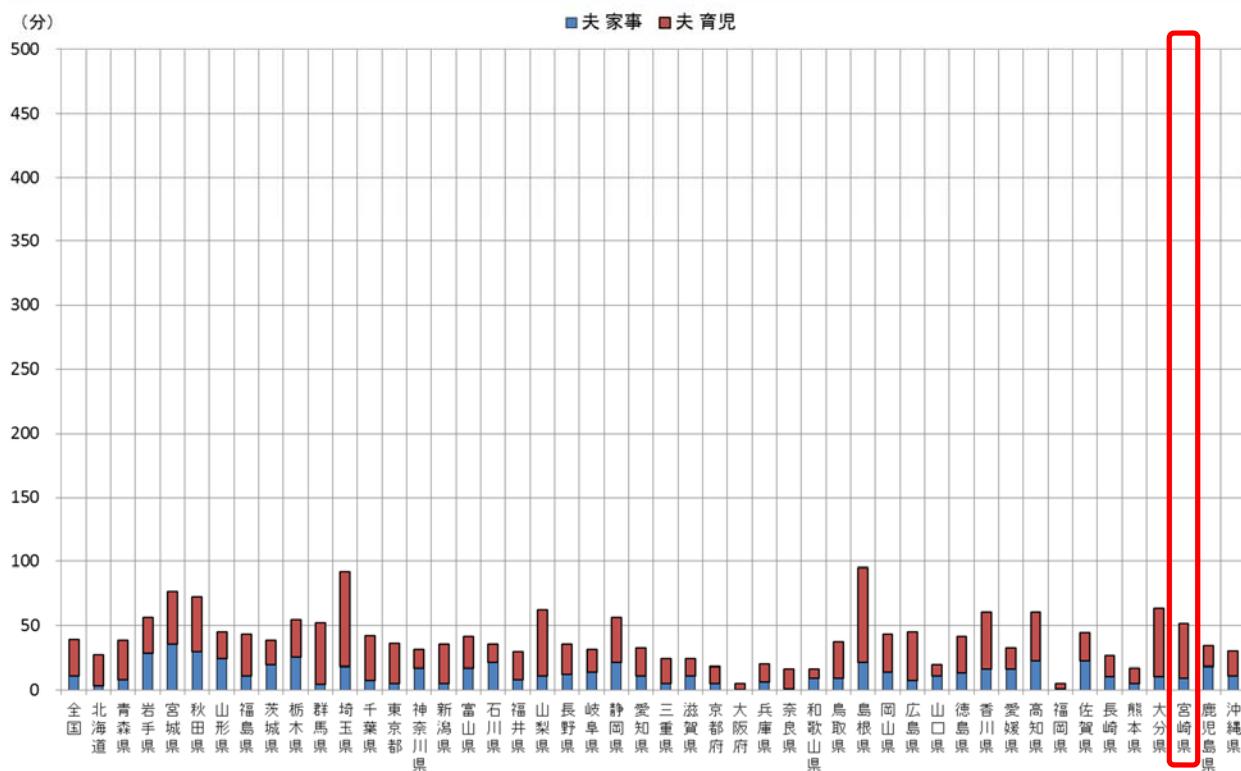
ただし、夫婦共働きであっても、妻が働き方を調整して主に家事・育児を担う状況は全国と同様であり、結婚や子供をもつことを躊躇させる要因になっている可能性がある。

なお、

・ 夫の家事・育児時間が妻に比べて極めて短いこと
は全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

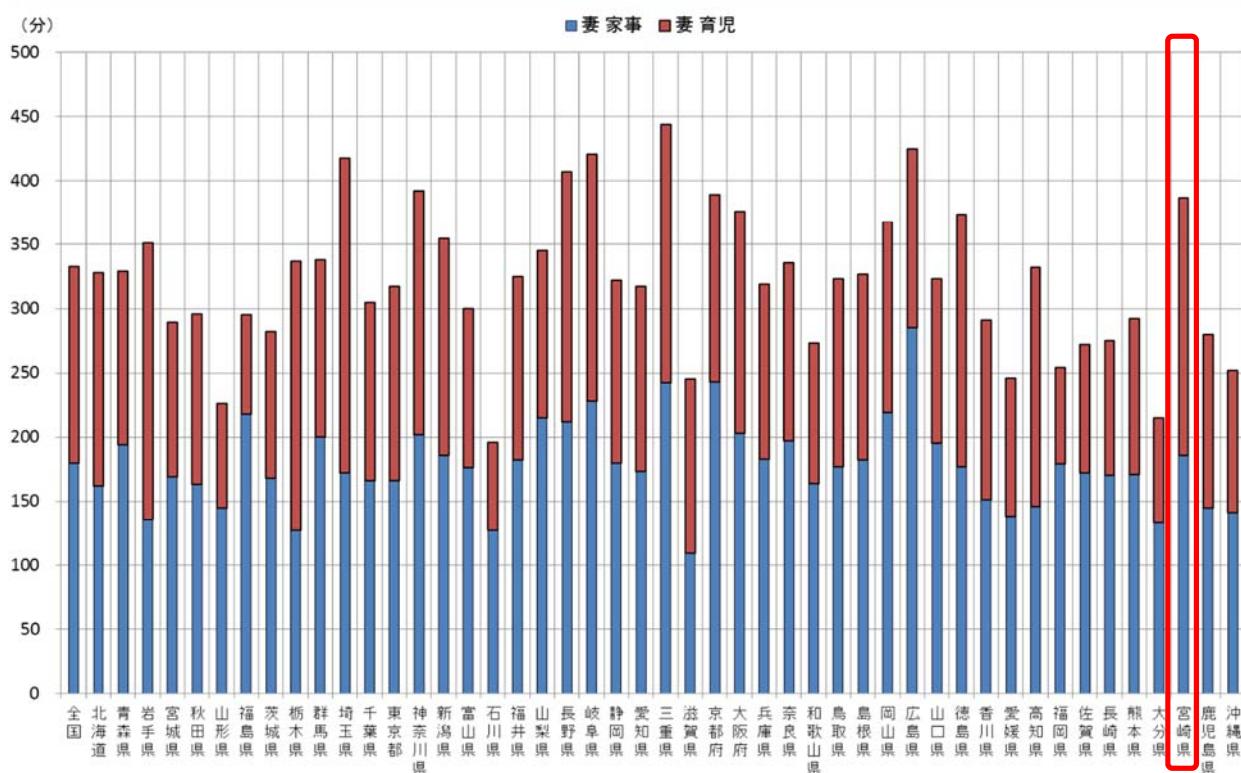
図3-7-4 都道府県別・平日の家事時間・育児時間（6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯）

都道府県別・平日の家事時間・育児時間(夫婦と子供の世帯で6歳未満の子供がおり、夫婦ともに有業である夫)



資料出所：総務省統計局「社会生活基本調査」(平成23年)

都道府県別・平日の家事時間・育児時間(夫婦と子供の世帯で6歳未満の子供がおり、夫婦ともに有業である妻)



資料出所：総務省統計局「社会生活基本調査」(平成23年)

⑩保育所（H26）

- ・ 0～5歳人口に対する保育所定員数の比は46.7%であり、全国の37.3%を上回る（全国15位）。また、保育所定員数28,006人に対し、入所者数は29,869人となっており、待機児童数は0人となっている。



宮崎県では、保育サービスの量については、概ね充足していると考えられる。

(4) 育児負担に関する分析

⑪出生数に占める第3子以降の割合（H26）

- ・ 出生数に占める第3子以降の割合は24.4%で全国の16.6%より高くなっている（全国で沖縄県に次いで2位）。

⑫世帯構造（H22）

- ・ 全世帯でみた三世代同居率は5.8%と、全国の7.1%を下回っており、全国で高いほうから35番目となっている。
- ・ さらに、18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち三世代世帯の割合は16.0%と、全国の18.7%を下回っている。
- ・ 18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち母子世帯と父子世帯を合わせた割合は9.3%と、全国の6.5%を上回っている。

⑬医師数（H22）

- ・ 25～39歳女性人口千人当たりの産婦人科と産科の医師数（複数従事する診療科も含む）は1.12人となっており、全国の0.88人を上回っている。また、0～4歳人口千人当たりの小児科医師数（複数従事する診療科も含む）は4.18人であり、全国の5.72人を下回っている。

⑭ボランティア活動（H23）

- ・ 子供を対象としたボランティア活動の行動者率をみると、全体では9.0%と、全国（8.2%）より高く、全国で15位となっている。65歳以上では3.3%と、全国（3.6%）より低く、全国で29位となっている。

⑮その他（宮崎県の人口ビジョンより）

- ・ 宮崎県が住民を対象に行ったアンケート調査（H26）によると、人々の理想子どもの平均は2.59人、予定子どもの平均は2.25と、国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査（夫婦調査）」の水準を上回るとされており、これが比較的出生率が高い要因ではないかと指摘されている。



宮崎県では、出生数に占める第3子以降の出生は全国で2番目に高い。三世代同居率は全国より低いが、前述のように夫婦で子育てに時間をかけている様子がうかがえる。若年女性数に対する産婦人科の医師数は比較的多い一方、子供数に対する小児科の医師数は比較的少ない。なお、母子世帯や父子世帯が比較的多く、こうした世帯への支援の必要性についても留意する必要がある。

また、宮崎県の人口ビジョンでは、宮崎県民の理想子ども数や予定子ども数は比較的多いと分析されている。

STEP 3：課題に応じた対応策を検討する

※ 「対応する〇〇〇の取組」について、この手引では、現時点において、各県市の取組事例や総合戦略に記載されているもののなかから抜粋している。実際には、STEP 2 の分析結果を踏まえ、具体的な施策を関係者間で検討する必要がある。

【課題 1】県民の理想子ども数や予定子ども数は多く、希望をかなえる出会い・結婚の支援が重要。

＜対応する宮崎県の取組＞

ア. 結婚サポート

・「みやざき結婚サポートセンター」を設置し、結婚を希望する男女に対して、1対1のお見合い事業を実施し、個別の出会いをサポート

イ. 出会いの機会の創出

・結婚を支援する個人及び団体の取組を支援し、その育成・活動の活性化を図るなど、結婚を応援する気運を醸成

【課題 2】未婚者の男女の就業者の割合が低いことや就業者の所得水準が総じて低いことから、若い世代の就労支援が重要。

＜対応する宮崎県の取組＞

ア. 「ヤングJOBサポートみやざき」の運営

・若年者に対し、キャリアカウンセラーによる個別就職相談やセミナー開催、各種情報提供等の就職支援を実施

イ. 県内企業インターンシップ等の実施

・大学生に県内企業の魅力を理解してもらうためのインターンシップや企業見学会等を実施

ウ. 県内就職説明会の開催

・求職者と県内企業の出会いの場として、県内各地で就職説明会を開催

エ. 企業情報の提供

・県内企業の情報を掲載した企業紹介冊子を作成し、大学や高校等へ配布

【課題 3】全国と比較すると、有配偶男女の時間的なゆとりがあるものと考えられるが、さらなる所得の向上と生活の充実を目指すワーク・ライフ・バランスの推進が重要。

＜対応する宮崎県の取組＞

ア. みやざき「イクボス宣言」

- ・「イクボス」を増やし、結婚・妊娠・出産・子育て等に希望が持てる環境づくりを進めるため、知事と県内全市町村長が合同で「イクボス」を宣言

イ. 仕事と家庭の両立応援宣言

- ・従業員が仕事と家庭の両立ができるような働きやすい職場づくりの取組を宣言する「仕事と家庭の両立応援宣言」企業等を募集し、登録企業等の宣言内容等を県ホームページで広報

ウ. 労働相談の実施

- ・中小企業の従業員・使用者からの労働相談を実施

エ. 労働セミナーの開催

- ・労働に関する最新の情報（ワーク・ライフ・バランス関係等を含む）をテーマにしたセミナーを開催

分析事例 8：沖縄県

STEP 1：指標から課題の所在を考察する

合計特殊 出生率	H26	未婚率 (女性、25～39歳)	H22
	1. 8 6 (1位) (全国 1.42)		3 7. 6 % (38位) (全国 37.7%)
		有配偶出生率 (15～49歳)	H22 1 1 5. 8 /千人 (1位) (全国 79.4/千人)

- ・ 合計特殊出生率は全国で最も高い。有配偶出生率が全国で最も高いが、女性の未婚率は全国とほぼ同じである。全国と同様に、結婚を取り巻く環境に課題があると考えられる。
- ・ また、男性の25～39歳未婚率は48.0%で全国(49.8%)より低い水準であり、平均初婚年齢(H26)は男性が30.3歳、女性が29.0歳でいずれも全国(男性31.1歳、女性29.4歳)を下回り、男性では全国で6番目、女性では19番目に低い。
- ・ 出生順位別合計特殊出生率をみると、第1子0.73、第2子0.57、第3子以降0.56となっており、全国(第1子0.67、第2子0.52、第3子以降0.23)と比べて、全体的に高く、第3子以降で特に高くなっている。
- ・ 出生順位ごとの母の平均年齢は、第1子29.3歳、第2子31.4歳、第3子32.9歳となっており、全国(第1子30.6歳、第2子32.4歳、第3子33.4歳)よりも低くなっている。
- ・ なお、出生数は横ばいを続けており、平成26年には平成25年の17,209人から16,373人へ減少したものの、近年は16,000人～17,000人程度で推移しており、大幅な減少が見込まれる状況にあるわけではない。

STEP 2：要因を分析する

(1) 結婚への意欲・機会に関する分析

①性比 (H22)

- 30～34 歳の性比（女性人口 100 人当たりの男性人口）は 98.1 で全国の 103.0 を下回り、都道府県別にみて低い方から 11 位である。女性にとっては、同世代の男性が少ない状況にある。

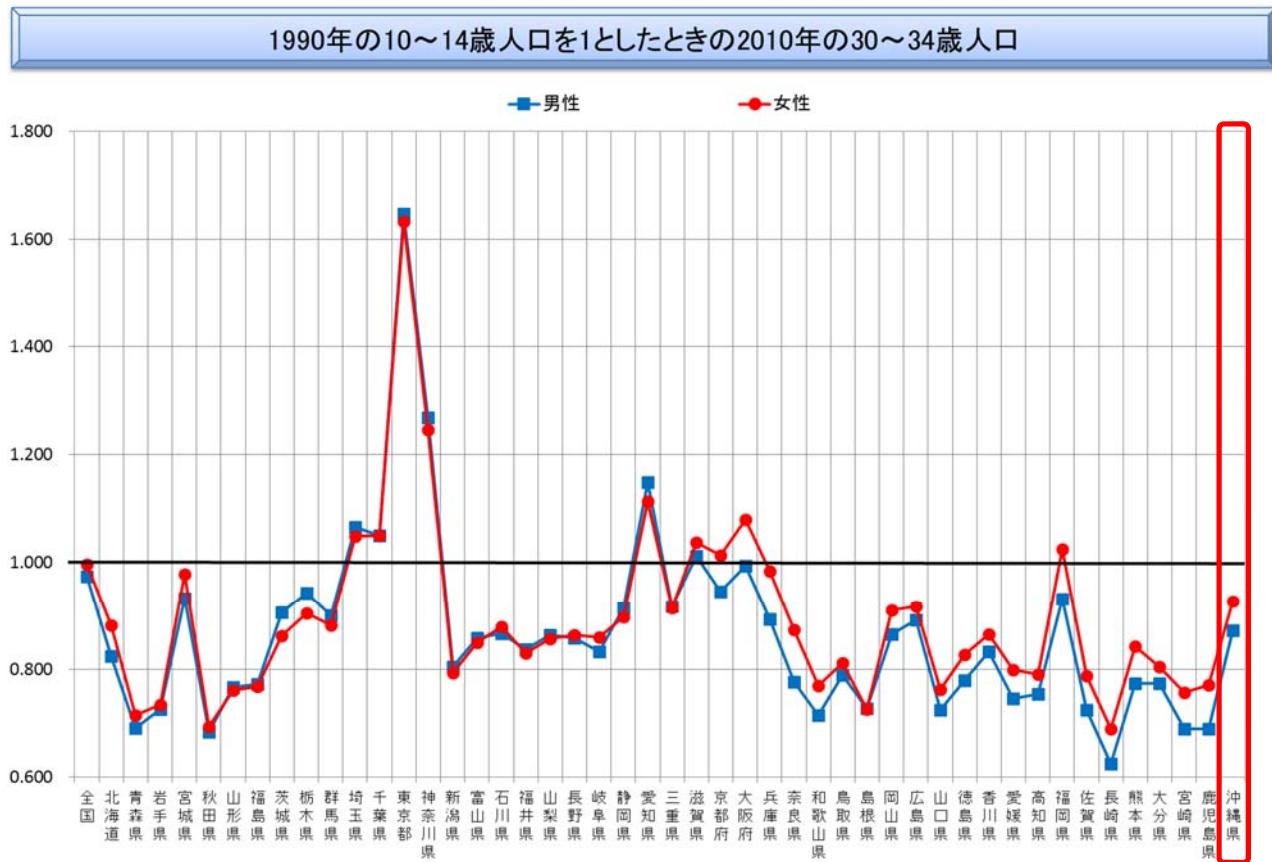
②人口移動

- 1990 年の 10～14 歳人口と 2010 年の 30～34 歳人口の比をみると、男性が 0.873、女性が 0.928 である（全国では男性が 0.975、女性が 0.996）。義務教育終了後の人口流出はある程度みられ、とくに男性でその傾向が強い。地元に残って生活することを選択しづらい状況が男性を中心に存在するものと考えられる。
- 平成 26 年の転入超過数はマイナス 37 人となっている。特に 15～24 歳は転出超過となっているが、25～49 歳は転入超過である。高校卒業時期の進学や就職の際に転出するケースが多いことが示唆される。



沖縄県では、若い世代において女性の比率が高くなっている。また、進学や就職の時期に若い世代が流出して戻ってこないことによって、結婚機会にも影響を及ぼしている可能性が考えられる。

図3－8－1 1990年の10～14歳人口を1としたときの2010年の30～34歳人口



資料出所：総務省統計局「国勢調査」(平成22年)

※1 「国勢調査」(平成2年)については既知の男女別・国籍別・年齢別人口の分布に応じて年齢・国籍不詳人口を按分し、「国勢調査」(平成22年)については総務省統計局が年齢・国籍不詳を按分した値 (<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/9.htm>) を用いた。

(2) 経済的状況・生活基盤に関する分析

③就業者・完全失業者の割合（H22）

（就業者の状況）

- ・ 30～34歳の未婚者のうち就業者の割合は、男性が75.8%、女性が80.2%で、全国（男性83.5%、女性83.9%）と比べると、男女ともに低く、特に男性においてかなり低くなっている。
- ・ 30～34歳の有配偶者のうち就業者の割合は、男性が94.2%、女性が59.8%で、全国（男性97.5%、女性53.1%）と比べると、男性は全国で最も低いのに対し、女性は全国より高い。

（完全失業者の状況）

- ・ 30～34歳の未婚者のうち完全失業者の割合は、男性が18.1%、女性が10.8%となっており（全国では男性11.9%、女性8.1%）、男性は全国で最も高く、女性は青森県に次いで2番目に高い。
- ・ また、有配偶者の完全失業率は、男性が4.4%、女性が2.8%となっており、全国（男性1.9%、女性1.9%）と比べると、男女ともに高い。
- ・ 未婚者と有配偶者の完全失業率を比べると、男女ともに未婚者の方がかなり高い。



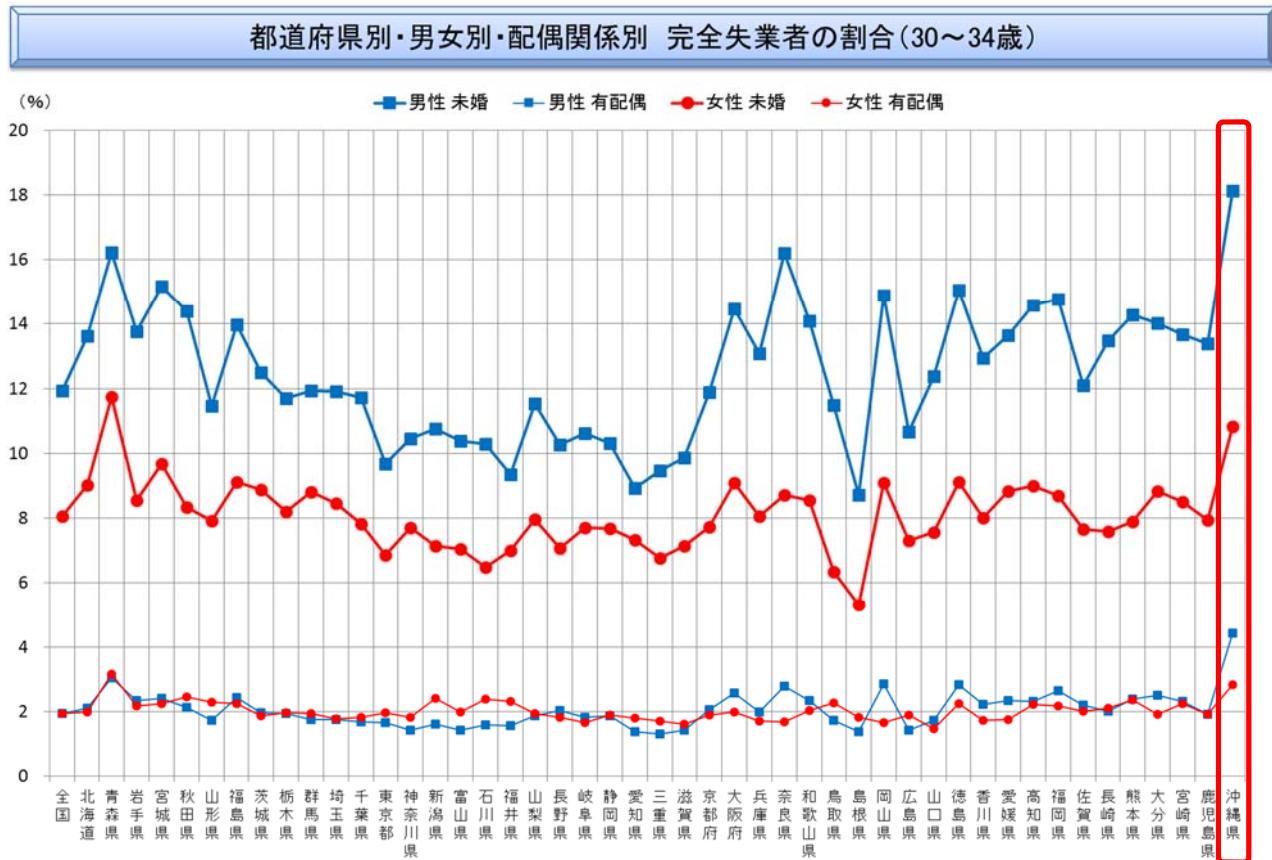
沖縄県では、男女ともに未婚者の失業割合が有配偶者より高く、特に男性未婚者の完全失業者の割合が高く、失業が未婚率に影響していると考えられる。

また、有配偶女性の就業割合が高いと同時に完全失業者の割合も高い。これは、就労への希望又は必要性があったとしても、働くことが難しい状況（仕事が少ない、又は、仕事はあっても家庭との両立が難しい状況）を示唆している可能性が考えられる。

なお、

・未婚者における完全失業者の割合が有配偶者に比べて高いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

図3－8－2 都道府県別・男女別・配偶関係別 完全失業者の割合（30～34歳）



資料出所：総務省統計局「国勢調査」(平成22年)

※1 完全失業者の割合とは人口に占める完全失業者の割合であり、労働力状態不詳や年齢・国籍不詳は除いて算出した。

④パート・アルバイト等の割合（H22）

（パート・アルバイトの割合（男性、H24））

- ・ 25～39歳の男性について、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合は、12.7%となっており、全国（6.7%）よりかなり高く、全国で最も高くなっている。

（派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合（H22））

- ・ 30～34歳の未婚の就業者について、労働者派遣事業所の派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合をみると、男性が28.3%、女性が39.9%となっており（全国では男性が17.8%、女性が33.2%）、全国の中で最も高い。
- ・ 30～34歳の有配偶の就業者について、同じ割合をみると、男性が12.3%、女性が48.3%となっており（全国では男性が4.4%、女性が47.0%）、男性は全国で最も高いのに対し、女性は全国と同水準である。



沖縄県では、男女ともに、未婚者の不安定就労の割合が高く、そのことが結婚への意欲や機会にも影響しているのではないかと考えられる。

男性の場合、有配偶者も不安定就労の割合が高いため、結婚後も安定して所得を得ることが難しい状況が存在することを示唆しており、子供の成育環境にも影響を及ぼしている可能性がある。

女性の場合、そもそも男性に比べて相対的に不安定就労の割合が高いが、有配偶の方がその割合が高いことは、結婚や出産によって正規の職員・従業員から外れる傾向を反映している可能性が考えられる。

なお、

- ・未婚者における不安定就労の割合が有配偶者に比べて高いこと
 - ・女性における不安定就労の割合が男性に比べて高いこと
- は全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

⑤所得（H24）

（所得 200 万円未満の割合）

- ・ 30～39 歳の未婚者の所得分布をみると、所得 200 万円未満の割合は、男性が 54.8%、女性が 69.6% となっており（全国では男性が 29.7%、女性が 41.4%）、男女とも全国で最も高い値となっている。
- ・ 30～39 歳の有配偶者の所得分布をみると、所得 200 万円未満の割合は、男性が 30.7%、女性が 79.9% となっており（全国では男性が 7.6%、女性が 75.6%）、男性は全国で最も高く、女性は全国で 7 番目に高い。

（所得 500 万円以上の割合）

- ・ 30～39 歳の未婚者の所得分布をみると、所得 500 万円以上の割合は、男性が 3.4%、女性が 1.3% となっており、全国（男性 10.1%、女性 4.8%）に比べて、男女とも低く、特に男性において相当程度低くなっている。
- ・ 30～39 歳の有配偶者の所得分布をみると、所得 500 万円以上の割合は、男性が 10.0%、女性が 1.1% となっており、全国（男性 26.2%、女性 2.3%）に比べて、男女とも低くなっている、特に男性においては全国で 6 番目に低い。



沖縄県では、未婚男性の所得は、有配偶男性と比べて低く、未婚率に影響している可能性が考えられる。

また、未婚及び有配偶の男女とも所得水準が全国と比べて低くなっています、結婚への意欲や機会にも影響している可能性が考えられる。

さらに、有配偶男性の所得水準の低さは、夫婦共働きであっても、世帯として十分な所得を得られていない可能性を示唆するものと考えられる。結果として、離別者割合の高さや子供の成育環境にも何らかの影響を及ぼしている可能性が考えられる。

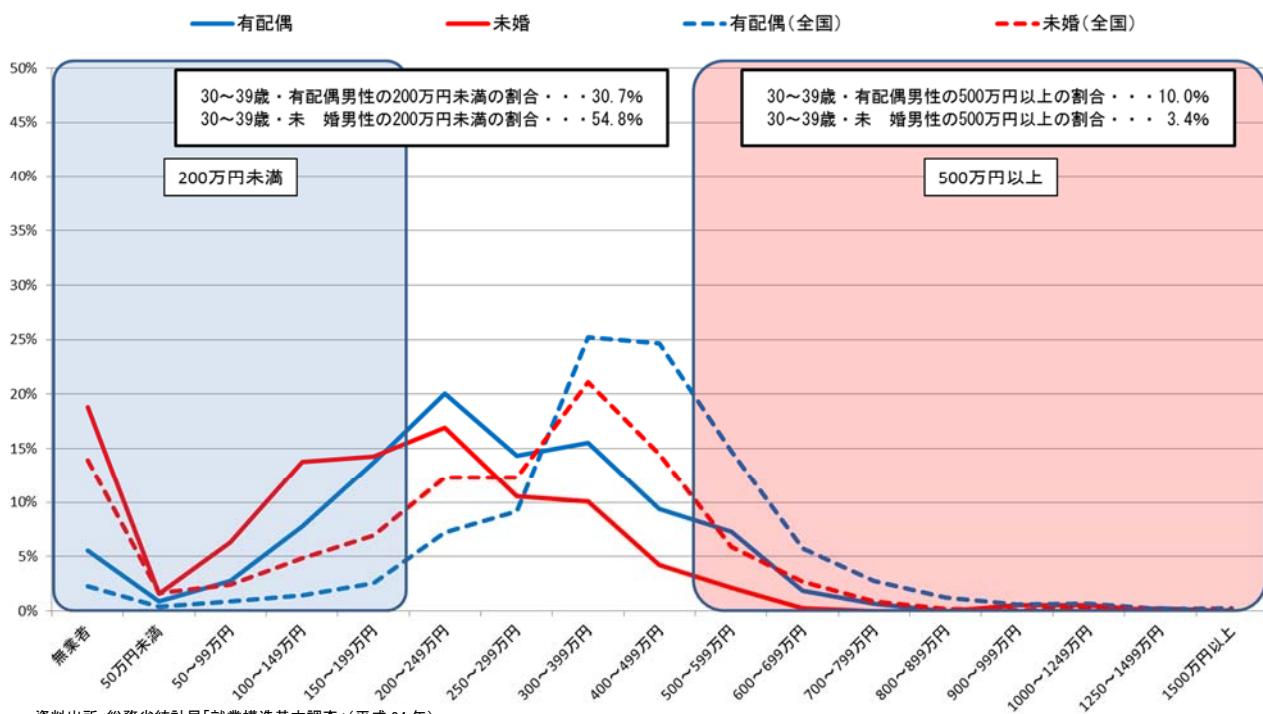
なお、

・未婚男性の所得が有配偶男性に比べて低いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

図3－8－3 都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況（30～39歳）

都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況（30～39歳）

沖縄県男



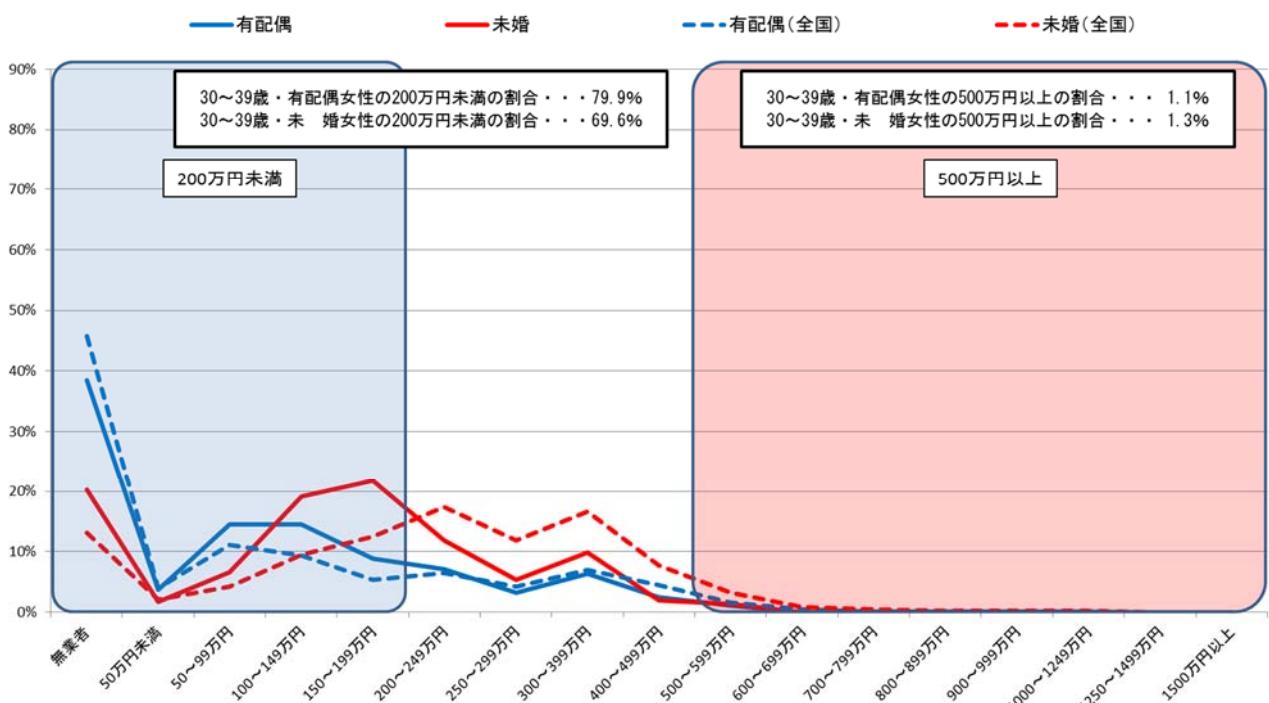
資料出所：総務省統計局「就業構造基本調査」(平成24年)

※1 有業者については、所得の把握が不明な者を、所得が把握できた者の所得額階級別の分布に応じて按分した。

※2 有配偶は、総数から未婚を除いて算出した。

都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況（30～39歳）

沖縄県女



資料出所：総務省統計局「就業構造基本調査」(平成24年)

※1 有業者については、所得の把握が不明な者を、所得が把握できた者の所得額階級別の分布に応じて按分した。

※2 有配偶は、総数から未婚を除いて算出した。

(3) 仕事と家庭の両立の困難さに関する分析

⑥週 60 時間以上働く雇用者の割合 (H24)

- ・ 週 60 時間以上働く雇用者の割合は 7.1% となっており、全国 (9.6%) より低く、全国で 4 番目に低い水準となっている。

⑦1 日当たりの通勤等の時間 (H23)

- ・ 1 日当たりの通勤等の時間（平日における通勤者でみた時間）は 58 分となっており、全国（75 分）より短く、全国で 19 番目に短くなっている。

⑧女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差 (H24)

- ・ 25～44 歳の女性について、女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差をみると、マイナス 8.6% となっており、全国（マイナス 17.6%）より小さく、全国で 5 番目に小さくなっている。



沖縄県では、長時間労働が少なく、通勤時間も短い。他方、前述のように所得水準は全体的に低く、結婚・出産に伴う離職等も比較的少ないとから、共働きで生計を立てているものと考えられる。

⑨夫妻の家事・育児時間（H23）

- ・ 6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯で、夫妻ともに働いている場合、平日の家事時間は夫が11分/日、妻が141分/日となっており、全国（夫11分/日、妻180分/日）と比べると、夫の家事時間は全国と同水準、妻の家事時間は全国より短い。しかし、夫の家事時間は、妻の家事時間に比べて極めて短い状況にある。
- ・ 平日の育児時間については、夫が19分/日、妻が111分/日となっており、全国（夫28分/日、妻153分/日）と比べると、夫と妻のいずれも短くなっている。しかし、夫の育児時間は、妻の育児時間に比べて極めて短い状況にある。
- ・ 平日の通勤時間と就業時間の合計については、夫が629分/日、妻が394分/日となっている。これに家事時間と育児時間を加えると、夫が659分/日、妻が646分/日とほぼ同程度の水準となり、平日、妻が働き方を調整することで家事・育児を担う形となっている。



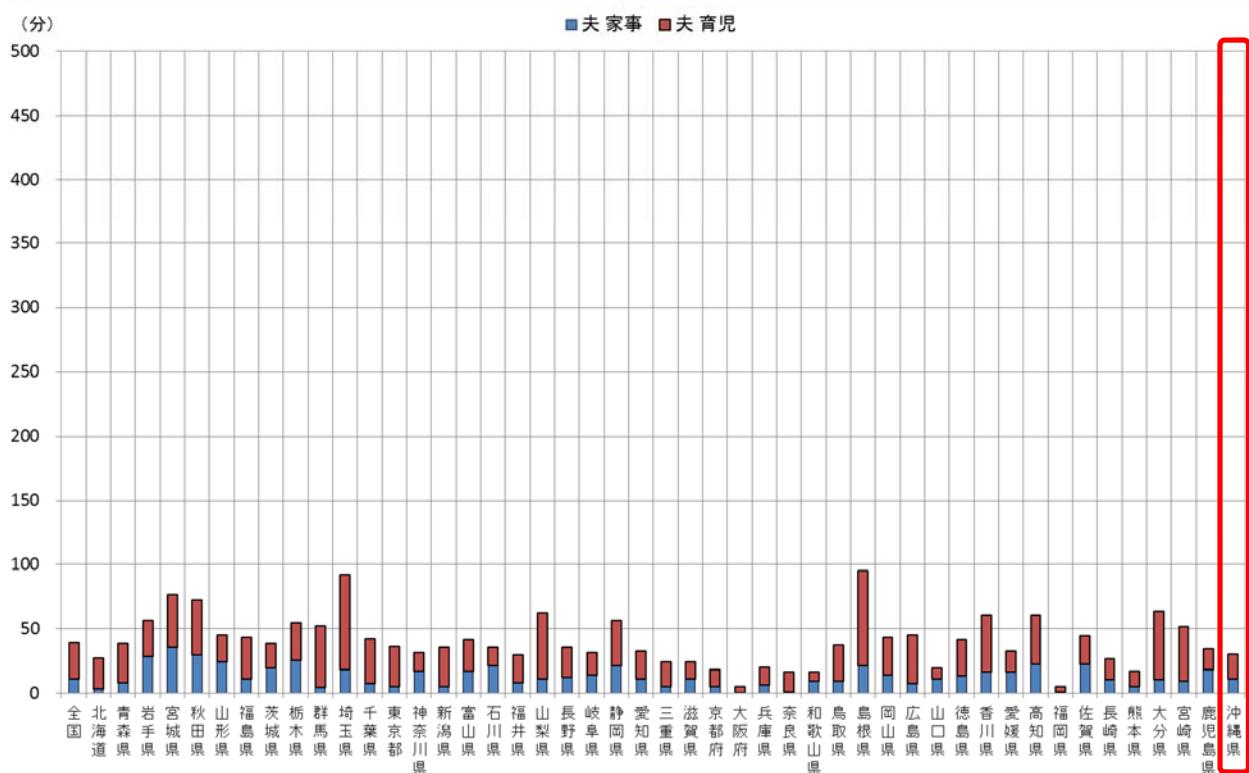
沖縄県では、男性の育児時間がかなり短く、子育て中の女性にとって仕事と家庭の両立が容易でないことを示唆しているの可能性も考えられる。そうした状況が、結婚を躊躇させる要因になっている可能性が考えられる。

なお、

- ・ 夫の家事・育児時間が妻に比べて極めて短いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

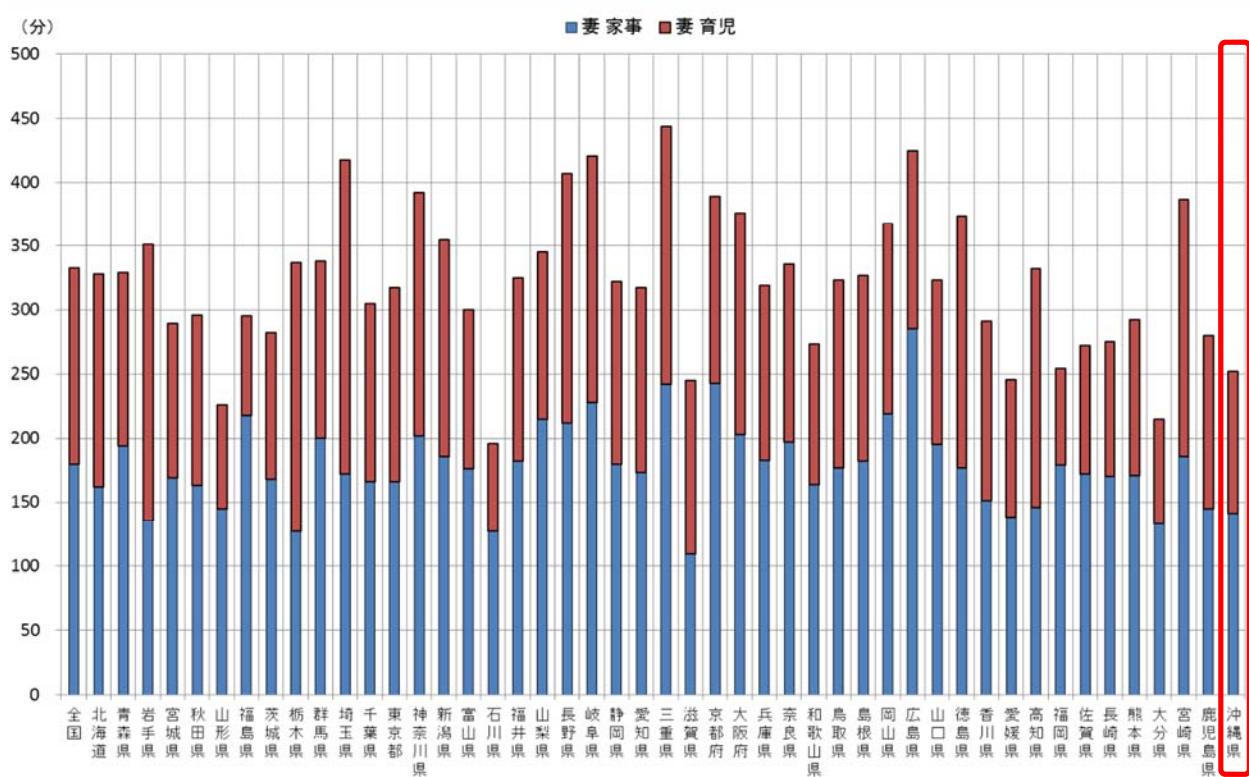
図3-8-4 都道府県別・平日の家事時間・育児時間（6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯）

都道府県別・平日の家事時間・育児時間(夫婦と子供の世帯で6歳未満の子供がおり、夫婦ともに有業である夫)



資料出所：総務省統計局「社会生活基本調査」(平成23年)

都道府県別・平日の家事時間・育児時間(夫婦と子供の世帯で6歳未満の子供がおり、夫婦ともに有業である妻)



資料出所：総務省統計局「社会生活基本調査」(平成23年)

⑩保育所（H26）

- ・ 0～5歳人口に対する保育所定員数の比は36.3%であり、全国の37.3%より低い。また、保育所定員数36,401人に対し、入所者数は39,387人、待機児童数は2,160人となっている。待機児童数は東京都に次ぐ2番目の規模である。



沖縄県では、保育サービス量が不足しており、量の整備とともに、地域ごとに偏りがないよう整備することが必要と考えられる。

(4) 育児負担に関する分析

⑪出生数に占める第3子以降の割合（H26）

- ・ 出生数に占める第3子以降の割合は30.2%であり、全国で最も高い（全国では16.6%）。

⑫世帯構造（H22）

- ・ 全世帯でみた三世代同居率は5.5%と、全国の7.1%を大幅に下回り、全国で7番目に低い値となっている。
- ・ 18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち三世代世帯の割合は12.8%と、全国の18.7%を下回っており、全国では42番目となっている。
- ・ 18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち母子世帯と父子世帯を合わせた割合は9.4%と、全国の6.5%に比べて高くなっている。

⑬医師数（H22）

- ・ 25～39歳女性人口千人当たりの産婦人科と産科の医師数（複数従事する診療科も含む）は1.01人となっており、全国の0.88人を上回っている。また、0～4歳人口千人当たりの小児科医師数（複数従事する診療科も含む）は3.88人であり、全国の5.72人を下回っている。全国の中では特に小児科医が少ない状況にある。

⑭ボランティア活動（H23）

- ・ 子供を対象としたボランティア活動の行動者率をみると、全体では8.6%と、全国（8.2%）より高く、全国で21位となっている。65歳以上では2.3%と、全国（3.6%）より低く、全国で44位となっている。



沖縄県では、出生数に占める第3子以降の割合が高いが、三世代同居率は低く、子供の数に対する小児科の医師数は相対的に少ない。生まれてくる子供たちの生育環境をより良いものに高めること、子供を育てる男性と女性の良好な就労や育児環境づくりが課題であると考えられる。

STEP 3：課題の優先順位と対応策の検討

※ 「対応する〇〇〇の取組」について、この手引では、現時点において、各県市の取組事例や総合戦略に記載されているもののなかから抜粋している。実際には、STEP 2 の分析結果を踏まえ、具体的な施策を関係者間で検討する必要がある。

【課題 1】未婚者も有配偶者も全国に比べて不安定雇用や低所得の層が多く、若い世代の雇用環境の改善、世帯所得の水準の向上が重要。

＜対応する沖縄県の取組＞

ア. 若い世代の雇用環境の改善

- ・従業員のキャリアアップの機会や企業の生産性拡大により正規雇用化を促進する企業の応援事業
- ・雇用支援に関する情報一元化、社会保険労務士による事業主向けの雇用相談

イ. 世帯所得の水準向上

- ・就業に向けた各種訓練や企業面談・就業後のフォローまでを一体的に行う沖縄型総合就業支援拠点（グッジョブセンター）の運営
- ・待機児童の解消と働きやすい職場環境づくりのため事業所内に保育所の整備と運営の支援

【課題 2】全国に比べて結婚している女性の就業状況が不安定であり、女性の能力開発、活躍推進が重要。

＜対応する沖縄県の取組＞

ア. 女性を取り巻く職場環境等の改善

- ・女性の社会参画や地域の活性化に取り組む団体の事業に助成し、フォーラム等により広く県民に啓発
- ・「人材育成企業認証制度」等により、県内企業の人材育成、雇用環境改善を支援
- ・女性の雇用の質向上を図るため、ライフステージに対応した支援及び関連調査の実施
- ・潜在看護師に対して、最新の知識・技術習得により職場復帰を容易にするための臨床実務研修を実施

イ. ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ワーク・ライフ・バランスに係る啓発・普及

【課題3】沖縄には、移住者も多く、またひとり親も比較的多く、多様なライフコース選択の承認が重要。

<対応する沖縄県の取組>

ア. 多様な人材育成

- ・農業や水産業などの地場産業、デジタルコンテンツやソフトウェアなどのリーディング産業を育成し、人材や技術者を確保し研修や支援の実施
- ・大学との連携による産業の創出、グローバルリーダーなどの人材の育成

イ. ひとり親家庭等への支援

- ・沖縄県ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業

分析事例9：札幌市

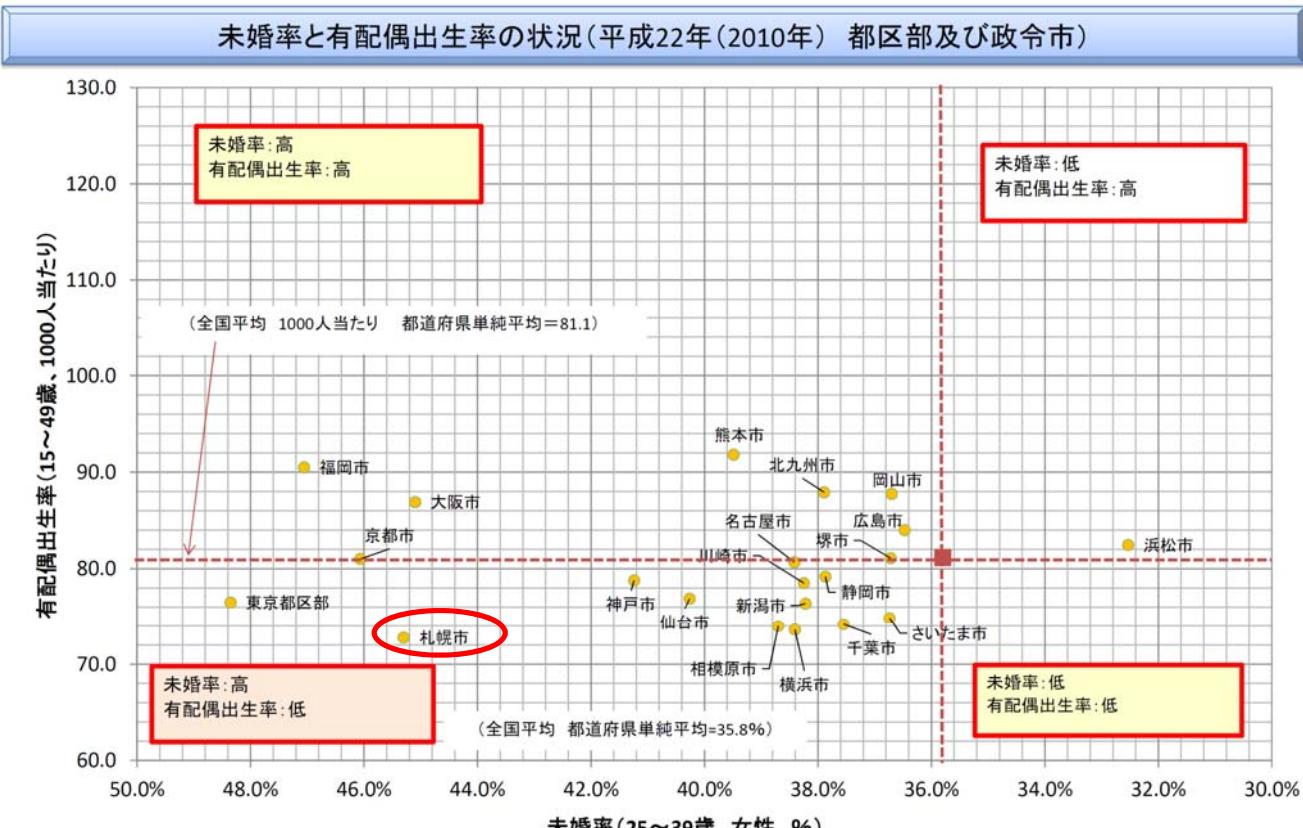
STEP 1：指標から課題の所在を考察する

合計特殊出生率	H20～24 1. 08 (1,712位) (全国1.38)		未婚率 (女性、25～39歳)	H22 45.3% (1,660位) (全国37.7%)
			有配偶出生率 (15～49歳)	H22 72.8/千人(1,134位) (全国79.4/千人)

※順位は1,742市町村中の順位

- ・ 合計特殊出生率は、全国を大きく下回る。全国と比べれば、未婚率が極めて高く、有配偶出生率も低い。結婚・妊娠・出産をとりまく環境に課題があると考えられる。
- ・ また、男性の25～39歳未婚率は52.1%で全国の49.8%を上回っており、全国で低い方から1,209番目となっている。平均初婚年齢(H25)は男性が31.0歳、女性が29.6歳で、全国（男性30.9歳、女性29.3歳）と比べると、男性では概ね同程度の水準で市町村別にみて低い方から1,104番目、女性では全国より高くなっている方から1,298番目となっている。
- ・ 出生順位別合計特殊出生率をみると、第1子0.56、第2子0.38、第3子以降0.14となっており、全国（第1子0.65、第2子0.51、第3子以降0.23）と比べて、いずれも低くなっている。（第1子は全国で1,223位。第2子は1,618位、第3子以降は1,633位となっている。）
- ・ 出生順位ごとの母の平均年齢は、第1子30.7歳、第2子32.7歳、第3子33.6歳となっており、全国（第1子30.4歳、第2子32.3歳、第3子33.4歳）と比べて、全体的に高くなっているがそれほど大きな違いは見られない。
- ・ なお、出生数は、平成22年から26年の5年間に14,739人から14,568人と、171人、1.2%の減少となっている。これは全国の減少幅（マイナス6.3%）より小さいが、極めて低い出生率の水準が続けば、長期的な出生数の減少が進み、将来の高齢化率の上昇の要因になるなど、大きな課題であると考えられる。

図3-9-1 未婚率と有配偶出生率の状況（平成22（2010）年 都区部及び政令市）



資料：総務省統計局「国勢調査」(平成22年)、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」(平成22年)より。

※1 未婚率は、国勢調査による日本人未婚者の日本人人口(配偶関係不詳除く)に対する割合(性別・年齢階級別)と、国勢調査から作成した国籍不詳及び年齢不詳按分後の日本人口(性別・年齢階級別)を用いて作成。

※2 有配偶出生率は、厚生労働省「人口動態統計」(平成22年)「上る出生数(母の年齢別)」の、国勢調査から作成した日本人口(性別・年齢階級別)と、国勢調査から作成した国籍不詳及び年齢不詳按分後の日本人口(性別・年齢階級別)に対する割合(性別・年齢階級別)を用いて作成。

※3 日本人女性有配偶者数は、国勢調査による日本人有配偶者の数の日本人口(配偶関係不詳除く)に対する割合(性別・年齢階級別)と、国勢調査から作成した国籍不詳及び年齢不詳按分後の日本人口(性別・年齢階級別)を用いて作成。

※4 国籍不詳及び年齢不詳按分後の日本人口は、性別・年齢及び年齢不詳別日本人口に、(1+国籍不詳人口)/(日本人口+外国人人口)を乗じて国籍不詳按分後の日本人口を作成(政令市の場合は、性別・年齢5歳階級及び年齢不詳別の外国人人口のデータが公表されており)。性別・年齢5歳階級及び年齢不詳別に乗じる率を作成した後、性別・年齢不詳人口を各年齢に比例按分して作成。

STEP 2：要因を分析する

(1) 結婚への意欲・機会に関する分析

①性比 (H22)

- 30～34 歳の性比(女性人口 100 人当たりの男性人口)は 92.9 で全国の 103.0 を大幅に下回り、女性にとっては、同世代の男性が少ない状況にある。

②人口移動

- 1990 年の 10～14 歳人口と 2010 年の 30～34 歳人口の比をみると、男性では 1.121、女性では 1.258 となっており(全国では男性が 0.975、女性が 0.996)、男女ともに高く、特に女性で高くなっている。北海道内各地から札幌市への転入が多い状況(特に、女性が男性よりも転入が多い状況)を反映しているものと考えられる。
- 平成 26 年の転入超過数は 8,363 人となっており、25～34 歳では転出超過であるが、15～24 歳と 35～49 歳で転入超過となっている。



札幌市では、若い世代において女性の方が男性よりも多くなっている。これは、北海道内各地から札幌市への転入が生じている中で、特に女性が男性よりも転入が多いことが影響しているものと考えられる。このことが結婚の機会等にも影響を及ぼしている可能性も考えられる。

(2) 経済的状況・生活基盤に関する分析

③就業者・完全失業者の割合（H22）

（就業者の状況）

- ・ 30～34歳の未婚者のうち就業者の割合は、男性が79.1%、女性が82.8%で、全国（男性83.5%、女性83.9%）と比べると、男女ともに低くなっている。
- ・ 30～34歳の有配偶者のうち就業者の割合は、男性が96.4%、女性が47.7%で、全国（男性97.5%、女性53.1%）と比べると、男女ともに低くなっている。

（完全失業者の状況）

- ・ 30～34歳の未婚者のうち完全失業者の割合は、男性が14.6%、女性が9.3%となっており、全国（男性11.9%、女性8.1%）と比べると、男女ともに高く、特に男性でかなり高くなっている。
- ・ また、有配偶者の完全失業者の割合は、男性が2.6%、女性が2.5%となっており、全国（男性1.9%、女性1.9%）と比べると、男女ともに高くなっている。
- ・ 未婚者と有配偶者の完全失業者の割合を比べると、男女ともに、未婚者の方がかなり高くなっている。



札幌市では、男女ともに、未婚者においても有配偶者においても、就業者の割合が低く、完全失業者の割合が高い。全体的に、希望しても仕事を得難い状況にあると考えられる。

特に、未婚の男性について、就業割合がかなり低く、完全失業者の割合がかなり高くなっている状況は、未婚率の高さに影響している可能性が考えられる。

また、有配偶の男女において、完全失業者の割合が高い状況は、有配偶出生率の低さに影響している可能性が考えられる。

なお、

・未婚者における完全失業者の割合が有配偶者に比べて高いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

④パート・アルバイト等の割合

(パート・アルバイトの割合（男性、H24))

- ・ 25～39 歳の男性について、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合は 6.3%となっており、全国（6.7%）より低くなっている。

(派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合（H22))

- ・ しかし、30～34 歳の未婚の就業者について、労働者派遣事業所の派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合をみると、男性が 25.3%、女性が 37.2%となっており、全国（男性 17.8%、女性 33.2%）と比べて、男女ともに高い。
- ・ 30～34 歳の有配偶の就業者について、同じ割合をみると、男性が 5.3%、女性が 48.4%となっており、全国（男性 4.4%、女性 47.0%）と比べると、男女ともに高くなっている。



札幌市では、男女ともに、未婚者においては、不安定就労の割合が全国より高くなっています、有配偶者においても同様である。男性の場合、有配偶者に比べて未婚者の方が相対的に不安定就労の割合が高く、結婚への意欲や機会にも影響している可能性が考えられる。

また、女性の場合、そもそも男性に比べて相対的に不安定就労の割合が高いが、有配偶の方が多いことは、結婚や出産によって正規の職員・従業員から外れる傾向を反映している可能性が考えられる。

なお、

- ・ 未婚者における不安定就労の割合が有配偶者に比べて高いこと
 - ・ 女性における不安定就労の割合が男性に比べて高いこと
- は全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

⑤所得（H24）

（所得 200万円未満の割合）

- ・ 30～39歳の未婚者の所得分布をみると、所得200万円未満の割合は、男性が34.0%、女性が41.1%となっており、全国（男性29.7%、女性41.4%）と比べて、男性は高くなっている。女性はほぼ同程度の水準となっている。
- ・ 30～39歳の有配偶者の所得分布をみると、所得が200万円未満の割合は、男性が6.0%、女性が82.8%となっており、全国（男性7.6%、女性75.6%）と比べて、男性は低く、女性は相当程度高くなっている。

（所得 500万円以上の割合）

- ・ 30～39歳の未婚者で所得500万円以上の割合は、男性が9.8%、女性が4.2%となっており、全国（男性10.1%、女性4.8%）と比べると、男女ともに低くなっている。
- ・ 30～39歳の有配偶者で所得500万円以上の割合は、男性が19.6%、女性が0.5%となっており、全国（男性26.2%、女性2.3%）に比べて、男女ともに相当程度低くなっている。



札幌市では、男性については、未婚者で低所得の割合が高いのに対し、有配偶者で低所得の割合は低いが高所得の割合も低くなっている。
女性については、未婚者で低所得の割合は全国とほぼ同程度の水準となっている。

なお、

- ・ 未婚男性の所得が有配偶男性と比べて低いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

(3) 仕事と家庭の両立の困難さに関する分析

⑥週 60 時間以上働く雇用者の割合 (H24)

- ・ 週 60 時間以上働く雇用者の割合は 12.5% となっており、全国 (9.6%) よりかなり高くなっている。

⑦1 日当たりの通勤等の時間 (H23)

- ・ 札幌市を中心とした札幌大都市圏でみると、1 日当たりの通勤等の時間（平日における通勤者でみた時間）は 67 分となっており、全国 (75 分) より短くなっている。

⑧女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差 (H24)

- ・ 25~44 歳の女性について、女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差をみると、マイナス 24.9% となっており、全国 (マイナス 17.6%) よりかなり大きくなっている。



札幌市では、長時間労働の割合が高く、ワーク・ライフ・バランスが確保しにくい環境にある可能性が考えられる。

また、結婚・出産に際して、女性が離職するケースが多いことが考えられる。

⑨夫妻の家事・育児時間（H23）

- ・ 札幌市を中心とした札幌大都市圏でみると、6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯で、夫妻ともに働いている場合、平日の家事時間は夫が3分/日、妻が174分/日となっており、全国（夫11分/日、妻180分/日）と比べて、夫がかなり短く、妻は短くなっている。また、夫の家事時間は、妻の家事時間に比べて極めて短い状況にある。
- ・ 平日の育児時間については、夫が2分/日、妻が119分/日となっており、全国（夫28分/日、妻153分/日）と比べると、夫がかなり短く、妻も短くなっている。
- ・ 平日の通勤時間と就業時間の合計については、夫が644分/日、妻が256分/日となっている。全国（夫636分、妻291分）と比べると、夫が多少長く、妻が短くなっている。
- ・ また、これに家事時間と育児時間を加えると、夫が649分/日、妻が549分/日となっている。全国（夫675分、妻624分）と比べると、夫婦ともに短くなっている。
- ・ 札幌市では、共働きであっても、主に妻が家事・育児を担う形となっている。



札幌市を中心とする札幌大都市圏では、共働きであっても、主に妻が家事・育児を担う形となっている。

また、夫の通勤時間と就業時間の合計が全国平均を上回っているなど、男性のワーク・ライフ・バランスに課題があるものと考えられる。

こうした状況が、結婚を躊躇させる要因となっている可能性が考えられる。

なお、

・ 夫の家事・育児時間が妻に比べて極めて短いこと
は全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

⑩保育所（H26）

- ・ 0～5歳人口に対する保育所定員数の比は27.0%（平成26年の保育所定員数と平成22年の国勢調査の人口による。札幌市による平成26年10月の住民基本台帳の人口を用いた数値では25.8%）であり、全国の37.3%を下回る。また、保育所定員数22,587人に対し、入所者数は23,378人となっており、待機児童数は323人となっている。



札幌市では、保育サービス量が少なく、潜在的なニーズも勘案して、保育ニーズに基づく適切な保育の受け皿を整備する必要があると考えられる。

(4) 育児負担に関する分析

⑪出生数に占める第3子以降の割合（H25）

- ・ 出生数に占める第3子以降の割合は13.3%で全国の16.4%より低くなっている。

⑫世帯構造（H22）

- ・ 全世帯でみた三世代同居率は2.4%と、全国の7.1%をかなり下回っている。
- ・ さらに、18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち三世代世帯の割合は6.9%と、全国の18.7%をかなり下回っている。
- ・ 18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち母子世帯と父子世帯を合わせた割合は10.0%と、全国の6.5%をかなり上回っている。

⑬医師数（H22）

- ・ 二次医療圏別医師数でみた、札幌の25～39歳女性千人当たりの産婦人科と産科の医師数（複数従事する診療科も含む）は0.81人となっており、全国の0.88人を下回っている。0～4歳人口千人当たりの小児科医師数（複数従事する診療科も含む）は4.82人であり、全国の5.72人を下回っている。

⑭ボランティア活動（H23）

- ・ 札幌市を中心とした札幌大都市圏において、子供を対象としたボランティア活動の行動者率をみると、全体では6.5%と、全国（8.2%）より低い。65歳以上では4.2%と、全国（3.6%）より高い。



札幌市では、出生に占める第3子以降の出生は全国平均より低い。三世代同居率は全国より低く、祖父母世代の子育てのサポートを受けにくい状況にある可能性も考えられる。ただし、同居していないくとも、近居している可能性には留意が必要である。子供を対象としたボランティア活動の行動者率は低い。また、母子世帯や父子世帯の割合は高く、ひとり親になつても安心して子育てができる就労環境の整備などに留意が必要と考えられる。

STEP 3：課題に応じた対応策を検討する

※ 「対応する〇〇〇の取組」について、この手引では、現時点において、各県市の取組事例や総合戦略に記載されているもののなかから抜粋している。
実際には、STEP 2 の分析結果を踏まえ、具体的な施策を関係者間で検討する必要がある。

【課題 1】若年男性の就業率が全国に比べて低いことから、特に男性を中心とした若い世代の就業支援、所得確保が重要。

＜対応する札幌市の取組＞

ア. 企業誘致の展開

- ・周辺市町村と連携して、本社機能移転を始めとする企業立地に助成

イ. 安定雇用の促進

- ・正社員就職や定着に向けたきめ細かい支援
- ・企業の人材採用力や人材育成力の強化を支援
- ・市内全区で就業相談・職業紹介を実施するとともに、合同企業説明会を開催
- ・市内に就職を希望する学生に対して魅力ある市内企業の情報を効果的に発信

【課題 2】結婚して退職する女性が比較的多いことから、継続就業を促進するためのワーク・ライフ・バランスの推進が重要。

＜対応する札幌市の取組＞

ア. ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・育休代替職員雇用への助成など、企業に対する支援を充実
- ・未来を担う若者たちが、仕事と暮らしの調和したライフプランを実現できるよう、様々な情報発信を実施

【課題 3】道内各地から若年層が転入しており、親族によるサポートが受けられない環境に対応するため、総合的な子育て支援が重要。

＜対応する札幌市の取組＞

ア. 子育て支援の充実

- ・認可保育所・認定こども園の整備や小規模保育事業等の追加整備を行い、保育ニーズの高い低年齢児をはじめとした保育定員を拡大
- ・区保育・子育て支援センター（ちあふる）の全区設置を進める

- ・様々な保育ニーズに対応するため、一時預かりを実施する幼稚園等や病気回復期の児童を一時的に保育する施設を拡大
- ・都心部に常設の子育てサロンを設置
- ・子育て支援総合センター等を拠点として、関係機関とのネットワークづくり
- ・子どもの預かりの支援を受けたい人とそれを援助したい人の会員組織を運営

4. 地域における施策の取組事例集

- ここでは、地域少子化対策検証プロジェクトで紹介された事例、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）先駆的事業分（タイプI）で特徴的な取組事例として紹介されている事例等から、主に、働き方改革に関係すると考えられる事例を掲げている。

【企業・働き方関係】

■福井県 「企業子宝率」を活用した「子育てモデル企業」の認定 (ポイント)

- 「企業の合計特殊子宝率（愛称：企業子宝率）」^(※)を調査し、企業子宝率、子育て支援の取組が評価できる企業を「子育てモデル企業」として認定。
※考案者：渥美由喜氏
- 「子育てモデル企業」には、①認定マークの使用、②福井県の入札参加資格における加点、県融資制度における優遇、③従業員向けに県文化施設無料入場券贈呈、④「子育てモデル企業」として県が広く県内外に広報、の支援を実施。

(資料等)

- 「働き甲斐」、「働きやすさ」が見えてくる 企業子宝率サイト
これまでの企業子宝率調査結果や子育てモデル企業の取組を詳しく掲載。
<http://kodakara.pref.fukui.lg.jp>
- 地域少子化対策検証プロジェクト（第1回）資料8 など
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/chiiki-shoshika/h27-09-30-siryou8.pdf>

福井県提供資料（抜粋）

福井県の特色ある施策

「企業子宝率」を導入し、子育て応援企業を拡大

○県内企業を対象に「企業子宝率」を調査（H23年度～）

- 「企業子宝率」（渥美由喜氏考案）

従業員が当該企業の在職中にもつことが見込まれる子どもの数を算定

合計特殊出生率：調査対象 15～49歳の女性

企業子宝率：調査対象 15～59歳の従業員（男女）



○平成26年度調査結果

	平均	最高値	
企業子宝率	1.37	2.58	2.0以上 45社／951社

○企業子宝率調査の結果から、数値、子育て支援の取組みが評価できる企業を「子育てモデル企業」として認定、その取組みを広く情報発信し、子育て環境を改善する企業を普及。

	23年度	24年度	25年度	26年度
子育てモデル企業認定数	7社	8社	5社	14社

○企業子宝率は、「働きやすい職場環境」を見分ける指標として有効

○調査を実施する自治体が増えている。（静岡県、山梨県、三重県、鳥取県、佐賀県、大津市）

■江戸川区 ワーク・ライフ・バランス推進企業への支援

(ポイント)

- ・ 推進企業の表彰（江戸川区産業賞）、設備資金融資（事業所内保育施設の設置や妊婦用休憩室の整備等）、運転資金融資、中小企業相談室での各種相談、事業所内保育施設への整備補助等を実施。

(資料等)

- ・ 地域少子化対策検証プロジェクト（第2回）資料3 など

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/chiiki-shoshika/h27-10-22-siryou3.pdf>

江戸川区提供資料（抜粋）

ワーク・ライフ・バランス 推進企業への支援策

推進企業の表彰【江戸川区産業賞】

平成23～26年度の間に、5企業を表彰

設備資金融資（区あっせん融資利子優遇 限度額：8,000万円）

事業所内保育施設の設置や妊婦用休憩室の整備等

運転資金融資（区あっせん融資利子優遇 限度額：1,000万円）

中小企業相談室での各種相談

労務管理や社会保険に関する相談等

事業所内保育施設への整備補助（限度額：3,000万円）

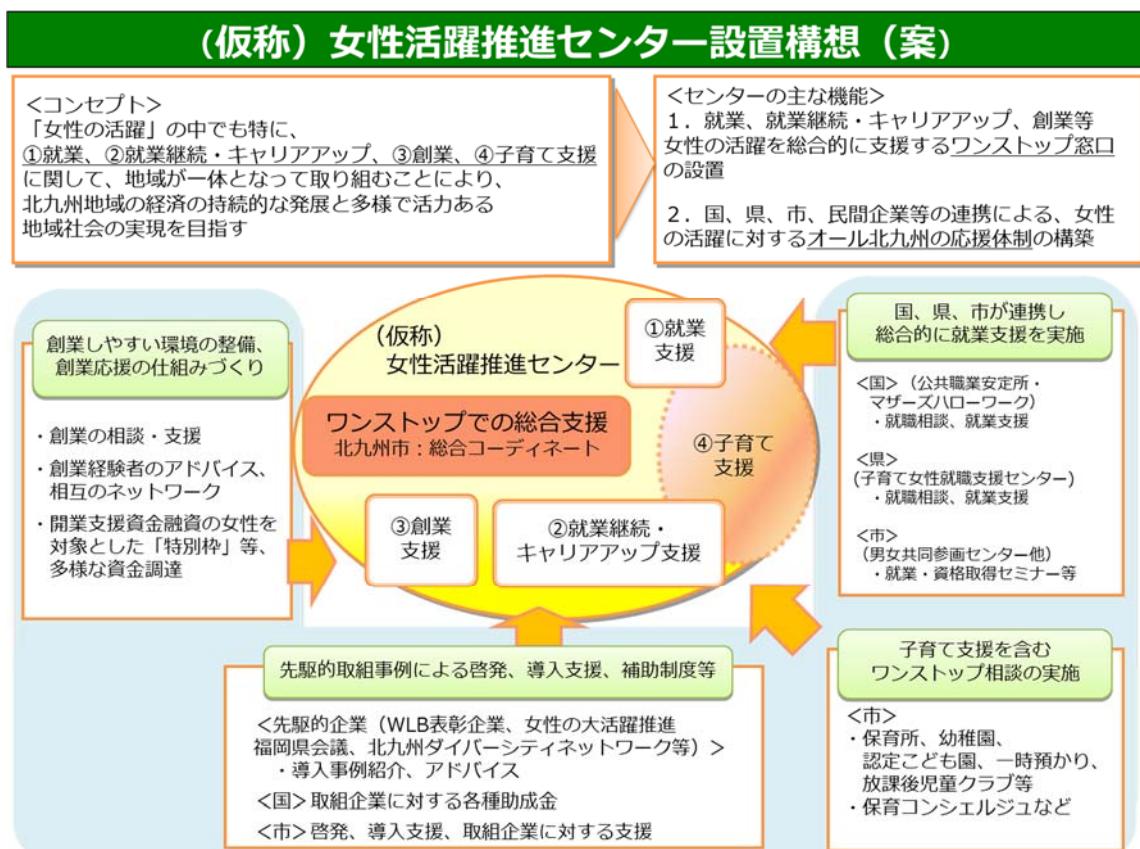
従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する場合が対象

■北九州市（仮称）女性活躍推進センターの設置（H28.5開設予定）

（ポイント）

- ・ 女性の職業生活における活躍を地域が一体となって推進することにより、北九州地域への女性の定着と活力ある地域社会の実現を目指す。
- ・ 職業生活における女性活躍の拠点として、国、県、市の3者が緊密に連携し、女性の就業相談や職業紹介、キャリアアップ、子育てとの両立、創業などについてワンストップで総合的な支援を行うとともに、利用者ニーズに沿ったサービスの提供を行う。

北九州市提供資料



■新宿区 ワーク・ライフ・バランスの推進

(ポイント)

- 「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」を実施。認定企業は、中小企業向け融資の斡旋を受けられる「ワーク・ライフ・バランス企業応援資金」、及び契約制度における優遇措置の対象になるなどのメリット。
- 申請があった場合、区が委託しているコンサルタントのヒアリングを受け、さらに希望する場合、コンサルタントの派遣により各種のアドバイスを受けることが可能。

(資料等)

- 新宿区のサイト
<https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/index08.html>
- 新宿区ワーク・ライフ・バランス推進応援サイト など
<http://www.shinjuku-wlb.com/>

新宿区パンフレット（抜粋）



■湯沢市 「ゆざわ発新しい働き方」推進（クラウドソーシング導入・在宅ワーク推進）事業

(ポイント)

- 育児や介護等でフルタイム勤務が困難な女性や、冬期に所得が低下する農業従事者等の新たな就労機会の創出、市内の中小企業が抱える商品開発等の事業力強化や専門的スキルをもつ人材の活用を可能とするため、ＩＣＴを活用したクラウドソーシング（在宅ワーク）の導入環境を整備する。

(資料等)

- 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）先駆的事業分（タイプI）で特徴的な取組事例 など

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/pdf/h27-12-11-uwanose-type1.pdf>

湯沢市提供資料

クラウドソーシングは、インターネットを活用することで、世界中の企業と個人が直接つながり、仕事の受発注を行うことができるサービスです。



■天理市 2つの拠点による「働き方改革」、ＩＣＴによる雇用創出・人材誘致プロジェクト

(ポイント)

- ・京阪神都市部への通勤アクセスが悪いという課題を逆手にとり、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークについて、天理市の中心である天理駅周辺と高原地域の遊休施設の2カ所において拠点整備とテレワーク導入企業へのモデル化支援を行う。

(資料等)

- ・地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）先駆的事業分（タイプI）で特徴的な取組事例 など

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/pdf/h27-12-11-awanose-type1.pdf>

天理市提供資料

幅広く市民の就労を支援する体制づくり



働く場を見つけられる	働く場を創る
<p>【天理市しごとセンターの設置】</p> <p>市役所地下1階</p> <ul style="list-style-type: none">・ハローワークと一体となった就労支援・市内事業所の求人情報を一元化し市民の就労ニーズとのマッチング促進・若者や女性、生活困難者に新たな就労機会を創出	<p>【企業誘致の強化】</p> <ul style="list-style-type: none">・積極的に企業を呼び込み、地域経済活性化と雇用創出を促進 <p>【起業・創業支援の強化】</p> <ul style="list-style-type: none">・市役所内にワンストップ窓口を設け、市民の起業・創業をサポート
多様で柔軟な働き方の実現	
<p>【テレワークセンターの設置】</p> <ul style="list-style-type: none">・天理駅周辺の空き店舗及び幼稚園の旧園舎を活用したテレワークセンター・ICT(情報通信技術)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方により ワークライフバランスの実現・新たな雇用を創出 <p>天理駅周辺拠点</p> <ul style="list-style-type: none">・企業・事業所を中心としたテレワーク <p>政策間連携</p> <p>福住高原拠点</p> <ul style="list-style-type: none">・福祉・子育て世代を中心としたテレワーク	

【子育て支援等関係】

■和光市 わこう版ネウボラ

- ・ 妊娠・出産から子育てにわたる切れ目のない相談支援を、母子保健と一体的に実施。

(資料等)

- ・ 「子育て世代包括支援センター」と利用者支援事業等の関係等について
(平成27年9月 厚生労働省雇用均等・児童家庭局)

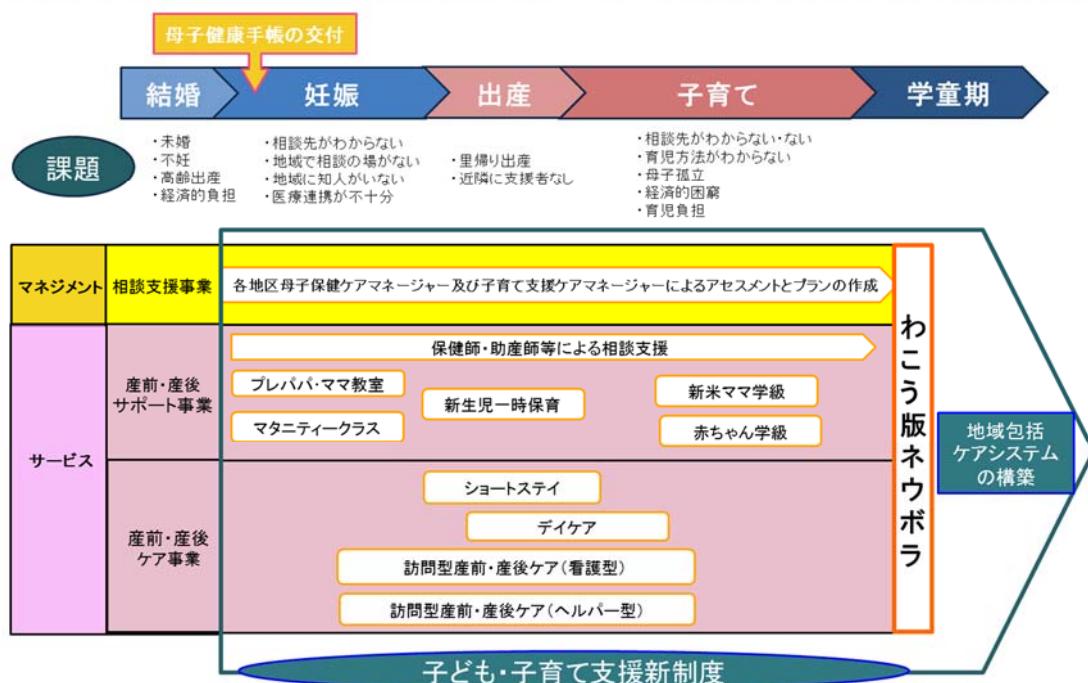
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/pdf/s41-2.pdf>

- ・ 地域少子化対策検証プロジェクト(第1回) 資料8 など

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/chiiki-shoshika/h27-09-30-siryou8.pdf>

和光市提供資料

「妊娠期からの切れ目のない支援～わこう版ネウボラ」の基本構想



■浦安市 妊娠期からの切れ目のない支援の取組

(ポイント)

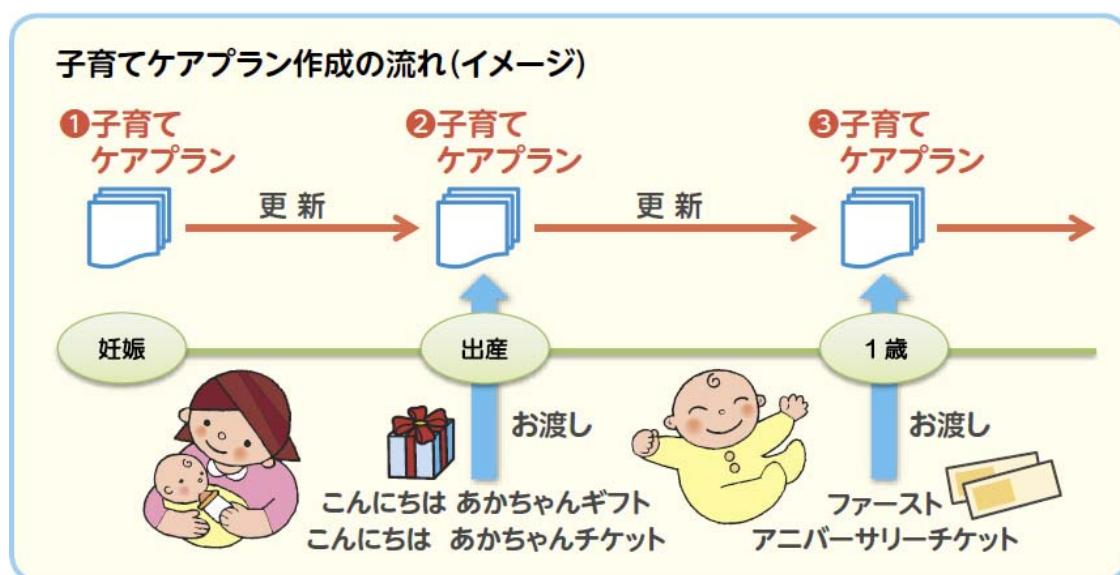
- ・ 妊娠・出産から子育てにわたる切れ目のない支援を実施。産前産後サポート、産後ケア、母子保健など、ワンストップで対応など。

(資料等)

- ・ 地域少子化対策検証プロジェクト（第2回）資料6 など

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/chiiki-shoshika/h27-10-22-siryou6.pdf>

浦安市提供資料



■名張市 妊娠期からの切れ目のない支援の取組

(ポイント)

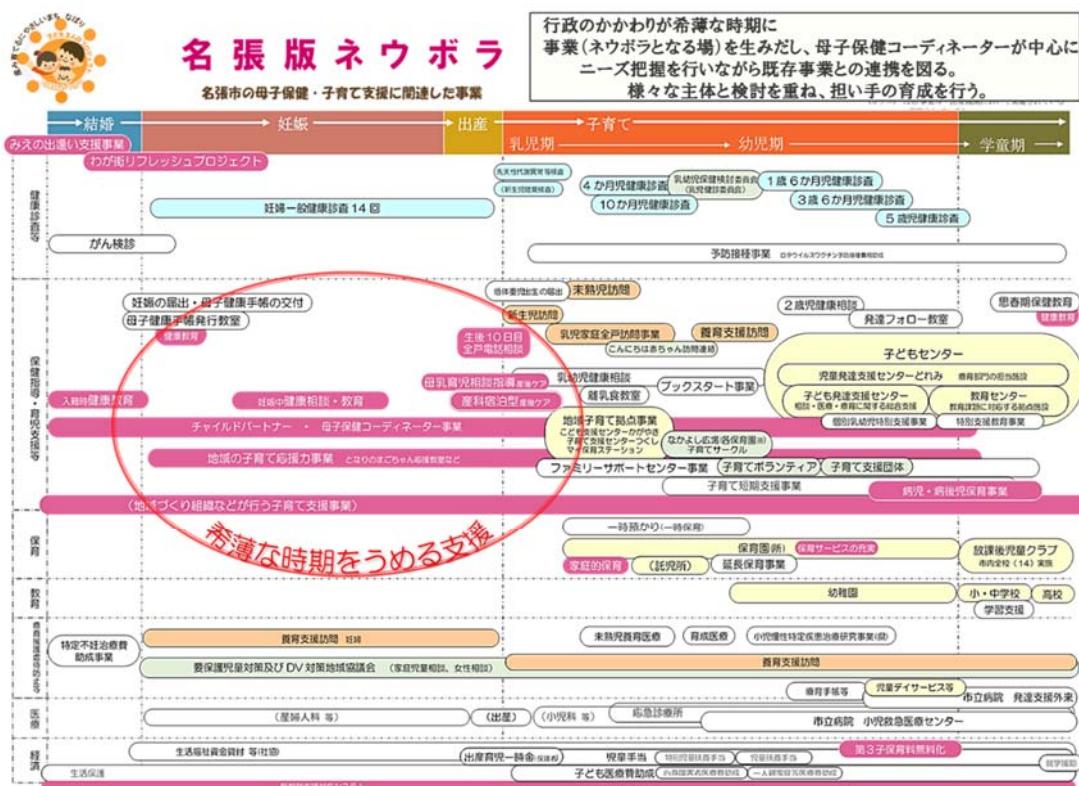
- ・ 妊娠・出産から子育てにわたる切れ目のない支援を実施。産前産後サポート、産後ケア、母子保健など、ワンストップで対応など。

(資料等)

- #### ・ 地域少子化対策検証プロジェクト（第2回）資料6 など

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/chijiki-shoshika/h27-10-22-siryou6.pdf>

名張市提供資料（抜粋）



■北九州市 地域・区・市単位からなる子育て支援ネットワーク

(ポイント)

- ・ 地域単位（小学校区：身近な相談・地域活動（市民センターにおけるなんでも相談等）、区単位（総合相談・支援（子ども・家庭相談コーナー等））、市単位（専門・技術的支援（子ども総合センター等））の三層構造により、連携するシステムを活用・実施。

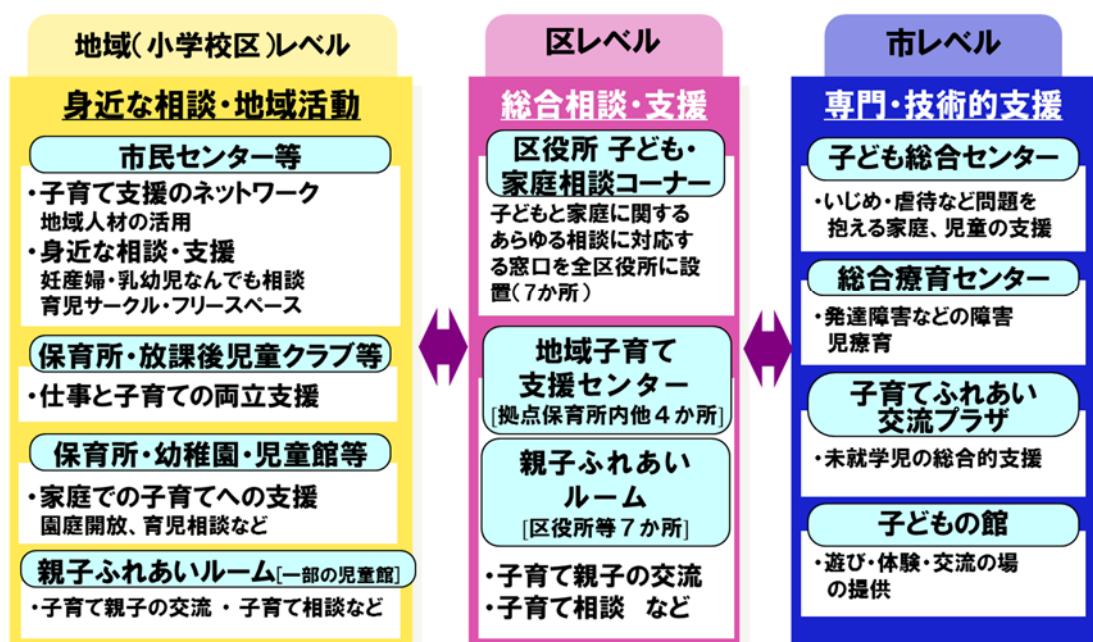
(資料等)

- ・ 地域少子化対策検証プロジェクト（第2回）資料2 など

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/chiiki-shoshika/h27-10-22-siryou2.pdf>

北九州市提供資料

地域・区・市の各レベルからなる子育て支援のネットワーク



■福井県 新ふくい3人っ子応援プロジェクト

(ポイント)

- 3人目以降の子どもについて、小学校入学前までの保育料、保育所等での一時預かりサービスの利用料、病児保育の利用料を無料化。

(資料等)

- 地域少子化対策検証プロジェクト（第3回）資料2 など

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/chiiki-shoshika/h27-11-24-siryou2.pdf>

福井県提供資料（抜粋）

福井県の特色ある施策

3人っ子世帯へ保育料等を無料化		いち早く第3子に着目！全国の先駆けとなった多子世帯支援策！							
新ふくい3人っ子応援プロジェクト (H18年度～、H27年度拡充)									
○18歳未満の子どもが3人以上いる世帯について第3子以降3歳未満児の保育所の保育料、一時預かり・病児保育の利用料を無料。 (H18年度～)									
○平成27年度から無料化の対象年齢を就学前まで拡大し、第3子以降にかかる就学前までの保育・教育費用を無料化。									
<p>The diagram illustrates the expansion of the 3-child support project. It shows a timeline from birth to 18 years old. The first two columns (0-2 years and 3-5 years) are labeled 'これまでの3人っ子応援プロジェクト' (Previous 3-child support project). The third column (3-5 years) is labeled '対象拡大' (Expansion of target). The fourth column (6-15 years) is labeled '小学生、中学生 <義務教育>' (Elementary and middle school students <compulsory education>). The fifth column (15-18 years) is labeled '高校生 <所得制限あり>' (High school students <with income limit>).</p>									
所得制限を設げず、0歳から就学前まで無料化を実施									
(単位:千円)									
対象事業	運営費補助	利用料		3人っ子応援P	これまでの制度による所要額(H27)	対象拡大による追加所要額 (3人っ子分)	平成27年度予算額 (3人っ子分)		
		第1、2子	第3子以降						
すぐすぐ保育支援事業	国1/2 県1/4 市町1/4	第2子の保育料1/2 保育所:3人同時入所の場合 幼稚園:小学校3年生までの兄弟がいる場合 第3子以降の保育料無料	無料化	211,544	344,144	555,688			
すみずみ子育てサポート事業	県1/2 市町1/2	小学校3年生以下の児童 1時間 350円	無料化	28,508	6,043	34,551			
一次預かり事業	国1/2 県1/2	保育所入所の対象とならない就学前児童 1日 2,000円	無料化	5,800	684	6,484			
病児デイケア促進事業	国1/3 県1/3 市町1/3	小学校3年生以下の児童 1日 2,000円	無料化	1,811	50	1,861			
計				247,663	350,921	598,584			

■福井県 ふくいの子宝応援給付金

(ポイント)

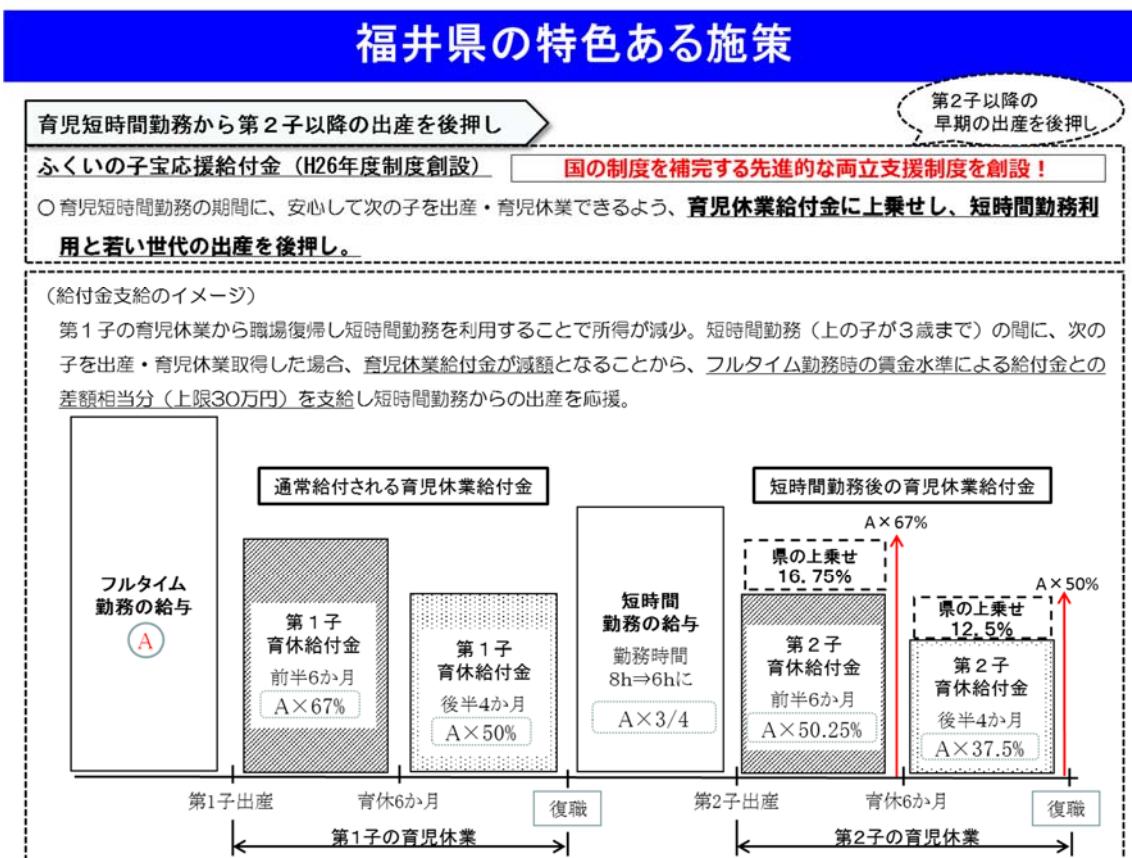
- 育児短時間勤務の期間に、安心して次の子を出産・育児休業できるよう、育児休業給付金に上乗せして給付金を支給し、短時間勤務利用と若い世代の出産を後押し。

(資料等)

- 地域少子化対策検証プロジェクト（第3回）資料2 など

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/chiiki-shoshika/h27-11-24-siryou2.pdf>

福井県提供資料（抜粋）



■福井県 病気になった子どもの送迎サービス

(ポイント)

- ・ 小学校や保育園等で子どもが病気になった際などに、病院等へ送迎する民間サービスの導入など、仕事と子育ての両立環境を充実する。

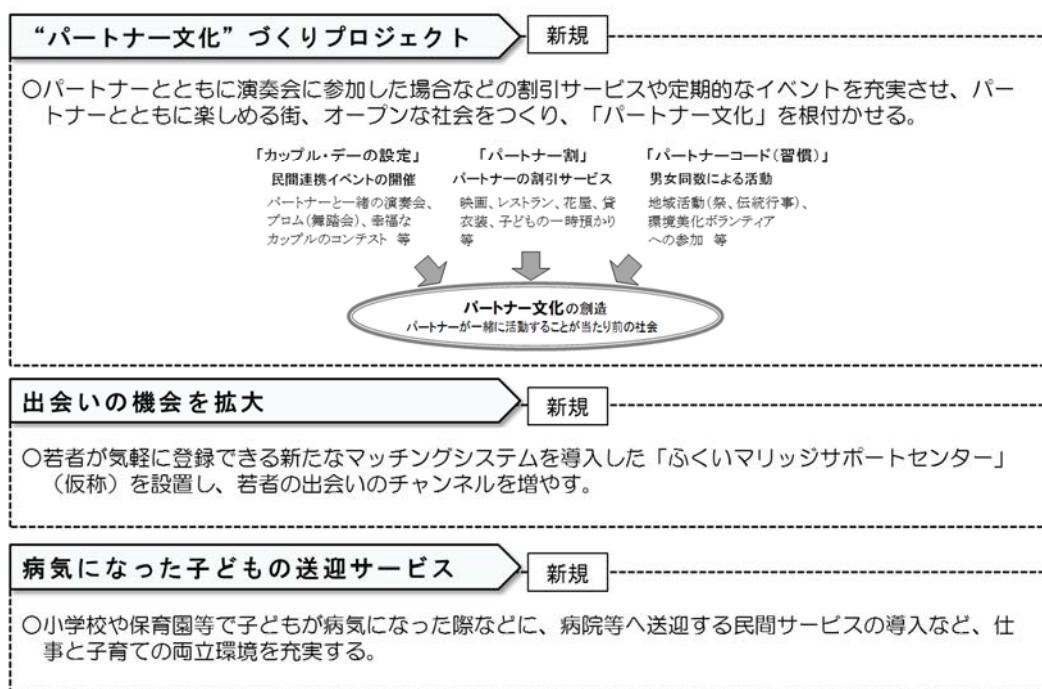
(資料等)

- ・ 地域少子化対策検証プロジェクト（第3回）資料2 など

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/chiiki-shoshika/h27-11-24-siryou2.pdf>

福井県提供資料（抜粋）

今後の展開(新規事業)



■流山市 送迎保育ステーション

(ポイント)

- 居住地と保育園が離れている、親の迎えが閉園時間に間に合わない等の状況を解消するため、駅近くに「送迎保育ステーション」を設置し、親が送迎保育ステーションに登園、降園し、送迎保育ステーションが安全なバスで保育園に子どもを送り迎えする仕組み。

(資料等)

- 流山市の子育てサイト など

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/19/160/000887.html>

流山市委託運営事業者ホームページより

送迎保育ステーションとは



「送迎保育ステーション」とは、各送迎保育ステーションと市内の指定保育所（園）を安心・安全のバスで結び、登園・降園することができるシステムです。

登園

朝、預けられたお子様を市内すべての保育園に登園バスで送ります。

降園

夕方に、市内すべての保育園からバスで戻ってきたお子様を、保護者の皆様のさまが迎えに来るまでお預かりします。

設置者：流山市

委託運営：社会福祉法人高砂福社会

【ひとり親世帯支援】

■浜田市 シングルペアレント受け入れ事業 (ポイント)

- 市内に移住して介護サービスに従事しようとする介護職未経験のシングルペアレントに対し、受け入れ事業所等の見学ツアーの実施、住宅の紹介、介護サービス事業所における研修費用の助成、子どもの養育費や住宅費への助成、自家用車の提供など包括的な支援を実施し、人口減少と少子化に歯止めをかけ、介護サービス人材の確保を図る。

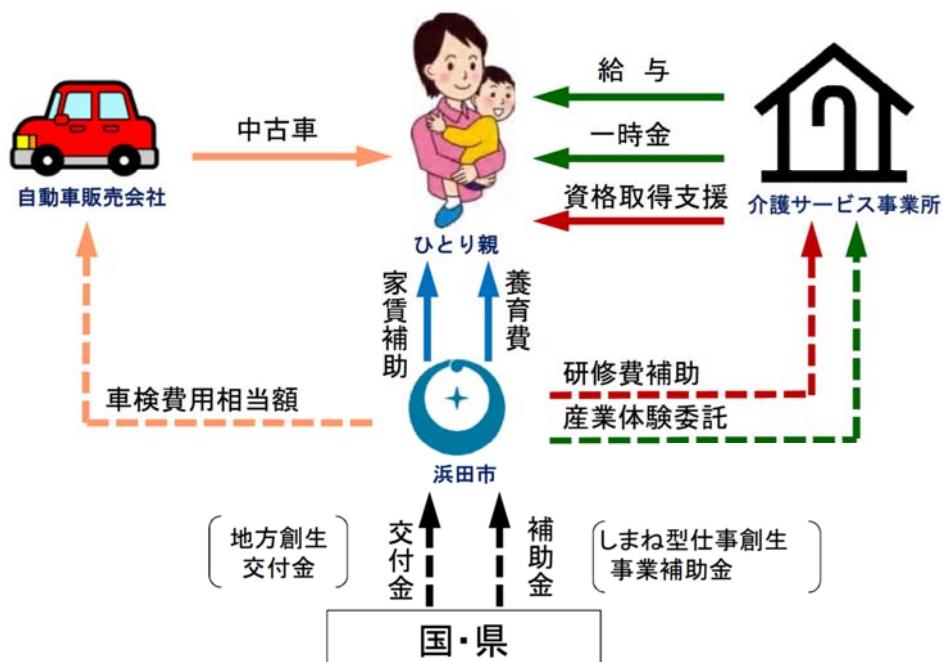
(資料等)

- 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）先駆的事業分（タイプI）で特徴的な取組事例 など

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/pdf/h27-12-11-awanose-type1.pdf>

浜田市提供資料

事業の流れ



■玉城町 保健分野の人材確保に向けたひとり親移住・就業支援事業

(ポイント)

- 人口減少の歯止めと町民の健康長寿の延伸という双方の課題を解決するため、看護師資格を持つ都市部在住のひとり親の移住に向けたPRイベントや週末を利用して実際に玉城町を訪れるPRツアーを実施。
- 移住後の就労先、就労形態や保健師資格取得に係る支援のあり方などについて検討を行い、事業モデルを確立。

(資料等)

- 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）先駆的事業分（タイプI）で特徴的な取組事例 など

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/pdf/h27-12-11-awanose-type1.pdf>

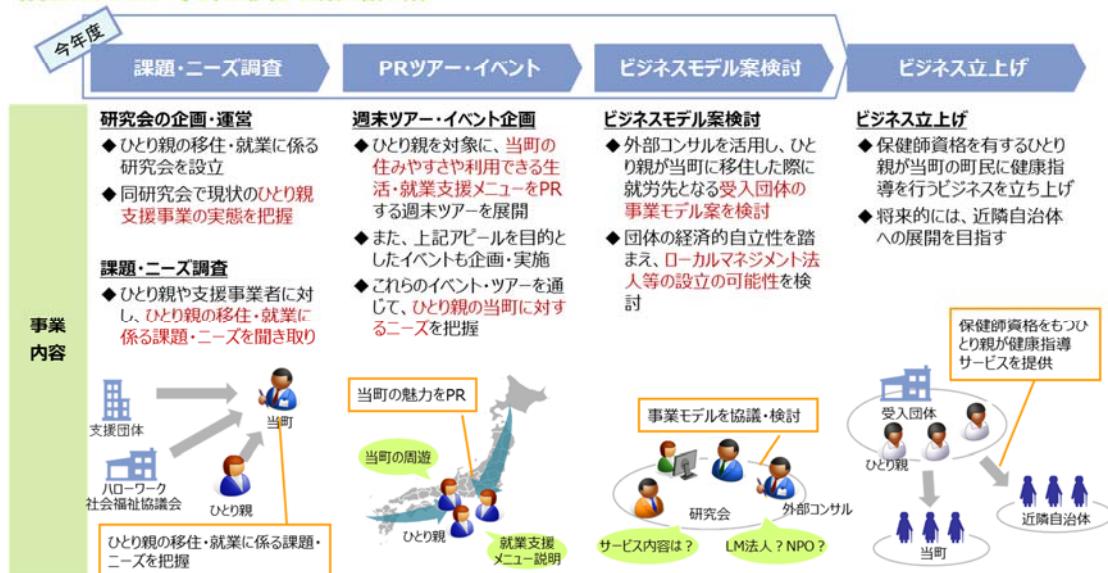
玉城町提供資料

【保健分野の人材確保に向けたひとり親移住・就業支援事業】

保健師資格を持つひとり親の定住を促進し、ひとり親支援と町民の健康寿命延伸の両立を目指します

「ひとり親が住みやすいまちづくり」と「町民の健康寿命延伸」の両立を目指し、保健師資格を持つひとり親の移住・定住促進PRツアー・イベントを通じて、当町への移住・定住を促す一方で、ひとり親の就業の受け皿となる団体のビジネスモデル案を検討します。

保健師資格を持つひとり親移住・就業支援事業



【結婚・出会いの場等関係】

■茨城県 「いばらき出会い系サポートセンター」をはじめとした結婚支援 (ポイント)

- ・ 県と(社)茨城県労働者福祉協議会が共同で「いばらき出会い系サポートセンター」を設立し、会員制によるパートナー探しのお手伝いや、独身者の婚活スキル向上のための取組を実施。
- ・ 若者の出会いの相談や仲介などをボランティアで行う「マリッジサポート」を委嘱し、お見合いのお世話や各地域における婚活パーティーを開催。
- ・ 非営利で結婚支援に取り組む団体で「いばらき出会い系応援団体」を構成し、団体同士の連携を強化。

(資料等)

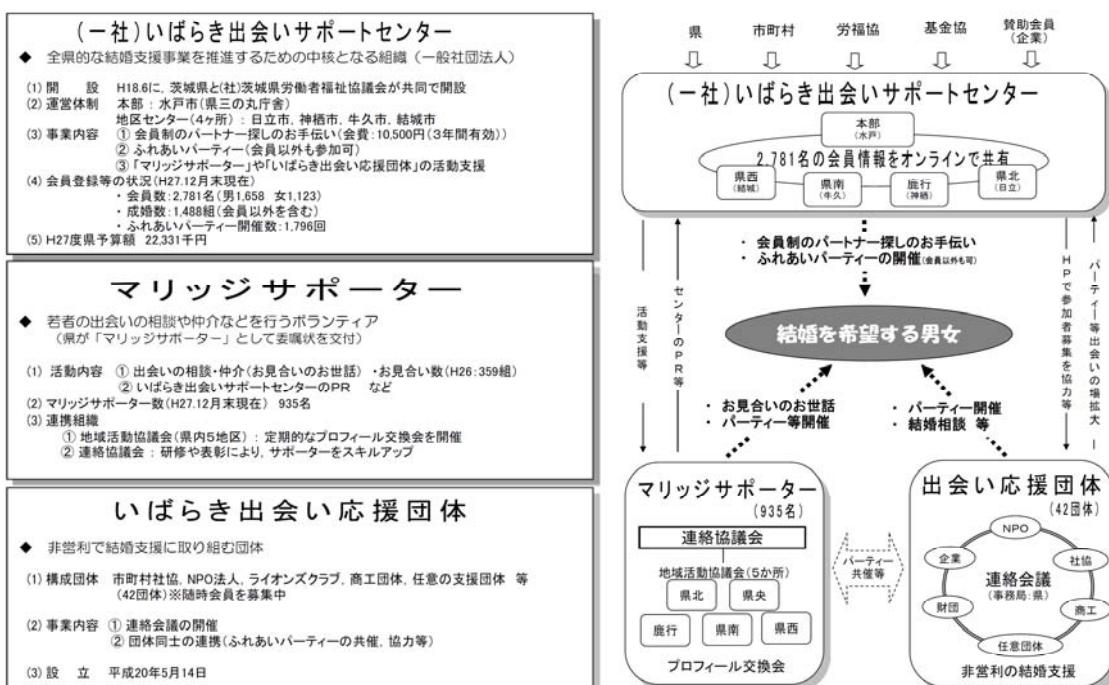
- ・ 地域少子化対策検証プロジェクト(第1回) 資料8 など

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/chiiki-shoshika/h27-09-30-siryou8.pdf>

茨城県提供資料

茨城県の結婚支援事業について

★ 茨城県では、H13年より全国に先駆けて「男女の出会いの場の提供」などの結婚対策をエンゼルプラン(県の少子化対策総合計画)に位置付け推進している。



■福井県 迷惑ありがた縁結び活動の推進

(ポイント)

- ・ 県婦人福祉協議会の結婚相談員（約180人）が県内12地区28カ所で定例の結婚相談を行うほか、相手の紹介やお見合いの設定など仲人役として活動。
- ・ 地域の縁結びさん（ブライダル行や理美容業など縁結び活動を行う方）、職場の縁結びさん（婚活イベントの参加声掛け、社内外での交流会の実施などを行う方）を配置し、縁結び活動を活発化。

(資料等)

- ・ 地域少子化対策検証プロジェクト（第3回）資料2 など

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/chiiki-shoshika/h27-11-24-siryou2.pdf>

福井県提供資料（抜粋）

福井県の特色ある施策

迷惑ありがた縁結び活動の推進

結婚相談員（昭和39年の開設以来、50年以上続く婚活支援）

○県婦人福祉協議会の結婚相談員（約180人）が県内12地区28カ所で定例の結婚相談を行うほか、相手の紹介やお見合いの設定など仲人役として活動

迷惑ありがた縁結び活動を「職場」にも拡大！

地域の縁結びさん（H22年度～）

○ブライダル業や理美容業など縁結び活動を行う人を地域の縁結びさんとして登録（約130人）。結婚のアドバイスや相手の紹介などを実施。情報交換によりマッチングを図ることで縁結び活動を活発化

◆これまでの成婚実績

（単位：組）

		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
結婚相談員	お見合い数	1,038	842	918	925	896
	成婚数	64	64	58	40	51
縁結びさん	お見合い数	55	104	275	350	874
	成婚数	5	1	13	35	49



職場の縁結びさん（H27年度～）

○結婚を応援する企業・団体を「ふくい結婚応援企業」として登録し、「職場の縁結びさん」の設置を推進

（「ふくい結婚応援企業」（H27年12月末現在80社）の活動例）

社内に「職場の縁結びさん」を配置、結婚に関するチラシ等の掲示、顧客への婚活イベント情報提供 など

（「職場の縁結びさん」の役割）

独身従業員を対象に、婚活イベント情報の提供、企業間交流会の開催、見合い相手の紹介 など

○結婚応援企業への登録を働き掛ける「職場の縁結び普及員」を5名委嘱

■愛媛県 えひめ結婚支援センター

(ポイント)

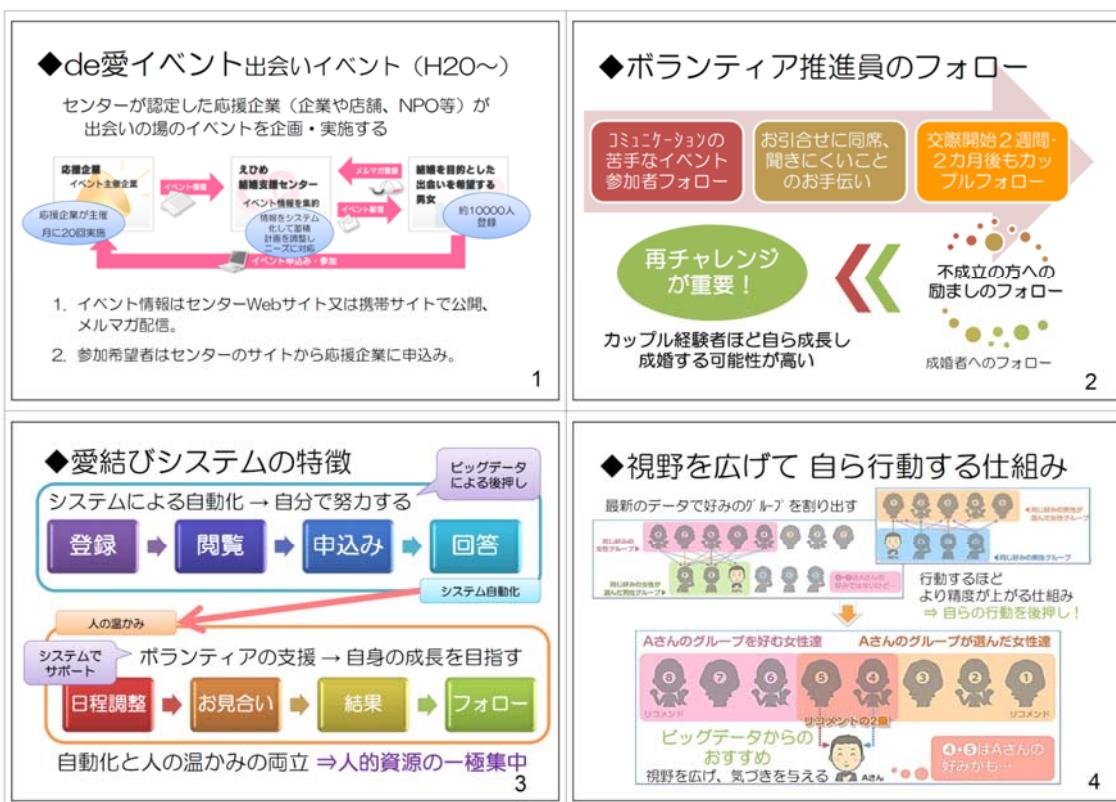
- ・ 愛媛県が一般社団法人愛媛県法人会連合会に委託して運営。団体の組織力を活用した事業展開を行う。
- ・ 出会いの場の提供(応援企業によるイベント実施)、個別の引き合わせ(愛結び会員の登録や閲覧)、地域活性化への貢献(地域イベント開催支援等)などの事業を実施。
- ・ ビッグデータを分析・活用した新システムと無償ボランティア(イベント・お見合い時の引合せや交際フォローを行う方)約200人によるきめ細やかなフォローフォローにより結婚を支援。

(資料等)

- ・ えひめ結婚支援センターのサイト など

<http://www.msc-ehime.jp/>

愛媛県提供資料



【その他関係】

■京都府 地域特性を踏まえた少子化の要因、必要な施策の分析 (ポイント)

- ・ 京都府少子化要因実態調査を実施し、府内の市区町村ごとに結婚・出産・社会移動の状況等を分析。地域ごとの課題について、地域の特徴と資源を活かした施策の必要性を検討。

(資料等)

- ・ 京都府少子化要因実態調査
<http://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/144/youinchousa.html>
- ・ 地域少子化対策検証プロジェクト（第1回）資料9 など
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/chiiki-shoshika/h27-09-30-siryou9.pdf>

京都府提供資料

京都府少子化要因実態調査

●社会指標のデータ解析と府民等の意識調査により府内各地域の少子化要因を分析

1 データ解析について

- ・ 少子化の要因に関係する社会指標から、「未婚化・少産化」等についての分析
- ・ 府内市区町村における合計特殊出生率と社会指標の関係について分析

2 意識調査について

①府独自の調査票を用い、3種類の対象者に実施

調査内容	対象者	対象数 (人)	集計数 (人)	回収率 (%)
府民調査	平成26年9月1日現在、満20～44歳の府民	27,175	7,593	27.9
府内就労者調査	20～44歳の府内就労者	6,140	2,261	36.8
全国調査	20～44歳の国民	3,000	1,226	40.9

②「府民調査」の居住地域別回収状況

地域	京都市	丹後	中丹	南丹	乙訓	学研都市	相楽東部	山城北	不明
対象数 (人)	9,292	2,686	2,249	2,250	2,250	2,250	1,698	4,500	
集計数 (人)	2,401	838	645	633	697	730	394	1,175	80
回収率 (%)	25.8	31.2	28.7	28.1	31.0	32.4	23.2	26.1	

■中津市 定住自立圏の設定で生活機能、結びつきやネットワークを強化（ポイント）

- ・ 定住自立圏（福岡県・大分県）を設定して、小児救急センター支援、スポーツ施設相互利用促進、勤労者福祉サービスセンター運営、広域観光パンフレット作成、コミュニティバス運行等を実施。

(資料等)

- #### ・ 地域少子化対策検証プロジェクト（第1回）資料10 など

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/chiiki-shoshiba/h27-09-30-siryoubi.pdf>

中津市提供資料



■福井県 “パートナー文化”づくりプロジェクト

(ポイント)

- ・ パートナーとともに演奏会に参加した場合などの割引サービスや定期的なイベントを充実させ、パートナーとともに楽しめる街、オープンな社会をつくり、「パートナー文化」を根付かせる。

(資料等)

- ・ 地域少子化対策検証プロジェクト（第3回）資料2 など

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/chiiki-shoshika/h27-11-24-siryou2.pdf>

福井県提供資料（抜粋）

今後の展開(新規事業)

